


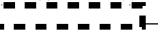


内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

(参考資料2) 設工認から保安規定への反映項目確認

本資料では、第1次～第5次設工認申請書において「保安規定」を含む記載及び保安規定への反映が必要な記載を「設工認から保安規定に反映すべき内容」に抽出している。

No. (*1)	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-1	へ-1	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、 <u>巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動</u> (以下「保安」という。)において留意すべき事項を抽出し、記録する。保安を実施するため、その記録を維持する。	(設計・開発の結果に係る情報) 第12条の3 3. (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること (設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保安において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に定める保安計画に反映して保安を実施するため、その記録を維持することを含む。)	②
1-2	へ-1	(7) 保安において留意すべき事項を踏まえて、保安に係る計画 (以下「保安計画」という。) を策定し、保安計画に基づき保安を実施する。	No.1-1	②
1-3	へ-1	(8) 保安の実施結果及び原子力施設における保安に関する <u>最新の知見</u> を踏まえて評価を行い、保安の継続的改善を図る。	(不適合管理、是正処置及び未然防止処置) 第62条の9 4. 各部長は、保安の実施結果、原子力施設における保安に関する <u>最新の知見及び第15条の3</u> に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保安の継続的改善を図る。	②
1-4	へ-6	表へ-1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする設備・機器及び変更内容 第2加工棟  燃料集合体保管ラックE型No.1 撤去	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 (第33条関係) 燃料集合体保管ラックE型 削除	①
1-5	へ-12	表へ-2-2 輸送容器搬送コンベアNo.1-2 仕様の注釈 (2)～建物外扉付近 (1箇所) 及びコンベアカバーNo.1の出入り扉付近 (1箇所) に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業者に注意を促しながら、 <u>建物外扉とコンベアカバーNo.1の出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーNo.1のシャッターを同時開放しない管理</u> を行う。	別表3 保安上特に管理を必要とする設備 (第31条関係) (注1) 建物外扉付近 (1箇所) 及びコンベアカバーの出入り扉付近 (1箇所) に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により操作員に注意を促しながら、 <u>建物外扉とコンベアカバーの出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーのシャッターを同時開放しない管理</u> を行う。	①
1-6	へ-27	表へ-3-2 輸送容器搬送コンベアNo.2-2 仕様の注釈 (2)～建物外扉付近 (1箇所) 及びコンベアカバーNo.2の出入り扉付近 (1箇所) に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業者に注意を促しながら、 <u>建物外扉とコンベアカバーNo.2の出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーNo.2のシャッターを同時開放しない管理</u> を行う。	No.1-5	①
1-7	へ-82	表へ-9-1 ベレット保管ラックB型No.1 仕様 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 さらに、 <u>最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減</u> を図っている。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70条関係) (3) 第2加工棟  濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン 酸化ウランベレット <u>38 ton-U</u> (注3)	②
1-8	へ-95	表へ-13-1 燃料棒保管ラックB型No.1 仕様 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 さらに、 <u>最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減</u> を図っている。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70条関係) (3) 第2加工棟  濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン 燃料棒 <u>41 ton-U</u> (注4)	②
1-9	へ-99	表へ-13-2 燃料棒保管ラックB型No.2 仕様 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 さらに、 <u>最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減</u> を図っている。	No.1-8	②
1-10	へ-110	表へ-16-1 燃料集合体保管ラックE型No.1 仕様 設備・機器の撤去を行い、 <u>最大貯蔵能力を削減</u> することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 設備・機器の撤去を行い、 <u>最大貯蔵能力を削減</u> することにより、線量の低減を図っている。 設備・機器の撤去を行い、 <u>最大貯蔵能力を削減</u> することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70条関係) (3) 第2加工棟  削除	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-11-1	へ-111	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。	(改造) 第64条 各部長は、施設の改造を行う場合、自ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。 2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の改造を実施するに当たっては、関係部長と協議の上、(工事)作業計画を作成し、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した改造については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。	②
1-11-2	へ-111	・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。	(保全計画の策定) 第62条の6 6. (3) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する(工事)作業計画に、労働安全衛生法等関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。	②
1-11-3	へ-111	a. 一般事項 ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。	(計器及び放射線測定器の校正) 第59条の5 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。	③
1-11-4	へ-111	・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。	No. 1-11-2	③
1-11-5	へ-111	・発生した廃棄物の仕掛品について、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力(200Lドラム缶換算約11170本)は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。	(廃棄物の仕掛品) 第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。  (放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるように整理番号等を表示する。	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-11-6	へ-111	<p>・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装着、放射線管理、連絡体制等について記載した(工事)作業計画を作成し作業を実施する。</p> <p>・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</p> <p>・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。</p> <p>・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</p>	<p>(漏えい管理)</p> <p>第34条</p> <p>3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。</p> <p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>4. 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p>	③
1-11-6	へ-111	<p>・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第30条</p> <p>2. 各部長は、非正常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非正常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	③
1-11-7	へ-111	<p>・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、巡回・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</p>	<p>(保全計画の策定)</p> <p>第62条の6</p> <p>各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p>	②
1-11-8	へ-111	<p>・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</p>	No. 1-11-2	③
1-12	へ-112	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <p>・本工事は管理区域内で実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</p> <p>・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第44条</p> <p>2. 環境安全部長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入口を経由すること。</p> <p>ただし、環境安全部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 所定の個人線量測定器を着用すること。</p> <p>ただし、第47条に定める管理区域一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、環境安全部長があらかじめ定めた方法に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第50条</p> <p>各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。</p>	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-13	へ-112	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 1 環境安全部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、 <u>火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。</u> 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、 <u>設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</u>	③
1-14	へ-112	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、 <u>あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</u> ・ <u>あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</u>	（異常時の措置） 第36条 <u>加工施設の操作に関し、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常（異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。）を含む。）</u> 、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を察見した者は、直ちに担当部長に通報する。  添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 10. 設計想定事象の発生時（その他） 資機材の配備 2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。	③
1-15	なし	保安品質保証計画書	反映済のため、省略	—
1-16	添付1-6	加工事業変更許可申請書において、竜巻対策として <u>最大貯蔵能力を削減</u> してウランのインベントリを低減することに伴う変更（工事を伴わない） 加工事業変更許可申請書において、竜巻対策として <u>貯蔵設備を撤去</u> してウランのインベントリを低減することに伴う変更 加工事業変更許可申請書において、 <u>最大貯蔵能力を削減</u> して加工施設のリスクの低減を図ることに伴う変更（工事を伴わない） 加工事業変更許可申請書において、 <u>貯蔵設備を撤去</u> して加工施設のリスクの低減を図ることに伴う変更	No. 1-7、No. 1-8、No. 1-10	② ② ①
1-17	添付1-7	核的制限値を設定している。	（臨界安全管理） 第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれか又は十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。	①
1-18	添付1-17	本加工施設において取り扱うウランは、濃縮度が5%以下の粉末、ペレット、燃料棒及び燃料集合体の形態である。事業所外からの搬入に先立って、事前に成績書により、臨界安全管理のため濃縮度、質量及び減速条件について確認する手順を定めている。	（核燃料物質の管理に係る計画及び実施） 第66条 燃料製造部長は、第68条に記載する事項を定めた核燃料物質の受入れ、払出しに関する基準を定める。 各部長は、第17条に定める職務に従い、第69条から第70条に記載する事項を定めた核燃料物質の運搬及び貯蔵に関する各基準を定める。	③
1-19	添付1-23	基本方針（複数ユニットの臨界安全）に示したとおり、本加工施設を、臨界安全管理上、次の9つの領域に区分する。	No. 1-17	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-20	添付1-51	本申請の対象を収納する第2加工棟の屋根は、設計で想定する降下火砕物の堆積厚さに耐える設計としている。また、降下火砕物を確認した場合に、速やかに除去する措置を講じることから、安全機能を損なうおそれはない。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 7. 設計想定事象の発生時(火山活動(降下火砕物)) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。	②
1-21	添付1-52	本申請の対象を収納する第2加工棟の屋根は、設計で想定する積雪厚さに耐える設計としている。また、これを超える積雪が生じるおそれのあるときは、除雪等の措置を講じることから、安全機能を損なうおそれはない。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 8. 設計想定事象の発生時(積雪) 手順書の整備 1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、 <u>これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。</u>	②
1-22	添付1-54	酸化ウランペレットの貯蔵施設であるペレット保管ラックB型No.1 を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を41 ton-U から38 ton-U に削減し、燃料棒の貯蔵施設である燃料棒保管ラックB型No.1 及び燃料棒保管ラックB型No.2 を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を54 ton-U から41 ton-U に削減し、また、燃料集合体の貯蔵施設である燃料集合体保管ラックE型No.1 の撤去を行い、第2加工棟の最大貯蔵能力1 ton-U を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。	No.1-7、No.1-8、No.1-10	② ② ①
1-23	添付1-63	[5.5-F1] 施設の操作に係る情報システム(施設運転制御系システム)は、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。これらの情報システムは、核物質防護規定に基づき、その機能を維持管理する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。	①
1-24	添付1-73	また再生濃縮ウランの配置については、加工事業変更許可申請書に基づき保安規定に定めて管理する。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 (4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。  別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係)(注1)～(注5)、(注8)	①
1-25	添付1-74	酸化ウランペレットの貯蔵施設であるペレット保管ラックB型No.1 を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を41 ton-U から38 ton-U に削減し、燃料棒の貯蔵施設である燃料棒保管ラックB型No.1 及び燃料棒保管ラックB型No.2 を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を54 ton-U から41 ton-U に削減し、また、燃料集合体の貯蔵施設である燃料集合体保管ラックE型No.1 の撤去を行い、第2加工棟の最大貯蔵能力1 ton-U を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。	No.1-7、No.1-8、No.1-10	② ② ①
1-26	添付1-82	・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動(以下「保全」という。)において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。 ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画(以下「保全計画」という。)を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。 ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-1、No.1-2、No.1-3	② ② ②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-27	添付1-87	なお、液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から周辺監視区域外に排出する前に、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中濃度限界以下であることを確認する手順を定めている。	(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。  2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。	③
1-28	添付1-96	さらに、酸化ウランペレットの貯蔵施設であるペレット保管ラックB型No.1を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を41 ton-U から38 ton-U に削減し、燃料棒の貯蔵施設である燃料棒保管ラックB型No.1及び燃料棒保管ラックB型No.2を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を54 ton-U から41 ton-U に削減し、また、燃料集合体の貯蔵施設である燃料集合体保管ラックE型No.1の撤去を行い、第2加工棟の最大貯蔵能力1 ton-U を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。	No.1-7、No.1-8、No.1-10	② ② ①
1-29	付属1-1～付	表1-1 今回申請する設備、機器の単一ユニットの臨界評価方法及び臨界管理方法	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値(第33条関係) 制限値、運転管理欄	①
1-30	添付3-10	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 (5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。	①
1-31	添付3-10	また、取り扱うウランの性状を考慮して、耐震重要度分類第1類の設備に収納する燃料棒及び燃料集合体はDR=0.002、第2類及び第3類の設備に収納される燃料棒及び燃料集合体はDR=0.02、第1類相当の固縛を行ったドラム缶はDR=0.001、第1類の設備に収納される粉末保管容器はDR=0.02、第2類及び第3類の設備に収納する粉末保管容器はDR=0.2、保護容器(旧AF型輸送容器)はDR=0.002に設定した。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。  添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 4. 設計想定事象の発生時(地震) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないよう対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏れいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-32	添付3-10	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は1段置きで取扱 い時には最大高さを1 m 以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に10% が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取り扱う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動にお いて規定する事項 (第30 条の3 関係) 4. 設計想定事象の発生時 (地震) 手順書の整備 7 燃料製造部長は、粉末・ペレット貯蔵容器1型の設置に当たっては、固縛して設置 し、1.0 Gの水平地震力に対して転倒を防止する。取扱い時においても、最大高さ約1 m 以下とすることによって、落下、転倒しても、粉末・ペレット貯蔵容器1型に収納した 閉じ込め機能を有する粉末保管容器が損傷することを防止する。※ ※第6.5条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、 保管廃棄を行わないこと。	①
1-33	添付3-10	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安 全側に10%とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として10%見込む。さらに蓋が開い たドラム缶からウランが漏えいする割合として10%見込む。	No. 1-31	①
1-34	添付3-10	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(ロ)の第3表に示す。建物内 におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器 が建物外へ飛散することはない。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外のF3 竜巻 対策を評価上考慮しないものとしている。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動にお いて規定する事項 (第30 条の3 関係) 5. 設計想定事象の発生時 (竜巻) 資機材の配備 2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要 に応じて固縛するための資機材を配備する。	①
1-35	添付3-11	添5ヌ(ロ)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注2：第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁 及び竜巻のソフト対策として行う車両の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来す るおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動にお いて規定する事項 (第30 条の3 関係) 5. 設計想定事象の発生時 (竜巻) 手順書の整備 2 五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機 能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。 六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼす おそれのある区域にある大型車両 (トラックウィング車) はその有無を確認し、その区 域外に退避する措置を講じる。  添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必 要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の 対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、 構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。	①
1-36	添付3-11	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を 貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の 保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1 とし、これ以外 は飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具により ドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01 とする。	No. 1-31	①
1-37	添付3-11	～、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物 を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定 し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。～	No. 1-20	②
1-38	添付3-13	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。	No. 1-19	③
1-39	添付3-14、 添付3-15	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄 する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直 接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。	No. 1-24	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-40	添付3-15	ウランを収納する設備・機器は飛散及び漏えいのない設計とし、ウランを取り扱う設備・機器は、耐腐食性を有する材料を用いるとともに、空気中への飛散及び漏えいを防止する設計とする。ウランが飛散・漏えいした場合にはそれを検知し、警報を発する設計とする。汚染が発生するおそれのある区域を第1種管理区域として管理し、第1種管理区域内の空気は、含まれる放射性物質を十分に取り除いた後、環境に放出する設計とする	(管理区域の区分) 第41条 前条の管理区域は、次の各号に基づき別図2-(2)及び別図2-(3)のとおり区分する。 (2) 汚染のおそれのない区域以外の区域：(第1種管理区域)  別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 別図2-(3) 管理区域及び保全区域図	③
1-41	添付3-15	粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	(操作上の一般事項) 第30条 各部長は、加工施設の操作に当たっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 2. 各部長は、非正常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非正常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。  (漏えい管理) 第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。 5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	③
1-42	添付3-15、 添付3-16	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する	(保全計画の策定) 第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。 (1) 点検計画 (2) 定期事業者検査の実施計画 (3) 設計及び工事の計画 (4) 巡視の計画 (5) 特別な保全計画	①②
1-43	添付3-16	警報が発せられた場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質濃度を線量告示に定める空气中濃度限度以下に管理する。	(放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにする。 4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-l)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、lは通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-l)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-l)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-44	添付3-16	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあつては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。	(漏えい管理) 第34条 2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。  (給排気設備の停止に係る措置) 第65条 設備管理部長は、計画停電等で加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止する場合は、各部長が以下の保安上の措置を講じていることを確認し、核燃料取扱主任者に給排気設備の停止実施前にその措置が適切であることの確認を受ける。 (1) 加工施設の通常的使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め	①
1-45	添付3-16	この室内の負圧は差圧計により連続的に監視し、負圧が維持できない場合は警報を発するようにし、管理する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3 関係) 10. 設計想定事象の発生時 (その他) 資機材の配備 11 設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。	②
1-46	添付3-17	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあつては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。	(放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ (排気用モニタ) 等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。	③
1-47	添付3-17	ウラン取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、ウラン取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理し、ウランの室内への飛散を防止する。	No.1-42	①②
1-48	添付3-17	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を囲い式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。	(被ばくの低減措置) 第50条 3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。  (給排気設備の停止に係る措置) 第65条 2. 各部長は、給排気設備の停止実施後に第1種管理区域に人を立ち入らせる場合には、第50条に定めるところに従う。	③
1-49	添付3-18	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 手順書の整備 1 環境安全部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	②
1-50	添付3-18	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 手順書の整備 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-51	添付3-19	空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 手順書の整備 5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	②
1-52	添付3-19	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器 (粉末保管容器) に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 手順書の整備 6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器 (粉末保管容器) に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	②
1-53	添付3-19	～消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。～	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。 5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	②
1-54	添付3-19	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 手順書の整備 3 環境安全部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	②
1-55	添付3-19	加工施設の建物の各室は、屋内消火栓又は屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルート及び第2加工棟にあつては各室の屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上設ける。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-56	添付3-20	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。	②
1-57	添付3-20	ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。	②
1-58	添付3-21	また、火災区画内の火災源に対しては、添5チ(ロ)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。	No.1-57	②
1-59	添付3-21	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持込みと保管管理等について定める。(a) 本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。(b) 加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。(c) 発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。(d) 可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 12 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。 13 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。 14 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	②
1-60	添付3-21	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。また、火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。(添付書類七ロ(ハ)参照)	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 要員の配置 1 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、lは通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-61	添付3-21	<p>(*) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油(以下「廃油」という。)は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。このため、廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。また、第5廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。このため、廃油は火災源として考慮しない。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備</p> <p>15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p>	②
1-62	添付3-21	<p>～また、消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、また非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。粉末消火器による初期消火活動に係る詳細は、別添(ロ)ー7に示す。粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、水消火設備(屋内消火栓又は屋外消火栓)を使用する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする(添付書類七)。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備</p> <p>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。</p> <p>添付1 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備</p> <p>16 所長は、粉末消火器により消火を行わず火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火させる。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p>	②
1-63	添付3-25	<p>敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 手順書の整備</p> <p>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>(2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</p>	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、lは通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-64	添付3-26	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、 <u>風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。</u>	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、 <u>固縛等の転倒・飛散対策を講じる</u> ことを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、 <u>核燃料物質の固縛・固定</u> 、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。	②
1-65	添付3-27	安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/s に対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。(b) ソフト対策 竜巻襲来時のソフト的な対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。 <u>① 体制の整備～ ② 注意喚起～ ③ 警戒態勢～</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 要員の配置 1 環境安全部長は、 <u>竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。</u> また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 手順書の整備 1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、 <u>注意喚起として事前準備を実施する。</u> 大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長及び環境安全部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 2 環境安全部長は、 <u>加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</u>	②
1-66	添付3-28	その上で、降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、 <u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。</u>	No.1-20	②
1-67	添付3-28	作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、 <u>地震力に対して十分な強度をもつて設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 7. 設計想定事象の発生時(火山活動(降下火砕物)) 手順書の整備 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもつて設置する。 3. 設計想定事象の発生時(火山活動(降下火砕物)) 資機材の配備 1 設備管理部長は、火山活動(降下火砕物)発生時に <u>必要な防護具及び資機材を配備する。</u>	②
1-68	添付3-28	また、 <u>必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 7. 設計想定事象の発生時(火山活動(降下火砕物)) 手順書の整備 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、 <u>必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u>	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-69	添付3-28	～この堆積速度4 cm/日を考慮し、 <u>建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 7. 設計想定事象の発生時(火山活動(降下火砕物)) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。	②
1-70	添付3-28	また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-21	②
1-71	添付3-28	給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万が一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 9. 設計想定事象の発生時(生物学的事象) 手順書の整備 1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。 2 設備管理部長は、万が一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。	②
1-72	添付3-29	(e) 敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限して管理するとともに、 <u>防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、 <u>運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u>	②
1-73	添付3-29	<u>延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、 <u>延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。</u>	②
1-74	添付3-29	③ 必要となる対策 前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。○a 敷地内の竹林の火災影響評価による危険距離は6.2mである。竹林は火炎延焼経路において下り傾斜(約30°)であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、 <u>離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 2 環境安全部長は、竹林は火炎延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、 <u>離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。</u>	②
1-75	添付3-31	～各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。～、敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、 <u>防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。～</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、 <u>運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u>	②
1-76	添付3-31	○c 必要となる対策 ○i 燃料輸送車両 敷地内に入構する車両に対して、 <u>運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する</u>	No.1-72	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-77	添付3-31	(d) 二次的影響への対策 ① ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。② 大量の有毒ガスを取り扱う施設は、敷地の近隣にはないため、防護対象施設に対する有毒ガスの影響は考慮しない。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3 関係) 2. 設計想定事象の発生時 (外部火災) 手順書の整備 6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。	②
1-78	添付3-32	(i) 墮壁等による区画 また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。	②
1-79	添付3-32	(ii) 出入管理 加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、IDカードにより加工施設の出入管理を行う。一時立入者に対しては、その身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。また、常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。 (2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。  (管理上の人の区分) 第47条 (1) 放射線業務従事者 (2) 管理区域一時立入者	②
1-80	添付3-32	(iv) 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動の防止 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設において、金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び常時監視を行う。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。 (3) 敷地内における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動にあたっては、第56条及び第69条に従う。	②
1-81	添付3-32	加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込みを防止するため、及び入構車両においては積載荷物の点検を行う。加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (3) 敷地内における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動にあたっては、第56条及び第69条に従う。 (4) 及び入構車両の積載物の点検を行い、敷地外から爆発物又は有害物質が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。	②
1-82	添付3-32	(i) 外部からの不正アクセスの防止 また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアーウォールを設置する。社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。	①
1-83	添付3-33	内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。	No.1-23	①
1-84	添付3-33	サイバーテロを未然に防止するため、本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断することにより、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第二条第四項に規定する不正アクセス行為の発生を防止する。	No.1-23	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (* 2)	結果 (* 3)
1-85	添付3-33		(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。	①
1-86	添付3-34	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(i) 没水に対する安全設計 (i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備 1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	②
1-87	添付3-34	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) ⑥ ウラン取扱いに水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。 20 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止する。 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。 22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。	②
1-88	添付3-34	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(iii) 蒸気に対する安全設計 (a) 蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 2. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	②
1-89	添付3-34	～漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ハ)の第3表に示すとおり合計35分とした。この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・操業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業員(設備担当)が駆け付けて閉止する場合を想定。・第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。流出流量は、貫通クラックの面積、損失係数、水頭を用いて次式により求める。～	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備 6 設備管理部長は、溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。	①

(\* 1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\* 2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\* 3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-90	添付3-35	本加工施設の火災の拡大防止に対しては、 <u>粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。</u> ～	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。	②
1-91	添付3-35	～各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に <u>給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。</u> ～	No.1-86	②
1-92	添付3-35	安全機能を有する施設は、 <u>誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。</u>	(操作上の一般事項) 第30条 各部長は、加工施設の操作にあたっては、 <u>誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</u>	②
1-93	添付3-35	(1) <u>誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状況が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。</u> ～	(操作上の一般事項) 第30条 (3) <u>制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。</u>	②
1-94	添付3-35	(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下 (混乱した状態等) であっても、 <u>簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。</u> ～	(操作上の一般事項) 第30条 (4) <u>安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。</u>	③
1-95	添付3-36	また、 <u>本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3 関係) 10. 設計想定事象の発生時 (その他) 手順書の整備 10 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、 <u>内部発生飛来物が発生し加工施設の安全機能を損なわないように、加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない。</u>	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-l)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、lは通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-l)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-l)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-96	添付3-38	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にしなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	<p>(臨界安全管理) 第33条 2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。 ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 成形施設 第2ライン 第2加工棟 第2-2混合室 粉末混合機No.2-1粉末混合機 粉末混合機No.2-1粉末投入機 運転管理方法 管理機器(秤量器)により事前計量した単位保管容器の酸化ウランの合計を1,130 kg以下に管理するとともに監視機構(投入バルブとロードセルのインターロック機構)により連続監視、確認する。</p> <p>別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 その他加工設備の附属施設 第2加工棟第2開発室 運転管理方法 上記の管理について、第2開発室にウランを持ち込む前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。 その他加工設備の附属施設 第2加工棟第2開発室 運転管理方法 上記の管理について、第2分析室にウランを持ち込む前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。</p>	①
1-97	添付3-38	可燃性物質(油類)は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 23 燃料製造部長は、所管する可燃性物質(油類)の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	②
1-98	添付3-39	火災による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。	No.1-44	①
1-99	添付3-40	なお、本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	(核燃料物質の受入れ、払出し) 第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。	③
1-100	添付3-41	第1廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、廃油の焼却減容及び持出し物品の除染処理を行う。	(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。	③
1-101	添付3-41	固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。	No.1-100	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-102	添付3-41	保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	(放射性固体廃棄物) 第73条 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるように整理番号等を表示する。  別表18 保安に関する記録(第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係) 1. 加工規則第7条に基づく記録 チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	③
1-103	添付3-41	放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。	(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。	③
1-104	添付3-42	なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	(廃棄物の仕掛品) 第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。	③
1-105	添付3-42	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	(線量当量等の測定) 第52条 3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。	②
1-106	添付3-42	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。  別表10 線量当量等の測定方法(第52条条関係) 測定項目 表面密度 空気中の放射性物質の濃度 外部放射線に係る線量当量  (管理区域) 第40条 管理区域は、別図2-(2)及び別図2-(3)に示す区域とする。 (管理区域への出入管理) 第44条 環境安全部長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。	③
1-107	添付3-43	本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入れに当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められたASTM(米国材料試験協会)(1)及びDOE(米国エネルギー省)(2)の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	(核燃料物質の受入れ、払出し) 第68条 3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。	①
1-108	添付3-43	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(1) 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分し、管理する。	No.1-40	③
1-109	添付3-43	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(2) 管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。	No.1-106	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-110	添付3-43	(1) <u>放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。</u> 、他	(管理上の人の区分) 第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。 <u>(1) 放射線業務従事者</u> 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。	③
1-111	添付3-44	加工施設内にガンマ線エリアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。 <u>電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場所は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。</u> また、設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	(管理区域の特別措置) 第42条 環境安全部長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、核燃料取扱主任者による審査の上、標識の掲示、さく、施錠等の方法により他の場所と区分し、通常作業時の人の立入りを制限する。 <u>(1) 管理区域に立ち入る者が受ける外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域</u>	③
1-112	添付3-44	監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計とするとともに、 <u>緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</u>	(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう <u>緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。</u> 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。	②
1-113	添付3-45	(i) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき <u>加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。</u> 周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。	(周辺監視区域) 第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって別図2-(1)及び別図2-(2)に示す区域とする。 2. 環境安全部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。	③
1-114	添付3-45	また、 <u>気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。</u>	(放射性液体廃棄物) 第74条 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。  (放射性気体廃棄物) 第75条 2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ(排気用モニタ)等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。  別表9 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 測定場所 測定項目 周辺監視区域外・環境試料中の放射性物質濃度(注1) (注1) 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、 <u>加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。</u>	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-l)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、lは通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-l)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-l)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-115	添付3-45	長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の3 関係) 10. 設計想定事象の発生時 (その他) 資機材の配備 10 設備管理部長は、長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する。	①
1-116	添付3-46	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。	②
1-117	添付3-46	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的な実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある屋を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。	②
1-118	添付3-46	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊 (以下「大規模損壊」という。) への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 11 設備管理部長及び燃料製造部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。	②
1-119	添付3-48	火災の複数同時発生の想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-120	添付3-49	重大事故に至るおそれがある事故の具体的想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 (7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長 (本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者) の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 (10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。	②
1-121	添付3-50	～火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者 (本部長到着後は本部長) の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。	②
1-122	添付3-50	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。	②
1-123	添付3-50	iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(p)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
1-124	添付3-50	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、～ (1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、～ (2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り者は、～ (3) 状況確認の結果、目視～ (4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、～ (5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、～ (6) 消火にあたっては、機能喪失のおそれのある～ (7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超える～ (8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、～ (9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、～ (10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、～ (11) 消火活動、救助活動等の対処にあたっては、～ (12) アクセスルート上に消火器を配置し、～	②
1-125	添付3-51	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(ロ)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、 <u>要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能</u> であり～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。 5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。	②
1-126	添付3-51	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、 <u>資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。</u>	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的(年1回以上)に実施する。	②
1-127	添付3-51	(1) 体制の整備 体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (* 2)	結果 (* 3)
1-128	添付3-52	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備する～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないように、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21)	②
1-129	添付3-52	(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。	②
1-130	添付3-52	(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。 2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。	②
1-131	添付3-53	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。	②
1-132	添付3-54	・火災対策のため、第1～3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	No. 1-74	②
1-133	添付3-55	・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟( )の試験開発設備及び貯蔵設備(最大貯蔵能力2 ton-U)を撤去するとともに、第3開発室から第2-1作業支援室に部屋名称を変更する。第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込め機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。	別図2-(3) 管理区域及び保全区域図 13 第3開発室→第2-1作業支援室  別図5 第2加工棟の臨界安全管理の領域 8 第3開発室→第2-1作業支援室	①
2-1	へ-1	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動(以下「保全」という。)において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1	②

(\* 1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\* 2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\* 3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-2	へ-1	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、 <u>保全に係る計画</u> （以下「 <u>保全計画</u> 」という。）を策定し、 <u>保全計画に基づき保全を実施する</u> 。	No.1-1	②
2-3	へ-1	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する <u>最新の知見</u> を踏まえて評価を行い、 <u>保全の継続的改善を図る</u> 。	No.1-3	②
2-4	へ-3	表へ-1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする設備・機器及び変更内容 第2加工棟 第2-1作業支援室 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2 撤去	第2-1作業支援室とは現行の保安規定における第3開発室のことである。 別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 その他加工設備の附属施設 第3開発室 削除 別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 (注7) 削除 別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 (注8) 削除 別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (3) 第2加工棟 第3開発室 削除	①
2-5	へ-3	表へ-1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする設備・機器及び変更内容 第2加工棟 第2-1作業支援室 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管容器 撤去	No.2-4	①
2-6	へ-4	表へ-2-1 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2 仕様 (4) 本設備・機器は、試験開発設備 試験設備ベース(表リ-2-6)の上に固定しており、床、壁等に直接固定していないため、撤去する際には撤去跡が残ることはない。したがって、 <u>核燃料物質等による汚染の防止の措置</u> については、試験開発設備 試験設備ベース(表リ-2-6)の撤去においてその適合性を確認する。	No.1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-l)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、lは通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-l)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-l)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-7	へ-6	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・発生した廃棄物の仕掛品について、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。</li> <li>・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算約11170 本）は、現在の保管廃棄量約8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。</li> <li>・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。</li> <li>・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</li> <li>・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。なお、本工事においては、工事対象の設備に貯蔵している核燃料物質はないため、核燃料物質の移動は必要ない。</li> <li>・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、巡視・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> </ul>	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
2-8	へ-7	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No.1-12	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-9	へ-7	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。</li> <li>・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> </ul>	No. 1-13	③
2-10	へ-7	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No. 1-14	③
2-11	ト-1	<p>(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	No. 1-1	②
2-12	ト-1	<p>(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</p>	No. 1-1	②
2-13	ト-1	<p>(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	No. 1-3	②
2-14	ト-6	<p>表ト-2-2 気体廃棄設備No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）ダクト仕様</p> <p>(4) 次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 全体の適合性を確認する。なお、本申請では、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備No.1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、系統、室内負圧、処理能力）。</p>	No. 1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-15	ト-8	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・発生した廃棄物の仕掛品について、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所に金属製容器に収納する。</li> <li>・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算約11170 本）は、現在の保管廃棄量約8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。</li> <li>・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。</li> <li>・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</li> <li>・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。なお、本工事においては、工事対象の設備に貯蔵している核燃料物質はないため、核燃料物質の移動は必要ない。</li> <li>・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、巡視・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> <li>・局所排気系統の気体廃棄設備（フィルタユニット及びダクト）を撤去する場合は、当該局所排気系統に接続する設備・機器に使用禁止の措置を講じる。なお、本工事においては、局所排気系統の気体廃棄設備の部分撤去に併せて影響する設備・機器も全て撤去することから使用することはない。</li> </ul>	No. 1-11-2、No. 1-11-6、No. 1-11-7	② ③ ②
2-16	ト-9	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No. 1-12	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-17	ト-9	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No. 1-13	③
2-18	ト-9	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No. 1-14	③
2-19	ト-10	④撤去した設備・機器は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業エリア又は廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。	No. 1-11-6	③
2-20	ト-10	⑥次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No. 1 全体の適合性を確認する。なお、本申請では、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備No. 1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No. 1 の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、系統、室内負圧、処理能力）。	No. 1-11-6	③
2-21	ト-20	なお、次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No. 1 全体の適合性を確認する。	No. 1-11-6	③
2-22	ト-20	ただし、今回の申請において、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備No. 1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No. 1 全体の安全機能を維持するため、以下の措置を講じておく。 (1) ダクト ・ 部分撤去するダクトの跡仕舞いの状態（仮設の閉止板が取り付けられている）が適切であるかどうかを目視により確認する。 (2) 気体廃棄設備 No. 1 ・ 撤去しない部分のダクトの系統を目視又は関係書類等(注1)により確認する。 ・ 設備・機器を撤去した後の第2-1作業支援室における室内圧力と屋外圧力の差圧（室内の圧力が外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧）を測定又は関係書類等(注1)により確認する。 ・ ダクトを部分撤去した後の第2加工棟の気体廃棄設備No. 1 の排気能力（排気能力が1.3×10 <sup>5</sup> m <sup>3</sup> /時以上）及び換気回数（平均6回/時以上）を測定又は関係書類等(注1)により確認する。 (注1)「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。	No. 1-11-6	③
2-23	リ-1	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1	②
2-24	リ-1	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-25	リ-1	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3	②
2-26	リ-12	表リ-3-1 仮移設する設備・機器 (1) 別途申請する第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の設備・機器（気体廃棄設備No.1系統Ⅲ（部屋排気系統）ダクト、気体廃棄設備No.1系統Ⅵ（局所排気系統）ダクト（図リ-1-9参照））の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の設備・機器（通信連絡設備、火災感知設備）を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置を講じる。仮移設した設備・機器は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。	No.1-11-6	③
2-27	リ-13	表リ-3-1 仮移設する設備・機器 (1) 別途申請する第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の設備・機器（気体廃棄設備No.1系統Ⅲ（部屋排気系統）ダクト、気体廃棄設備No.1系統Ⅵ（局所排気系統）ダクト（図リ-1-9参照））の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の設備・機器（緊急設備）を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置を講じる。仮移設した設備・機器は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。	No.1-11-6	③
2-28	リ-14	表リ-3-1 仮移設する設備・機器 屋外（第2加工棟西側） 消火設備 屋外消火栓 外部からの衝撃による損傷の防止凍結の影響を受けないように、配管に保温材を巻きつける措置を講じる。	No.1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-29	リ-15	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・発生した廃棄物の仕掛品について、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所に金属製容器に収納する。</li> <li>・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算約11170 本）は、現在の保管廃棄量約8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。</li> <li>・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。</li> <li>・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</li> <li>・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。なお、本工事においては、工事対象の設備に貯蔵している核燃料物質はないため、核燃料物質の移動は必要ない。</li> <li>・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、巡視・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> <li>・取り外した設備・機器を一時保管するため、仮置き場所を確保し、必要に応じて養生シート等を用い、維持管理する。</li> </ul>	No. 1-11-2、No. 1-11-6、No. 1-11-7	② ③ ②
2-30	リ-16	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No. 1-12	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、 (\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-31	リ-16	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。</li> <li>・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> </ul>	No. 1-13	③
2-32	リ-16	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No. 1-14	③
2-33	リ-17	<p>⑥撤去した設備・機器は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業エリア又は廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。</p>	No. 1-11-6	③
2-34	リ-17	<p>⑧今後申請を予定している第2加工棟内の設備・機器の新規制基準対応工事の実施に当たって、既存の第2加工棟の通路以外には設備が設置されているため、工事に使用する資機材及び工事で発生する撤去部材（以下「工事資機材等」という。）を仮置きする場所を確保することが困難である。仮置きしない場合、工事に使用する資機材を準備できず工事を実施できないこと及び工事で発生する撤去部材の搬出作業を実施できないことが考えられるため、第2-1作業支援室の設備・機器の撤去後の床に工事資機材等を仮置きすることがある。設備・機器の撤去後の床を工事資機材等の仮置き場として使用する場合は、保護シート等で養生してから使用する。</p>	No. 1-11-6	③
2-35	リ-19	<p>b. 通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備の仮移設 [通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯]</p> <p>①火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 誘導灯について事前に公設消防と協議し、安全機能を維持するために必要な措置を講じる。</p> <p>②取外しする設備・機器を一時保管するために必要な面積を有する仮置き場所を確保する。</p> <p>③別途申請する第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の設備・機器（気体廃棄設備No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統）ダクト、気体廃棄設備No.1系統Ⅵ（局所排気系統）ダクト）の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備を天井ボードとともに取り外し、所定の機能を発揮できる位置に仮移設する。仮移設の作業中には、必要に応じて安全機能の代替措置を講じる。</p> <p>④仮移設する緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を非常用電源設備に接続する。</p> <p>⑤仮移設時に発生した廃棄物は、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。</p> <p>⑥仮移設中においても設備・機器の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、配置、員数、作動、非常作動）。</p> <p>⑦次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。</p>	No. 1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-36	リ-21	<p>c. 消火設備の仮移設[消火設備 屋外消火栓]</p> <p>①消火設備 屋外消火栓について事前に公設消防と協議し、安全機能を維持するために必要な措置を講じる。</p> <p>②取外しする設備・機器を一時保管するために必要な面積を有する仮置き場所を確保する。</p> <p>③別途申請する建物(第2加工棟)の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、屋外(第2加工棟西側)に設置している消火設備を取り外し、所定の機能を発揮できる位置に仮移設する。仮移設の作業中には、必要に応じて安全機能の代替措置を講じる。</p> <p>④仮移設中においても設備・機器の安全機能を維持するための措置を講じる(外観、配置、員数、作動、非常作動)。</p> <p>⑤次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。</p>	No. 1-11-6	③
2-37	リ-35	<p>なお、次回以降の申請で、今回の申請において仮移設した設備・機器(通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備、消火設備)を新規制基準対応工事により再設置し、その適合性を確認する。ただし、今回の申請において、仮移設中においてもその安全機能を維持するため、以下の措置を講じておく。</p> <p>(1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、緊急設備 非常用照明(注1)、緊急設備 誘導灯(注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備・機器の外観(使用上、有害な傷及び変形等の欠陥がない)を目視又は関係書類等(注2)により確認する。</li> <li>・設備・機器の固定状態(壁、柱、はり、屋根、基礎等に固定されている)を目視又は関係書類等(注2)により確認する。</li> <li>・設備・機器の配置(第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室)を目視又は関係書類等(注2)により確認する。</li> <li>・設備・機器の員数(1式)を目視又は関係書類等(注2)により確認する。</li> <li>・電源遮断後の作動状況(電源遮断後、40秒以上バッテリーにより動作する)を確認する。</li> <li>・作動状況(正常に作動する)を関係書類等(注2)又は作動試験を行うことにより確認する。</li> <li>・非常用電源設備から供給される電源で作動する(正常に作動する)ことを関係書類等(注2)又は作動試験により確認する。</li> </ul> <p>(2) 消火設備 屋外消火栓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備・機器の外観(配管に保温材を巻きつける措置が講じられている)を目視又は関係書類等(注2)により確認する。</li> <li>・設備・機器の配置(屋外(第2加工棟西側))を目視又は関係書類等(注2)により確認する。</li> <li>・設備・機器の員数(1基)を目視又は関係書類等(注2)により確認する。</li> <li>・作動状況(正常に作動する)を関係書類等(注2)又は作動試験を行うことにより確認する。</li> <li>・非常用電源設備から供給される電源で作動する(正常に作動する)ことを関係書類等(注2)又は作動試験により確認する。</li> </ul>	No. 1-11-6	③
2-38	なし	保安品質保証計画書	反映済のため、省略	—
2-39	添付1-4	建物内に安全避難通路を表示し、非常用照明及び誘導灯(又は誘導表示)を設けている。	No. 1-62	②
2-40	添付1-21 添付1-24	<p>次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1全体の適合性を確認する。</p> <p>なお、本申請では、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備No.1は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1の安全機能を維持するための措置を講じる(外観、系統、室内負圧、処理能力)。</p>	No. 1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-41	添付1-28	<ul style="list-style-type: none"> <li>本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</li> <li>保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</li> <li>保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</li> </ul>	No. 1-1 No. 1-3	② ②
2-42	添付1-35 添付1-41	<p>次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 全体の適合性を確認する。</p> <p>なお、本申請では、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備No.1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、系統、室内負圧、処理能力）。</p>	No. 1-11-6	③
2-43	添付1参1-6	建物内に安全避難通路を表示し、非常用照明及び誘導灯（又は誘導表示）を設けている。	No. 1-62	②
2-44	添付3-3	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。	No. 1-30	①
2-45	添付3-3	また、取り扱うウランの性状を考慮して、耐震重要度分類第1類の設備に収納する燃料棒及び燃料集合体はDR=0.002、第2類及び第3類の設備に収納される燃料棒及び燃料集合体はDR=0.02、第1類相当の固縛を行ったドラム缶はDR=0.001、第1類の設備に収納される粉末保管容器はDR=0.02、第2類及び第3類の設備に収納する粉末保管容器はDR=0.2、保護容器（旧AF型輸送容器）はDR=0.002に設定した。	No. 1-31	②
2-46	添付3-3	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は1段置きで取扱い時には最大高さを1m以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に10%が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取扱う。	No. 1-32	①
2-47	添付3-3	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として10%見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏えいする割合として10%見込む。	No. 1-31	②
2-48	添付3-3	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(n)の第3表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外のF3 竜巻対策を評価上考慮しないものとしている。	No. 1-34	①
2-49	添付3-3	添5ヌ(n)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注2：第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車両の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。	No. 1-35	①
2-50	添付3-3	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1とし、これ以外に飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01とする。	No. 1-31	②
2-51	添付3-3	～、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。～	No. 1-20	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-52	添付3-3	(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未達であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて制限する。	No.1-96	①
2-53	添付3-5	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。	No.1-19	③
2-54	添付3-6	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減する設計とする。	No.1-24	①
2-55	添付3-7	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減する設計とする。	No.1-24	①
2-56	添付3-7	粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	No.1-41	③
2-57	添付3-7	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する	No.1-42	①②
2-58	添付3-8	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。	(保安上特に管理を必要とする設備) 第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。 (3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備  (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。 (1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。	②
2-59	添付3-8	また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下となるようにする。	(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。  (放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにする。 4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-60	添付3-8	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあつては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。	No.1-44	①
2-61	添付3-8	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあつては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。	No.1-46	③
2-62	添付3-9	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を囲い式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。	No.1-48	③
2-63	添付3-9	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	No.1-49	②
2-64	添付3-10	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No.1-50	②
2-65	添付3-10	空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う	No.1-51	②
2-66	添付3-10	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。	No.1-52	②
2-67	添付3-11	(i) 火災感知設備 (a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	No.1-53	②
2-68	添付3-11	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	No.1-54	②
2-69	添付3-11	また、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。	No.1-60	②
2-70	添付3-11	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	No.1-56	②
2-71	添付3-12	ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する	No.1-57	②
2-72	添付3-12	また、火災区画内の火災源に対しては、添5チ(b)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。	No.1-57	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-73	添付3-12	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持ち込みと保管管理等について定める。(a) 本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。(b) 加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100 g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。(c) 発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。(d) 可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No. 1-59	②
2-74	添付3-12	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。また、火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。(添付書類七 ロ(ハ)参照)	No. 1-60	②
2-75	添付3-12	(*1) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油(以下「廃油」という。)は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。このため、廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。また、第5廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。このため、廃油は火災源として考慮しない。	No. 1-61	②
2-76	添付3-12	～また、消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、また非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートをも2つ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。粉末消火器による初期消火活動に係る詳細は、別添付(ロ)7に示す。粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、水消火設備(屋内消火栓又は屋外消火栓)を使用する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする(添付書類七)。	No. 1-62	②
2-77	添付3-15	過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-11-6	③
2-78	添付3-16	敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	No. 1-63	②
2-79	添付3-16	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	No. 1-64	②
2-80	添付3-17	安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/s に対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。(b) ソフト対策 竜巻襲来時のソフト的な対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。① 体制の整備～ ② 注意喚起～ ③ 警戒態勢～	No. 1-65	②
2-81	添付3-17	過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-11-6	③
2-82	添付3-17	本加工施設の建物の、降下火砕物の許容堆積厚さを添5ト(ホ)の第5表に示す。本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚12 cmを許容できる設計(降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して1.5 g/cm <sup>3</sup> とした。)であるが、安全側に気中の降下火砕物の状態を踏まえて降下火砕物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。	No. 1-20	②
2-83	添付3-17	その上で、降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。	No. 1-20	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-84	添付3-17	作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。	No. 1-67	②
2-85	添付3-18	また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	No. 1-68	②
2-86	添付3-18	～この堆積速度4 cm/日を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。	No. 1-69	②
2-87	添付3-18	また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-21	②
2-88	添付3-18	給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-71	②
2-89	添付3-18	(e) 敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限して管理するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。	No. 1-72	②
2-90	添付3-18	延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	No. 1-73	②
2-91	添付3-19	③ 必要となる対策 前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。○ a 敷地内の竹林の火災影響評価による危険距離は6.2 mである。竹林は火災延焼経路において下り傾斜(約30°)であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い。離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設との敷地内の草木を伐採し、管理する	No. 1-74	②
2-92	添付3-20	～各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。～、敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。～	No. 1-75	②
2-93	添付3-20	○ c 必要となる対策 ○ i 燃料輸送車両 敷地内に入構する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する	No. 1-72	②
2-94	添付3-20	(d) 二次的影響への対策 ① ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。② 大量の有毒ガスを取り扱う施設は、敷地の近隣にはないため、防護対象施設に対する有毒ガスの影響は考慮しない。	No. 1-77	②
2-95	添付3-21	(i) 障壁等による区画 また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。	No. 1-78	②
2-96	添付3-21	(ii) 出入管理 加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、ID カードにより加工施設の出入管理を行う。一時立ち入者に対しては、その身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。また、常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する	No. 1-79	②
2-97	添付3-21	(iv) 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動の防止 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の敷地内において、金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び常時監視を行う。	No. 1-80	②
2-98	添付3-21	加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込みを防止するため、敷地内において積載物の点検を行う。加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。	No. 1-81	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-99	添付3-21	(i) 外部からの不正アクセスの防止 また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアーウォールを設置する。 社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	No.1-82	①
2-100	添付3-21	内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。	No.1-23	①
2-101	添付3-21	サイバーテロを未然に防止するため、本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断することにより、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第二条第四項に規定する不正アクセス行為の発生を防止する。	No.1-23	①
2-102	添付3-21		No.1-85	①
2-103	添付3-22	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(i) 没水に対する安全設計 (i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	No.1-86	②
2-104	添付3-22	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) ⑥ ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカプラー型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。	No.1-87	②
2-105	添付3-22	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) 被水に対する安全設計 (d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4 関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 (8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定められた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。	②
2-106	添付3-23	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(iii) 蒸気に対する安全設計 (a) 蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	No.1-88	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-107	添付3-23	～漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ハ)の第3表に示すとおり合計35分とした。この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・操業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業者(設備担当)が駆け付けて閉止する場合は想定。・第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。流出流量は、貫通クラックの面積、損失係数、水頭を用いて次式により求める。～	No.1-89	①
2-108	添付3-23	本加工施設の火災の拡大防止に対しては、粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。～	No.1-90	②
2-109	添付3-23	～各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。～	No.1-86	②
2-110	添付3-23	安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるように設計する。	No.1-92	②
2-111	添付3-23	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状況が正確かつ迅速に把握できるように留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。～	No.1-93	②
2-112	添付3-23	(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。～	No.1-94	③
2-113	添付3-24	また、本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。	No.1-95	①
2-114	添付3-26	また、燃料棒を燃料棒トレイに積載するときは、トレイの構造により燃料棒の段数、間隔等を管理することによって、形状寸法制限の逸脱を防止する。	No.1-29	①
2-115	添付3-26	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	No.1-96	①
2-116	添付3-26	可燃性物質(油類)は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	No.1-97	②
2-117	添付3-27	A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空気中のウラン濃度をダストモニタにより監視し警報を発する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10.設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備	②
2-118	添付3-27	B.火災による閉じ込め機能の不全 当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1.設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 24 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。	②
2-119	添付3-28	なお、本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	No.1-99	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-120	添付3-29	第1廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、廃油の焼却減容及び持出し物品の除染処理を行う。	No. 1-100	③
2-121	添付3-29	固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。	No. 1-100	③
2-122	添付3-29	保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	No. 1-102	③
2-123	添付3-29	放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。	No. 1-103	③
2-124	添付3-29	なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	No. 1-104	③
2-125	添付3-30	(iii) 尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにするための検査手順等を定める。	(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。 別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係) 放射線業務従事者の線量 第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	②
2-126	添付3-30	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	No. 1-105	②
2-127	添付3-30	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	No. 1-106	③
2-128	添付3-30	本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入れに当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められたASTM(米国材料試験協会)(1)及びDOE(米国エネルギー省)(2)の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	No. 1-107	①
2-129	添付3-30	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(1)管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分し、管理する。	No. 1-40	③
2-130	添付3-31	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(2)管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。	No. 1-106	③
2-131	添付3-31	(1)放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。、他	No. 1-110	③
2-132	添付3-32	加工施設内にガンマ線エリモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場所は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。また、設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	No. 1-111	③
2-133	添付3-32	監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計とするとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。	No. 1-112	②
2-134	添付3-32	(i)「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。	No. 1-113	③
2-135	添付3-32	また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。	No. 1-114	③
2-136	添付3-32	長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。	No. 1-115	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-137	添付3-33	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。～	No. 1-116	②
2-138	添付3-33	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	No. 1-117	②
2-139	添付3-33	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。また、建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	No. 1-118	②
2-140	添付3-33	事故の発生条件として、設計基準事故を超える条件で建物及び設備・機器に損傷等が発生したと想定する。具体的には、外的事象において設計基準を超える地震等の外力、内的事象においては、安全機能を有する施設における機器の複数の故障等が各工程に及ぼす影響と工程において取り扱うウランの性状を考慮し、核燃料物質等を閉じ込める機能の著しい喪失に至る可能性のあるものを、重大事故に至るおそれがある事故として選定する。	No. 3-205	②
2-141	添付3-35	火災の複数同時発生の想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	No. 1-119	②
2-142	添付3-36	重大事故に至るおそれがある事故の具体的想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。～	No. 1-120	②
2-143	添付3-36	～火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。	No. 1-121	②
2-144	添付3-37	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。～	No. 1-122	②
2-145	添付3-37	iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(p)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。～	No. 1-123	②
2-146	添付3-37	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。～	No. 1-124	②
2-147	添付3-37	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(p)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能であり～	No. 1-125	②
2-148	添付3-37	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	No. 1-126	②
2-149	添付3-38	(1) 体制の整備 体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。～	No. 1-127	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
2-150	添付3-38	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備する～	No. 1-128	②
2-151	添付3-39	(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、処理事項に対する優先順位を明確にする。～	No. 1-129	②
2-152	添付3-39	(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。～	No. 1-130	②
2-153	添付3-39	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。～	No. 1-131	②
2-154	添付3-40	・火災対策のため、第1-3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	No. 1-74	②
2-155	添付3-40	(1) 第1加工棟の加工施設を加工施設外の施設とする変更 ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室)、第1部品加工室(同第1-1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同第1-4部品加工室)について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安(核規)第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	別図2-(2) 第1加工棟の西側(加工施設)と東側(加工施設外に施設に変更)との間を二重線とした。	①
2-156	添付3-41	(2) 核燃料物質の貯蔵施設に係る加工の方法の記載の変更 ・事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室を輸送物に限った貯蔵施設にする。この変更により、事業所外から受入時は、当該室に搬入し通関等の必要な手続きを行うこととし、また出荷時も搬出まで当該室にて保管するため、申請書における加工の方法の記載を見直すこととする。さらに加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力を78.2 ton-U から47.6 ton-U に削減する。	以下の名称を変更するとともに、最大貯蔵能力を変更する。 別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (1) 第1加工棟 最大貯蔵能力 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6ton-U	①
2-157	添付3-41	(3) 核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第1-3貯蔵棟の酸化ウラン粉末、第2加工棟の酸化ウランペレット及び燃料棒の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれ23.6 ton-U から5.9 ton-U に、41 ton-U から33 ton-U に、54 ton-U から41 ton-U に削減する。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (2) 第1-3貯蔵棟 最大貯蔵能力 5.9ton-U (3) 第2加工棟 最大貯蔵能力 33ton-U (3) 第2加工棟 最大貯蔵能力 41ton-U	②
2-158	添付3-41	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟の燃料集合体の貯蔵設備(最大貯蔵能力1 ton-U)を撤去する。	以下を削除する。 別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (3) 第2加工棟を削除	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載であることを示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (* 2)	結果 (* 3)
2-159	添付3-41	・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟 <del>XXXXXXXXXX</del> の試験開発設備及び貯蔵設備（最大貯蔵能力2 ton-U）を撤去するとともに、 <del>XXXXXXXXXX</del> から <del>XXXXXXXXXX</del> へ部屋名称を変更する。 第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。	No. 1-133	①
2-160	添付3-41	(5) 核的制限値の変更 ・最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。 最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コードKENO IV及び臨界計算コードKENO V.a (27 群ライブラリ) を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コードKENO V.a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。	核的制限値の変更については、別表4に反映。	①
3-1	15	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、 <u>巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）</u> において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1	②
3-2	15	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1	②
3-3	15	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3	②
3-4	17	表へー1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 第1加工棟 ④建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更	別図2-(2) <del>XXXXXXXXXX</del> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 第1加工棟の南西側の旧前室を管理区域から除外	①
3-5	17	表へー1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 <del>XXXXXXXXXX</del> 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域 撤去	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値（第33条関係） 第1加工棟 貯蔵施設 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域 削除	①
3-6	18	表へー1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 <del>XXXXXXXXXX</del> 粉末・ペレット貯蔵容器I型 撤去	No. 3-5	①
3-7	18	表へー1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 <del>XXXXXXXXXX</del> 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域 撤去	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値（第33条関係） 第1加工棟 貯蔵施設 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域 削除	①
3-8	18	表へー1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 <del>XXXXXXXXXX</del> 第1-1輸送物保管区域 新設	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵数量（第70条関係） (1) 第1加工棟 <del>XXXXXXXXXX</del> 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体47.6 ton-U  別図2-(2) <del>XXXXXXXXXX</del> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 10 <del>XXXXXXXXXX</del>	①
3-9	19	表へー2-1 第1加工棟 仕様 変更内容 ②第1-2資材保管室の撤去 車両通行の利便性を向上させるために、第1-2資材保管室の撤去を行う。	別図2-(2) <del>XXXXXXXXXX</del> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 撤去を反映	①

(\* 1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\* 2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\* 3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-10	20	表へー2-1 第1加工棟 仕様 変更内容 ⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、開口部を鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。第4-8廃棄物貯蔵室及び第1事務室の北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区画境界の形状変更を行う。	別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 撤去を反映	①
3-11	20	表へー2-1 第1加工棟 仕様 変更内容 ⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、開口部を鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。第4-8廃棄物貯蔵室及び第1事務室の北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区画境界の形状変更を行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。	②
3-12	20	表へー2-1 第1加工棟 仕様 変更内容 ⑧防火区画の新設及び改造 火災による損傷の防止対策として、防火区画の新設及び防火設備の改造を行う。(改造の仕様を別表へー2-1-6に示す。)	No. 3-11	②
3-13	20	表へー2-1 第1加工棟 仕様 変更内容 ⑩建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更 地震及び竜巻対策の一環で第1加工棟の南西側の旧前室を加工施設として使用しないものとするため、当該室の管理区域の設定を解除し周辺監視区域に変更する。なお、本変更に伴う工事は無い。	No. 3-4	①
3-14	23	表へー2-1 第1加工棟 仕様 外部からの衝撃による損傷の防止 ○安全機能を期待しない第4-8廃棄物貯蔵室の北側の旧前室、第1事務室の北側の旧前室を撤去	No. 3-10	①
3-15	24	表へー2-1 第1加工棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。 ・加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。 ・管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。 ・核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。 ・敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。	No. 1-79、No. 1-80、No. 1-81	② ② ②
3-16	24	表へー2-1 第1加工棟 仕様 閉じ込めの機能 ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する設計。 管理区域の設定範囲を、図へー2-1-54に示す。	(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。 別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図	③
3-17	24	表へー2-1 第1加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する管理。第1加工棟の消火活動時のアクセスルートを図へー2-1-62に示す。	No. 1-55	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-18	30	表へ-2-1 第1加工棟 仕様 注釈 (7) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。埋設の場合は公共建築工事標準仕様書に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600 mm 以上、それ以外は300 mm 以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。本申請に係る工事により、消火設備 屋外消火栓(消火栓No.6)、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設する屋外消火栓配管を埋設する場合は公共建築工事標準仕様書に従って埋設し、仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管の地上露出部には断熱材を設置する。	No.1-11-6	③
3-19	45	表へ-3-1 第1-1 貯蔵容器保管設備 第1-1 貯蔵容器保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F3] 第1-1 貯蔵容器保管設備 第1-1 貯蔵容器保管区域の撤去を行う。	No.3-5	①
3-20	47	表へ-4-1 第1-1 燃料集合体保管設備 第1-1 燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F3] 第1-1 燃料集合体保管設備 第1-1 燃料集合体保管区域の撤去を行う。	No.3-7	①
3-21	48	表へ-5-1 第1-1 輸送物保管区域 仕様 変更内容 新設(輸送物の保管に限定する第1-1 輸送物保管区域を新設する。)  その他の性能 最大貯蔵能力:47.6 ton-U (粉末又はペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて180 個以下とし、燃料集合体又は燃料棒組立体を燃料集合体の輸送容器にて貯蔵する場合は、燃料集合体の輸送容器1 個につき、粉末又はペレットの輸送容器5 個相当として粉末又はペレットの輸送容器と合わせて180 個以下とする。) 床面にペイントで第1-1 輸送物保管区域を明示。	No.3-7	①
3-22	48	表へ-5-1 第1-1 輸送物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を47.6 ton-U とする設計。ここで、年間の延べ貯蔵能力は  とするよう管理。	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70 条関係) 注釈	①
3-23	48	表へ-5-1 第1-1 輸送物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 第1-1 輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3 類相当の固定措置として、輸送容器は1 段置きで管理。	No.1-34	①
3-24	50	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。	No.1-11-6	③
3-25	50	4. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 a. 第1加工棟 ②第1-2 資材保管室の撤去	No.3-9	①
3-26	50	4. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 a. 第1加工棟 ③防火区画の新設及び改造	No.3-11	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-27	50	<p>4. 工事の方法  工事内容を以下に示す。  b. 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、第1-1燃料集集体保管設備 第1-1燃料集集体保管区域、第1-1輸送物保管区域、粉末・ペレット貯蔵容器1型  ①第1-1輸送物保管室の第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、第1-1燃料集集体保管設備 第1-1燃料集集体保管区域の撤去、第1-1輸送物保管区域新設、粉末・ペレット貯蔵容器1型の撤去</p>	No.3-5、No.3-7、No.3-8	① ① ①
3-28	50	<p>4. 工事の方法  本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。  (1) 工事上の注意事項  a. 一般事項  ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害の防止に努める。  ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。  ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。  ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。  ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。  ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。  ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。  ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。  ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。  ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。  ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。  ・工事の実施に当たり資機材や工機の搬入等のための立入制限区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講ずることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。  ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。  ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</p>	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-29	51	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・本工事は管理区域にて実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	No.1-12	③
3-30	51	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No.1-13	③
3-31	52	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No.1-14	③
3-32	52	a. 第1加工棟 第1加工棟を図へーa-1に示す手順で、改造する。 ②第1-2資材保管室の撤去：図へーa-1-2に示す手順で、図リ-4-1-5に示す消火設備 屋外消火栓配管を仮移設し、図へー1-1-1及び図へー1-1-2に示す既存建物の第1-2資材 保管室を撤去する。	No.3-9	①
3-33	53	a. 第1加工棟 第1加工棟を図へーa-1に示す手順で、改造する。 ⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止：図へーa-1-7に示す手順で、図へー2-1-46 ～図へー2-1-48に示す既存建物の窓、扉を撤去し、開口部の鉄筋コンクリートによる閉止の改 造を行う。第4-8廃棄物貯蔵室及び第1事務室の北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっ ては、当該前室部の撤去を行う。	No.3-10、No.3-11	①②
3-34	53	a. 第1加工棟 第1加工棟を図へーa-1に示す手順で、改造する。 ⑧防火区画の新設及び改造：図へーa-1-8に示す手順で、図へー2-1-1、図へー2-1-5 2に示す既存建物に防火区画を新設する。防火区画の新設時には配線の防火区画貫通部の処置を行 う。また、図へー2-1-35-1及び図へー2-1-3 5-2に示す既存建物の防火区画の扉の改造を行う。	No.3-11	②
3-35	53	b. 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、第1-1燃料集合体保管設備 第1-1 燃料集合体保管区域、第1-1輸送物保管区域、粉末・ペレット貯蔵容器I型 ①第1-1輸送物保管室の第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、第1-1燃料集 合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域の撤去、第1-1輸送物保管区域新設、粉末・ペレット 貯蔵容器I型の撤去：図へーb-1に示す手順で、図へー5-1-1に示す第1-1輸送物保管室の 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料 集合体保管区域を撤去し、第1-1輸送物保管区域を新設する。また、粉末・ペレット貯蔵容器I型 (480個)を撤去する。	No.3-5、No.3-7、No.3-8	① ① ①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-36	65	図へーb-1 工事フロー 注釈 注3: 粉末・ペレット貯蔵容器I型は、核燃料物質を収納した保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型)を収納する外容器であり、また第1種管理区域搬出時には、保安規定に従い汚染検査を実施しているため、核燃料物質による汚染のおそれはない。撤去後は、事業所内で維持・管理し、外運搬則に従った輸送容器(L型輸送物)として再利用する。	No.1-11-6	③
3-37	66	(4) 品質保証計画 本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。	(保安品質マニュアル) 第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。	③
3-38	71	図へー1-1-1 敷地内における主要な加工施設の変更概要	No.3-4、No.3-9、No.3-10	①①①
3-39	72	図へー1-1-2 第1加工棟の主要な部屋配置	No.3-4、No.3-9、No.3-10	①①①
3-40	126	図へー2-1-5 2 第1加工棟 火災区画	No.1-31	②
3-41	128	図へー2-1-5 4 第1加工棟 管理区域区分	No.3-4、No.3-9、No.3-10	①①①
3-42	136	図へー2-1-6 2 第1加工棟 消火活動時のアクセスルート	No.1-55	②
3-43	137	図へー5-1-1 第1-1輸送物保管区域の配置	No.3-8	①
3-44	155	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保安において留意すべき事項を抽出し、記録する。保安を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1	②
3-45	155	(7) 保安において留意すべき事項を踏まえて、保安計画を策定し、保安計画に基づき保安を実施する。	No.1-1	②
3-46	155	(8) 保安の実施結果及び原子力施設における保安に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保安の継続的改善を図る。	No.1-3	②
3-47	158	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 保管廃棄能力の変更	別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 第1加工棟 放射性固体廃棄物 保管廃棄能力(200リットルドラム缶換算) 各廃棄物保管区域の保管廃棄能力を追記	①
3-48	158	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 廃棄物保管区域の形状変更	別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備	①
3-49	158	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 廃棄物保管区域の形状変更	No.3-48	①
3-50	158	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 保管廃棄能力の変更	No.3-47	①
3-51	158	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 保管廃棄能力の変更	No.3-47	①
3-52	159	表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 変更内容 改造(保管廃棄能力に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	No.3-47	①
3-53	159	表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。	No.3-16	③

(\*1) 本欄に記載のNo.n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo.n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No.n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

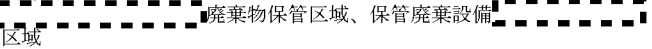

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-54	160	表ト-2-1 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる 管理。大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。	No. 1-31	②
3-55	160	表ト-2-2 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 変更内容 改造（廃棄物保管区域の形状を変更する。） ①保管区域の形状変更	No. 3-48	①
3-56	161	表ト-2-2 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能 [10. 1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納 し密閉した状態で保管廃棄する管理。	No. 3-16	③
3-57	162	表ト-2-2 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる 管理。	No. 1-31	②
3-58	163	表ト-2-3 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能 [10. 1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納 し密閉した状態で保管廃棄する管理。	No. 3-16	③
3-59	164	表ト-2-3 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる 管理。	No. 1-31	②
3-60	165	表ト-2-4 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能 [10. 1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納 し密閉した状態で保管廃棄する管理。	No. 3-16	③
3-61	166	表ト-2-4 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる 管理。	No. 1-31	②
3-62	167	表ト-2-5 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 変更内容 改造（廃棄物保管区域の形状を変更する。） ①保管区域の形状変更	No. 3-48	①
3-63	167	表ト-2-5 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能 [10. 1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納 し密閉した状態で保管廃棄する管理。	No. 3-16	③
3-64	168	表ト-2-5 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる 管理。大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。	No. 1-31	②
3-65	169	表ト-2-6 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能 [10. 1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納 し密閉した状態で保管廃棄する管理。	No. 3-16	③
3-66	170	表ト-2-6 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる 管理。	No. 1-31	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-77	177	<p>4. 工事の方法  工事内容を以下に示す。  b. 保管廃棄設備     ①保管区域の形状変更</p>	No. 3-48	①
3-78	177	<p>4. 工事の方法  本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。  (1) 工事上の注意事項  a. 一般事項  ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。  ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。  ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。  ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。  ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。  ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。  ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。  ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。  ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。  ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。  ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。  ・工事の実施に当たり資機材や工機の搬入等のための立入制限区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。  ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。  ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</p>	No. 1-11-2、No. 1-11-6、No. 1-11-7	② ③ ②
3-79	178	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。  b. 放射線管理  ・本工事は管理区域にて実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。  ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</p>	No. 1-12	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-80	178	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No.1-13	③
3-81	179	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No.1-14	③
3-82	181	(4) 品質保証計画 本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。	No.3-37	③
3-83	183	図ト-2-1-1 第1加工棟 保管廃棄設備配置図	No.3-48	①
3-84	188	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1	②
3-85	188	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1	②
3-86	188	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3	②
3-87	190	表チ-1-2 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 第1-1輸送物保管室 第1-1輸送物搬出入室 ガンマ線エリアモニタ 検出器 ①ガンマ線エリアモニタ検出器の一部移設	(移設は同じ部屋内で行ったため、保安規定での変更はない)	—
3-88	191	表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様 変更内容 移設（第1加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器2台のうち第1-1輸送物保管室に設置している1台を、建物の耐震補強工事と干渉するため同室内で移設し、第1加工棟の壁への固定を行う。（第1-1輸送物搬出入室に設置している他の1台については、変更はない。） ①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設	(移設は同じ部屋内で行ったため、保安規定での変更はない)	—
3-89	194	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6	③
3-90	194	4. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 a. ガンマ線エリアモニタ 検出器 ①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設	(移設は同じ部屋内で行ったため、保安規定での変更はない)	—

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-91	197	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。</li> <li>・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の順に従って廃棄する。</li> <li>・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。</li> <li>・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。</li> <li>・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</li> <li>・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・工事の実施に当たり資機材や工機の搬入等のための立入制限区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。</li> <li>・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> </ul>	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
3-92	195	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は管理区域にて実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No.1-12	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-93	195	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No. 1-13	③
3-94	195	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No. 1-14	③
3-95	195	(2) 工事手順 放射線管理施設の設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。工事を行わない設備、機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。 本工事において、第1種管理区域内で行う工事はなく、核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事はなく、本工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等がない状態で工事を行う。また、本工事では、床の掘削、建物に開口部を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。 工事対象設備・機器を工事のため一時的に停止する場合においても保安規定に基づく代替措置を講じることにより、安全機能を維持する。	No. 1-11-6、No. 1-12、No. 1-13、No. 1-14	③ ③ ③ ③
3-96	198	(4) 品質保証計画 本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。	No. 3-37	③
3-97	200	図チー２－１－１ ガンマ線エリアモニタ 検出器配置図（第1加工棟）	(移設は同じ部屋内で行ったため、保安規定での変更はない)	—
3-98	206	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1	②
3-99	206	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1	②
3-100	206	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3	②
3-101	219	別表リー３－１－３ 想定する火災源、爆発源からの離隔距離（遮蔽壁 防護壁No.1） 森林火災 敷地内竹林 竹林の管理を行う。	No. 1-74	②
3-102	222	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No. 1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-103	222	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。</li> <li>・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の順に従って廃棄する。</li> <li>・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。</li> <li>・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。</li> <li>・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</li> <li>・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・工事の実施に当たり資機材や工機の搬入等のための立入制限区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。</li> <li>・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> </ul>	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
3-104	223	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は管理区域にて実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No.1-12	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-105	223	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No.1-13	③
3-106	224	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No.1-14	③
3-107	230	図リーb-2 工事フロー 注釈 注2：第2種管理区域の使用予定のない設備・機器は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6	③
3-108	231	図リーb-3 工事フロー 注釈 注2：第2種管理区域の使用予定のない設備・機器は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6	③
3-109	233	(5) 工事中の加工施設の継続使用、工事使用の理由 ～遮蔽壁 遮蔽壁No.1、遮蔽壁 遮蔽壁No.4 及び防護壁 防護壁No.1 は、構築物単体の検査で安全機能を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間、構築物単体の検査で安全機能を確認した状態を維持する。また、この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。	No.1-11-6	③
3-110	271-310	保安品質保証計画書	反映済のため、省略	—
3-111	318	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。	No.1-30	①
3-112	318	また、取り扱うウランの性状を考慮して、耐震重要度分類第1類の設備に収納する燃料棒及び燃料集合体はDR=0.002、第2類及び第3類の設備に収納される燃料棒及び燃料集合体はDR=0.02、第1類相当の固縛を行ったドラム缶はDR=0.001、第1類の設備に収納される粉末保管容器はDR=0.02、第2類及び第3類の設備に収納する粉末保管容器はDR=0.2、保護容器（旧AF型輸送容器）はDR=0.002に設定した。	No.1-31	②
3-113	318	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は1段置きで取扱い時には最大高さを1m以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に10%が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取り扱う。	No.1-32	①
3-114	318	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として10%見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏れいする割合として10%見込む。	No.1-31	②
3-115	318	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(n)の第3表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外のF3 竜巻対策を評価上考慮しないものとしている。	No.1-34	①
3-116	319	添5ヌ(n)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注2：第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車両の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。	No.1-35	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-117	319	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1とし、これ以外には飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01とする。	No.1-31	②
3-118	319	～、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。～	No.1-20	②
3-119	319	(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかか減速条件を組み合わせて制限する。	No.1-96	①
3-120	320	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。	No.1-19	③
3-121	322	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減する設計とする。	No.1-24	①
3-122	322	粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	No.1-41	③
3-123	322	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する	No.1-42	①②
3-124	323	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。	No.2-58	②
3-125	323	また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下となるようにする。	No.2-59	③
3-126	323	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。	No.1-44	①
3-127	323	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空气中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。	No.1-46	③
3-128	324	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を囲い式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。	No.1-48	③
3-129	324	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	No.1-49	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-130	325	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No.1-50	②
3-131	325	空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う	No.1-51	②
3-132	325	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。	No.1-52	②
3-133	326	(i) 火災感知設備 (a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	No.1-53	②
3-134	326	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	No.1-54	②
3-135	326	また、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。	No.1-60	②
3-136	327	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	No.1-56	②
3-137	327	ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する	No.1-57	②
3-138	327	また、火災区画内の火災源に対しては、添5チ(n)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。	No.1-57	②
3-139	327	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持込みと保管管理等について定める。(a) 本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。(b) 加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。(c) 発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。(d) 可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設（建物）に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No.1-59	②
3-140	327	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。また、火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。（添付書類七 ロ(h)参照	No.1-60	②
3-141	327	(*) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油（以下「廃油」という。）は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。このため、廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。また、第5廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。このため、廃油は火災源として考慮しない。	No.1-100、No.1-61	③②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-142	327	～また、消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、また非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。粉末消火器による初期消火活動に係る詳細は、別添チ(e)-7に示す。粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓又は屋外消火栓）を使用する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする（添付書類七）。	No.1-62	②
3-143	331	過去に記録された最低気温-7.5℃（大阪管区気象台1945年1月28日）を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-11-6	③
3-144	332	敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	No.1-63	②
3-145	332	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	No.1-64	②
3-146	332	安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。(b) ソフト対策 竜巻襲来時のソフト的な対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。① 体制の整備～ ② 注意喚起～ ③ 警戒態勢～	No.1-65	②
3-147	333	過去に記録された最低気温-7.5℃（大阪管区気象台1945年1月28日）を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-11-6	③
3-148	334	本加工施設の建物の、降下火砕物の許容堆積厚さを添5ト(ホ)の第5表に示す。本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚12 cmを許容できる設計（降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して1.5 g/cm <sup>3</sup> とした。）であるが、安全側に気中の降下火砕物の状態を踏まえて降下火砕物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。	No.1-20	②
3-149	334	その上で、降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。	No.1-20	②
3-150	334	作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。	No.1-67	②
3-151	334	また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	No.1-68	②
3-152	335	～この堆積速度4 cm/日を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。	No.1-69	②
3-153	335	また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-21	②
3-154	335	給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-71	②
3-155	335	(e) 敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限して管理するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。	No.1-72	②
3-156	335	延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	No.1-73	②
3-157	335	③ 必要となる対策 前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。○ a 敷地内の竹林の火災影響評価による危険距離は6.2 mである。竹林は火炎延焼経路において下り傾斜（約30°）であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い。離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する	No.1-74	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (* 2)	結果 (* 3)
3-158	336	～各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。～、敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。～	No. 1-75	②
3-159	337	○ c 必要となる対策 ○ i 燃料輸送車両 敷地内に入構する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する	No. 1-72	②
3-160	337	(d) 二次的影響への対策 ① ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。② 大量の有毒ガスを取り扱う施設は、敷地の近隣にはないため、防護対象施設に対する有毒ガスの影響は考慮しない。	No. 1-77	②
3-161	338	(i) 障壁等による区画 また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。	No. 1-78	②
3-162	338	(ii) 出入管理 加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、ID カードにより加工施設の出入管理を行う。一時立ち入者に対しては、その身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。また、常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する	No. 1-79	②
3-163	338	(iv) 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動の防止 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設において、金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び常時監視を行う。	No. 1-80	②
3-164	338	加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込みを防止するため、 敷地内において、 及び入構車両においては積載荷物の点検を行う。加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。	No. 1-81	②
3-165	338	(i) 外部からの不正アクセスの防止 本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。	No. 1-23	①
3-166	338	(i) 外部からの不正アクセスの防止 また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアーウォールを設置する。 社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	No. 1-82	①
3-167	338	内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。	No. 1-23	①
3-168	338	サイバーテロを未然に防止するため、本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断することにより、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第二条第四項に規定する不正アクセス行為の発生を防止する。	No. 1-23	①
3-169	338		No. 1-85	①
3-170	339	浸水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基つき、ラタンを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(i) 浸水に対する安全設計 (i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	No. 1-86	②

(\* 1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、 (\* 2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\* 3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-171	339	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) ⑥ ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカプラー型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。	No.1-87	②
3-172	339	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) 被水に対する安全設計(d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	No.2-105	②
3-173	339	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(iii) 蒸気に対する安全設計(a) 蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	No.1-88	②
3-174	339	～漏水箇所の隔離時間は、 <u>溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ハ)の第3表に示すとおり合計35分とした。</u> この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・ <u>操業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業員(設備担当)が駆け付けて閉止する場合は想定。</u> ・ <u>第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。</u> 流出流量は、貫通クラックの面積、損失係数、水頭を用いて次式により求める。～	No.1-89	①
3-175	340	本加工施設の火災の拡大防止に対しては、 <u>粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。</u> ～	No.1-90	②
3-176	340	～各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、 <u>第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。</u> ～	No.1-86	②
3-177	340	安全機能を有する施設は、 <u>誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるように設計する。</u>	No.1-92	②
3-178	340	(1) <u>誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状況が正確かつ迅速に把握できるように留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。</u> ～	No.1-93	②
3-179	340	(1) <u>誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状況が正確かつ迅速に把握できるように留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。</u> ～(ii) <u>加工施設の状態を確認しながら操作できるように、設備・機器の近傍に操作盤を配置するとともに、弁及びバルブには開閉を表示する。</u>	(操作上の一般事項) 第30条 (3) <u>制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作にあたっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。</u> 一 <u>制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。</u> 二 <u>表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。</u> 三 <u>操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。</u>	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-180	340	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 (i) 操作員が操作すべきスイッチを間違えないように、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる措置を講じる。(iii) 異常を正確かつ迅速に把握するため、警報集中表示盤には、設備・機器の異常内容ごとに表示ランプを設ける。(iv) 保守点検における誤りを生じにくいように、設備の色を管理区域ごとに統一する、配管に流体の種類を明示する等の措置を講じる。	(操作上の一般事項) 第30条 (3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作にあたっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。 一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。 二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。 三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。	②
3-181	340	(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。～	No.1-94	③
3-182	341	また、本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。	No.1-95	①
3-183	343	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	No.1-96	①
3-184	344	可燃性物質(油類)は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	No.1-97	②
3-185	345	火災による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。	No.1-44	①
3-186	345	なお、本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	No.1-99	③
3-187	346	第1廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、廃油の焼却減容及び持出し物品の除染処理を行う。	No.1-100	③
3-188	346	固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。	No.1-100	③
3-189	347	保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	No.1-102	③
3-190	347	放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。	No.1-103	③
3-191	347	なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	(廃棄物の仕掛品) 第7条の2 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。	③
3-192	347	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	No.1-105	②
3-193	348	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	No.1-106	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-194	348	本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入に当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められたASTM(米国材料試験協会)(1)及びDOE(米国エネルギー省)(2)の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	No.1-107	①
3-195	348	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(2)管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。	No.1-106	③
3-196	348	(1)放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。、他	No.1-110	③
3-197	349	加工施設内にガンマ線エリアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場所は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。また、設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	No.1-111	③
3-198	349	監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計とするとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。	No.1-112	②
3-199	349	(i)「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。	No.1-113	③
3-200	350	また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。	No.1-114	③
3-201	350	長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。	No.1-115	①
3-202	351	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。～	No.1-116	②
3-203	351	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	No.1-117	②
3-204	351	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	No.1-118	②
3-205	351	事故の発生条件として、設計基準事故を超える条件で建物及び設備・機器に損傷等が発生したと想定する。具体的には、外的事象において設計基準を超える地震等の外力、内的事象においては、安全機能を有する施設における機器の複数の故障等が各工程に及ぼす影響と工程において取り扱うウランの性状を考慮し、核燃料物質等を閉じ込める機能の著しい喪失に至る可能性のあるものを、重大事故に至るおそれがある事故として選定する。	(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置※) 第30条の4 ※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。	②
3-206	352	火災の複数同時発生を想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	No.1-119	②
3-207	353	重大事故に至るおそれがある事故の具体的想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。～	No.1-120	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-208	353	～火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。	No.1-121	②
3-209	354	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。～	No.1-122	②
3-210	354	iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(ロ)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。～	No.1-123	②
3-211	354	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。～	No.1-124	②
3-212	354	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(ロ)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能であり～	No.1-125	②
3-213	354	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	No.1-126	②
3-214	355	(1) 体制の整備 体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。～	No.1-127	②
3-215	355	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備する～	No.1-128	②
3-216	356	(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。～	No.1-129	②
3-217	356	(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。～	No.1-130	②
3-218	356	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。～	No.1-131	②
3-219	357	・火災対策のため、第1-3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	No.1-74	②
3-220	357	(1) 第1加工棟の加工施設を加工施設外の施設とする変更 ・ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室)、第1部品加工室(同第1-1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同第1-4部品加工室)について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安(核規)第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	No.2-155	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (* 2)	結果 (* 3)
3-221	357	(2) 核燃料物質の貯蔵施設に係る加工の方法の記載の変更 ・事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室を <del>として輸送物に限った貯蔵施設にする。</del> として輸送物に限った貯蔵施設にする。この変更により、事業所外から受入時は、当該室に搬入し通関等の必要な手続きを行うこととし、また出荷時も搬出まで当該室にて保管するため、申請書における加工の方法の記載を見直すこととする。さらに加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力を78.2 ton-U から47.6 ton-U に削減する。	No. 2-156	①
3-222	358	(3) 核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第1-3貯蔵棟の酸化ウラン粉末、第2加工棟の酸化ウランペレット及び燃料棒の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれ23.6 ton-U から5.9 ton-U に、41 ton-U から38 ton-U に、54 ton-U から41 ton-U に削減する。	No. 2-157	②
3-223	358	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟の燃料集合体の貯蔵設備（最大貯蔵能力1 ton-U）を撤去する。	No. 2-158	①
3-224	358	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟の試験開発設備及び貯蔵設備（最大貯蔵能力2 ton-U）を撤去するとともに、 <del>から</del> に部屋名称を変更する。第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。	No. 1-133	①
3-225	358	(5) 核的制限値の変更 ・最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コードKENO IV及び臨界計算コードKENO V.a (27 群ライブラリ) を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コードKENO V.a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。	No. 2-160	①
3-226	428	添1 参考資料 2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ <火災区画の変更> 本設工認申請書における記載内容 設工認申請書表へ-2-1 第1加工棟 仕様の技術基準に基づく仕様のうち、火災等による損傷の防止で は、延焼範囲を限定する対策のため火災区画を細分化したこと及び撤去工事に至っていない第4-5 廃棄物貯蔵室南西側の旧前室（撤去の計画について核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31 原第30号にて許可）を新たに独立した火災区画として設定したことから、火災区画を1P-1～1P-6の6つに区画することを記載している。～	No. 3-11	②
3-227	428	添1 参考資料 2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ <火災区画の変更> 本設工認申請書における記載内容 ～また、設工認申請書添付書類2の付属書類2において、上記の区画の新設及び外扉の竜巻対策による第1加工棟北側の外壁の形状変更に伴い変更が生じたインプットデータ（火災区画の床面積及び可燃物量）について見直し、改めて内部火災影響評価を行い、各火災区画の等価時間が耐火時間を超えないことを確認している。	No. 3-11	②

(\* 1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\* 2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\* 3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-228	429	添1 参考資料2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ <消火活動時のアクセスルート> 本設工認申請書における記載内容 ～設工認申請書添付書類2では、上記、扉の撤去及び開口部の閉止に伴い変更となった場合においてもアクセスルートが適切であることを確認し、第1加工棟の各室への建物外からのアクセスルートを図示した。	No. 3-42	②
3-229	433	添1 参考資料2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ <管理区域境界> 本設工認申請書における記載内容 設工認申請書表へ-2-1 第1加工棟の仕様表 閉じ込めの機能にウランを密封して貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域として第2種管理区域を設定することを示し、図へ-2-1-5 4のとおり、外扉の竜巻対策による第1加工棟北側の外壁の形状変更に伴い変更した管理区域区分を示している。	No. 3-10	①
3-230	434	添1 参考資料2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ <輸送容器の固定措置> 本設工認申請書における記載内容 設工認申請書表へ-5-1において、輸送容器に対する固定措置であるため、加工施設の技術基準第六条ではなく、その他許可で求める仕様として、耐震重要度分類第3類相当の固定措置として、輸送容器は1段置きで管理、と記載している。		①
3-231	449	添2 別表1-2-1 設計変更及び工事の内容(設備・機器) 第十四条第1項 安全機能を有する施設(環境条件) 工事の内容 第十四条第2項 安全機能を有する施設(検査試験) 工事の内容 第1-1輸送物保管区域の新設～	No. 3-8	①
3-232	449	添2 別表1-2-1 設計変更及び工事の内容(設備・機器) 第十四条第1項 安全機能を有する施設(環境条件) 工事の内容 第十四条第2項 安全機能を有する施設(検査試験) 工事の内容 ～保管廃棄設備、廃棄物保管区域、保管廃棄設備、廃棄物保管区域の改造～	No. 3-48	①
3-233	450	添2 別表1-2-1 設計変更及び工事の内容(設備・機器) 第二十条 廃棄施設 工事の内容 保管廃棄設備、廃棄物保管区域、保管廃棄設備、廃棄物保管区域の改造	No. 3-48	①
3-234	450	添2 別表1-2-1 設計変更及び工事の内容(設備・機器) 第二十条 廃棄施設 工事の内容 保管廃棄設備、廃棄物保管区域、保管廃棄設備、廃棄物保管区域、保管廃棄設備、廃棄物保管区域の改造	No. 3-47	①
3-235	450	添2 別表1-2-1 設計変更及び工事の内容(設備・機器) その他許可で求める仕様 貯蔵能力 工事の内容 その他許可で求める仕様 輸送物臨界 工事の内容 第1-1輸送物保管区域の新設	No. 3-8	①
3-236	450	添2 別表1-2-1 設計変更及び工事の内容(設備・機器) その他許可で求める仕様 設備撤去 工事の内容 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、粉末・ペレット貯蔵容器I型、第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域の撤去	No. 3-5	①
3-237	459	添2 表1-3-1 第1加工棟の各部位が有する安全機能 1階 壁・内部扉、間壁(2.3(1)通り/C'-A 通り間) 防火区画の新設	No. 3-11	②
3-238	467	第1加工棟 部位案内図(1/3)	No. 3-11	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-239	487	(外部からの衝撃による損傷の防止) (4) 火山活動 (降下火砕物) ○第1加工棟 [8.1-B3] 第1加工棟については、加工事業変更許可申請書に示したとおり、屋根を湿潤密度1.5g/cm <sup>3</sup> とした降下火砕物の厚さ12cm分の重量に耐える実耐力を有する設計とする。降下火砕物に対する評価結果を付属書類5に示す。 また、降下火砕物が観測された場合の降下火砕物の除去等の措置については、保安規定に定める。	No.1-20	②
3-240	492	(外部からの衝撃による損傷の防止) (1) 近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発 ○第1加工棟、防護壁 防護壁No.1 [8.2-B2] ～加工事業変更許可申請書に示したとおり、加工施設外の火災・爆発及び敷地内危険物施設の火災・爆発に対し、加工施設敷地内におけるボンベ置場(1)及び第1高圧ガス貯蔵施設(アンモニアタンク)の移設や燃料輸送車両の構内通行ルート及び駐車位置の制限を行うことにより、安全性を確保する。外部火災に対する評価結果を付属書類4に示す。～	No.1-72	②
3-241	494	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) ○第1加工棟、防護壁 防護壁No.1 ○第1加工棟 [9.1-B1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。 ・加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。 ・管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。 ・核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。 ・敷地内に入構する際には、爆発性又は可燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。 第1加工棟は、加工施設敷地内に設置し、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等の堅固な構造とすることで、人の不法な侵入を防止し、第1加工棟内部の核燃料物質を防護する。	No.1-79、No.1-80、No.1-81	② ② ②
3-242	495	(閉じ込めの機能) ～加工事業変更許可申請書では、閉じ込めの説明として、粉末状のウランを容器に密封して取り扱うこと、放射性廃棄物を汚染の広がりを防止するための措置を講じて保管廃棄すること及び管理区域を第1種管理区域と第2種管理区域に区分することを示している。以下にその適合性を説明する。	No.3-16	③
3-243	496	(閉じ込めの機能) ○第1-1輸送物保管区域 [10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して貯蔵する管理とする。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (1) 第1加工棟 第1-1輸送物保管室 (注27) 核燃料物質を原子炉等規制法第59条第3項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器にて取り扱い又は貯蔵する。	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-249	500	(火災等による損傷の防止) ○消火設備 消火器、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管 [11.1-F1] ～第1加工棟は、屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、保安規定に基づき建物外から各室のアクセスルートを2つ以上確保する管理を行う。	No.1-60	②
3-250	503	(火災等による損傷の防止) ○第1加工棟 [11.3-B2] ～第1加工棟では、補強工事に係る詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で示した火災区域を変更し、これに伴い火災区画を変更することとした。変更後の火災区画を図へ-2-1-52に示す。 ～	No.3-11	②
3-251	512	(安全機能を有する施設) ○全ての建物・構築物、設備・機器 [14.2-F1] [14.2-B1] 以下の設計の基本方針に基づいて、安全機能を確保するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように設計する。 ・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、巡視、点検、定期事業者検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動(以下「保全」という。)において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。 ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画(以下「保全計画」という。)を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。 ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-1、No.1-3	②②
3-252	516	(核燃料物質の貯蔵施設) 本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わないため、該当しない。	No.1-99	③
3-253	517	(警報設備等) ○ガンマ線エリアモニタ 検出器 [18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、異常に高い線量を検知したときに、既存の放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)で警報を発する設計とする。加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれのある空間線量率として、米国の核燃料施設における警報装置の運用に係る知見から500 μSv/hを想定し、警報設定値はこれに至る前に異常を検知できるように検出器の指示誤差等を考慮した上で設定し、保安規定に基づく下位文書に定める管理を行う。～	(放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。 別表11 放射線測定器類(第53条関係) 第1加工棟 第1-3貯蔵棟 第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ	③
3-254	521	(放射線管理施設) ○ガンマ線エリアモニタ 検出器 [19.1-F2] ～本申請に係る工事により、第1加工棟のガンマ線エリアモニタ 検出器2台のうちの1台を移設するが、移設に当たっては第1加工棟で貯蔵しているウランをすべて別の施設に移動させてから工事を実施するとともに、工事のため一時的に停止する場合においても保安規定に基づく代替措置を講じることにより、安全機能を維持する。～	(放射線測定器類の管理) 第53条 2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み







No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
3-265	672	付属書類2 火災等による損傷の防止に関する説明書 付属書類1 主要な加工施設の耐震性に関する説明書 (3) 火災区域及び火災区画の設定 ～第1加工棟の火災区画は、最も大きい火災区画である1P-1を、1P-1と1P-5に細分化する変更を行い、万一の火災発生時に延焼範囲を限定する対策をとる。また、第1加工棟の第4-5廃棄物貯蔵室南西側の旧前室について、平成19年6月1日付加工事業変更許可において撤去予定であったが、まだ撤去工事に至っていないため、今回の評価では、火災区画1P-6として評価した。さらに、第4-8廃棄物貯蔵室北側の旧前室を撤去するため、当該部分を火災区画1P-1から除外し評価した。変更前(加工事業変更許可申請書に示したもの)及び変更後の第1加工棟の火災区画をそれぞれ図2-3、図2-4に示す。また、上記の火災区画の設定変更を反映させた各火災区画の床面積を表2-3に示す。	No.3-11	②
3-266	679	付属書類2 火災等による損傷の防止に関する説明書 図2-4 火災区画(第1加工棟)変更後	No.3-11	②
3-267	680	付属書類2 火災等による損傷の防止に関する説明書 (6) アクセスルート 第1加工棟には、消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。また、屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、保安規定に基づき建物外から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する管理を行う。第1加工棟の建物外から各室のアクセスルートを図2-5に示す。 第1加工棟の消火活動時のアクセスルートについて、一部の外扉を撤去し閉止したことにより、加工事業変更許可申請書に記載のアクセスルートから変更したが、各室へのアクセスルートは2つ以上確保されている。	No.1-55	②
3-268	681	付属書類2 火災等による損傷の防止に関する説明書 図2-5 消火活動時のアクセスルート(第1加工棟)	No.1-55	②
3-269	805	付属書類6 放射性廃棄物ドラム缶(200L)の転倒防止策に関する説明書 ～200Lドラム缶の段積みの場合、竜巻による飛散防止策(参考資料1に示す。)を兼ねて転倒防止策として固縛を行うが、この固縛は参考資料2に示す水平震度1.0(耐震重要度分類第1類)相当の加振試験で性能を確認した方法により行う。さらに固縛、連結した200Lドラム缶の集合体に対して、水平震度1.0(耐震重要度分類第1類)相当にて転倒評価を行い、転倒しない配列とする。	No.1-31	②
3-270	816	付属書類7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理に関する説明書 2 周辺監視区域等の設定 管理区域の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を超えないようにする。 また、東西及び北側の敷地境界に隣接して、住友電気工業株式会社との「賃貸借契約書」により人の居住を制限する地域を設け、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における公衆の外部被ばくを合理的に達成可能な限り低くする。 周辺監視区域等の設定について、加工事業変更許可申請書に示した評価からの変更点はない。	(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。  (放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。	③
3-271	816	付属書類7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理に関する説明書 3 貯蔵等の管理 周辺監視区域境界及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域において、本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。また、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするため、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置する。 貯蔵等の管理について、加工事業変更許可申請書に示した評価からの変更点はない。	No.1-24	①
4-1	16	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動(以下「保全」という。)において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-2	16	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、 <u>保全に係る計画</u> (以下「保全計画」という。) を策定し、 <u>保全計画に基づき保全を実施する。</u>	No.1-1	②
4-3	16	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する <u>最新の知見</u> を踏まえて評価を行い、 <u>保全の継続的改善を図る。</u>	No.1-3	②
4-4	18	表ハ-1-2 成型施設の変更対象とする施設及び変更内容 第2加工棟 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造	No.3-11	②
4-5	20	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 変更内容 ⑦防火区画等の改造 (仕様を別表ハ-2-1-7に示す。) 火災による損傷の防止対策として、以下の改造を行う。 ・2階11 通りA-B 間、C-D 間の防火シャッタを更新する(11)。 ・火災による損傷の防止対策として、中2階8-9 間通りA-B 間通りの窓を防火区画壁で閉止する。同様に2階5 通りB-C 間の壁開口部に防火板を設置し、2階1-2/B-C 間通りの床開口部を防火区画床で閉止する。 ・1階B 通り3-4 間、5-6 間及び1階C 通り3-4 間、5-6 間の防火区画壁を貫通する部屋排気ダクトを、当該防火区画壁を貫通しないルートに変更するため、ダクトルート変更後の鉄筋コンクリート壁開口部をモルタルで閉止する。(部屋排気ダクトのルート変更は次回以降の設工認で申請する。) ・同一の火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域(第2種管理区域)が存在する火災区域2P-5、2P-7については、第1種管理区域の境界間仕切り壁及び境界扉に防火性能を追加し、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画とする改造を行う。施設の運用上必要な火災区画境界上の開口部は耐火性能を有した防火板等を設置する。	No.3-11	②
4-6	26	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、 <u>周辺監視区域</u> を設け、 <u>周辺監視区域境界</u> にはフェンス等を設置し、 <u>所定の出入口以外からの人の立ち入り</u> を禁止するとともに、 <u>加工施設の建物</u> は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 <u>管理区域を設定する加工施設の建物へのIDカードによる出入管理</u> を行うとともに、 <u>監視装置による集中監視</u> を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 <u>手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動</u> を実施し、 <u>持出し点検及び監視</u> を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 <u>周辺監視区域への立入時</u> には、 <u>点検</u> を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第2加工棟は、別表ハ-2-1-9に示す材料を用いて、図ハ-2-1-1-54～図ハ-2-1-1-61に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ハ-2-1-5-7に示す管理区域入口において、 <u>管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視</u> する。	No.1-79、No.1-80、No.1-81	② ② ②
4-7	26	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B2] 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る <u>情報システム(施設運転制御システム)</u> は、 <u>電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為から防護</u> するために、 <u>社内コンピュータシステムと接続せず、外部と物理的に遮断</u> する。	No.1-23	①
4-8	27	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-B1] <u>線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分</u> する。 第2加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7に示す。	No.1-40	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-9	28	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.1-F1] ～(8012)消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25 m とし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。 第2加工棟には、 <u>消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び(8012)消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。</u> ( (8012)消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。 )	No.1-62	②
4-10	28	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.1-F2] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、(8009)火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、(8009-11)火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) を設置する。(8009)火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50 m 以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 2. 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	②
4-11	32	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.3-B2] ～第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2P-1と2P-7 (I) になる。	No.3-11	②
4-12	34	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 安全避難通路等 [13.1-F1] 第2加工棟には、容易に識別できる(8027)緊急設備 避難通路を設置する。(8027)緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。(8027)緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には(8029)緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には(8029-4)緊急設備 誘導灯を設置する。	No.1-62	②
4-13	34	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 安全避難通路等 [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた(8038-4)緊急設備可搬型照明を設置する。 (8038-4)緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 ( (8038-4)緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。 ) (13)	No.1-60	②
4-14	35	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 警報設備等 [18.1-F1] ～第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は(6048)気体廃棄設備No.1差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。 ( (6048)気体廃棄設備No.1 差圧計は次回以降申請する。 )	No.1-44	①
4-15	38	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 その他許可で求める仕様 [99-B1] <u>積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第2加工棟の全ての屋根にアクセス可能とする。</u> <u>全ての屋根へのアクセスルートを、図ハ-2-1-1-24～図ハ-2-1-1-28に示す。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3 関係) 7. 設計想定事象の発生時 (火山活動 (降下火砕物)) 手順書の整備 1. 設備管理部長は、 <u>降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。</u> 措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 8. 設計想定事象の発生時 (積雪) 手順書の整備 1. 設備管理部長は、 <u>加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。</u>	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-16	39	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 注釈 (12)熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。{8012}消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管のうち、埋設の場合は公共建築工事標準仕様書(国土交通省官庁管轄部)に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外は300mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。	No.1-11-6	③
4-17	152-156	図ハ-2-1-1-2-4 第2加工棟 工事概要図(4階)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止 図ハ-2-1-1-2-5 第2加工棟 工事概要図(R階)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止 図ハ-2-1-1-2-6 第2加工棟 工事概要図(南立面)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止 図ハ-2-1-1-2-7 第2加工棟 工事概要図(北立面)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止 図ハ-2-1-1-2-8 第2加工棟 工事概要図(東西立面)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止	No.4-15	②
4-18	165-169	図ハ-2-1-1-3-7 第2加工棟 工事概要図(1階)火災による損傷の防止 図ハ-2-1-1-3-8 第2加工棟 工事概要図(中2階)火災による損傷の防止 図ハ-2-1-1-3-9 第2加工棟 工事概要図(2階)火災による損傷の防止 図ハ-2-1-1-4-0 第2加工棟 工事概要図(3階)火災による損傷の防止 図ハ-2-1-1-4-1 第2加工棟 工事概要図(4階)火災による損傷の防止	No.3-11	②
4-19	334	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。	No.1-11-6	③
4-20	334	5. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 a. 第2加工棟 ①外壁の改造 ②外部扉の改造 ③コンクリート充填扉の新設 ④防護壁の新設 ⑤防護柵の新設 ⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止 ⑦防火区画等の改造 ⑧堰、グレーチング及び扉の改造	No.3-11	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-l)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、lは通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-l)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-l)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-21	334	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器並びに第1種管理区域における建物・構築物及び設備・機器に係る工事に伴い発生した廃材は、必要に応じて除染し、汚染の広がりを防止する措置を講じた後、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納し、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器並びに第2種管理区域における建物・構築物及び設備・機器に係る工事に伴い発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</li> <li>・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を策定し、作業を実施する。</li> <li>・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・工事中においても給排気設備のすべて又は一部を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する。若しくは、保安規定に基づく閉じ込めの措置を講じた上で給排気設備を停止する。また、工事に伴い給排気設備の一部又はすべてを停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。なお、本工事に伴い給排気設備を停止することはない。</li> <li>・閉じ込めの安全機能を有する第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合は、当該開口部にグリーンハウスを設置する等の対策を行い、第1種管理区域の閉じ込め機能を維持する。</li> <li>・密封された核燃料物質等を一時的に非管理区域に移動させる場合等、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（原子力規制委員会告示第8号）第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。</li> <li>・第1種管理区域内の工事において汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ工事対象部位の除染を行うか、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</li> <li>・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象区域から、他の区域に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。なお、本工事において、核燃料物質の移動が必要な工事は実施しない。</li> <li>・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。</li> <li>・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> <li>・本工事において臨界防止及び遮蔽に影響を及ぼす建物の工事は実施しない。</li> </ul>	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
4-22	335	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退室時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No.1-12	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-23	335	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。</li> <li>・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> </ul>	No. 1-13	③
4-24	336	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No. 1-14	③
4-25	336	<p>(2) 工事手順</p> <p>a. 第2加工棟</p> <p>第2加工棟を図ハ-a-1に示す手順で改造する。</p> <p>～⑦防火区画等の改造：図ハ-a-1-7に示す手順で、図ハ-2-1-1-3 7～図ハ-2-1-1-4 5、図ハ-2-1-3-2 1及び図ハ-2-1-4-7に示す既存防火区画を防火区画壁、防火区画床、防火板等による閉止及び防火シャッタの改造を行う。また、火災区域内において、第1種管理区域境界とそれ以外の区域の境界間仕切り壁及び境界扉等に防火性能を追加する改造を行う。～</p>	No. 3-11	②
4-26	344-346	<p>⑦防火区画等の改造</p> <p>図ハ-a-1-7 個別工事フロー</p> <p>⑦-1 防火シャッタの更新（第2輸送容器保管室）</p> <p>⑦-2 防火区画等の改造（第2-1事務室のボード閉止、第2燃料棒保管室、第2部品室、第2-1燃料棒検査室の防火板設置、第2-1燃料棒加工室の床の閉止）</p> <p>⑦-3 第1種管理区域境界 火災区画壁の改造</p> <p>⑦-4 第1種管理区域境界 火災区画境界扉の改造</p> <p>⑦-5 防火区画開口部の閉止</p>	No. 3-11	②
4-27	350	<p>(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由</p> <p>～これらの安全機能を維持しながら、経過措置期限後に第2加工棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性廃棄物の廃棄施設の運転、核燃料物質の貯蔵等）を今後も継続するため、第2加工棟及び第2加工棟の付属設備は、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。</p>	No. 1-11-6	③
4-28	372	<p>(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	No. 1-1	②
4-29	372	<p>(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</p>	No. 1-1	②
4-30	372	<p>(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	No. 1-3	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-31	383	表ニ-2-2 ペレット編成挿入機No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-32	386	表ニ-2-3 ペレット編成挿入機No.1 波板移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-33	389	表ニ-2-4 ペレット編成挿入機No.1 ペレット編成挿入部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-34	392	表ニ-3-1 燃料棒解体装置No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-35	395	表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-36	398	表ニ-5-1 脱ガス設備No.1 真空加熱炉部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-37	401	表ニ-5-2 脱ガス設備No.1 運搬台車 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-38	404	表ニ－6－1 第二端栓溶接設備No.1 燃料棒搬送No.1-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-39	407	表ニ－6－2 第二端栓溶接設備No.1 第二端栓溶接No.1-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-40	410	表ニ－6－3 第二端栓溶接設備No.1 第二端栓溶接No.1-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-41	413	表ニ－6－4 第二端栓溶接設備No.1 燃料棒搬送No.1-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-42	416	表ニ－7－1 燃料棒搬送設備No.1 燃料棒移載(1) 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-43	420	表ニ－7－2 燃料棒搬送設備No.1 被覆管コンベア部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-44	423	表ニ－7－3 燃料棒搬送設備No.1 除染コンベア部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-45	426	表ニ-7-4 燃料棒搬送設備No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-46	429	表ニ-8-1 燃料棒搬送設備No.2 燃料棒移送装置 (A) 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-47	432	表ニ-9-1 燃料棒搬送設備No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-48	435	表ニ-10-1 ペレット検査台No.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-49	438	表ニ-11-1 燃料棒搬送設備No.8 被覆管コンベアNo.8-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-50	441	表ニ-11-2 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
4-51	444	表ニ-11-3 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-52	466	表ニ－18－1 燃料棒搬送設備No.9 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</u>	No.2-105	②
4-53	532	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6	③
4-54	532	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170 本（200 Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200 本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-55	533	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	No. 1-12	③
4-56	534	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No. 1-13	③
4-57	534	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No. 1-14	③
4-58	545	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1	②
4-59	545	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1	②
4-60	545	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3	②
4-61	580	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No. 1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-62	580	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・ 作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・ 第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。</li> <li>・ 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・ 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の順に従って廃棄する。</li> <li>・ 工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。</li> <li>・ 工事の安全対策として、溶接・溶断作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・ 第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。</li> <li>・ 核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。</li> <li>・ 核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</li> <li>・ 工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・ 工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。</li> <li>・ 工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> </ul>	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
4-63	581	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退室時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・ 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No.1-12	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。



(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-64	581	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No. 1-13	③
4-65	581	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No. 1-14	③
4-66	590	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保安において留意すべき事項を抽出し、記録する。保安を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1	②
4-67	590	(7) 保安において留意すべき事項を踏まえて、保安計画を策定し、保安計画に基づき保安を実施する。	No. 1-1	②
4-68	590	(8) 保安の実施結果及び原子力施設における保安に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保安の継続的改善を図る。	No. 1-3	②
4-69	592	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 固体廃棄物 第2廃棄物貯蔵棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 撤去	(放射性液体廃棄物) 第74条 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。(第2廃棄物貯蔵棟→第5廃棄物貯蔵棟)  別図2-(2) 管理区域、保安区域及び周辺監視区域図 (第2廃棄物貯蔵棟は削除)  別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 (第2廃棄物貯蔵棟に関する各記載を削除)	①
4-70	592	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 建物 第5廃棄物貯蔵棟 第5廃棄物貯蔵棟 新設	(放射性液体廃棄物) 第74条 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。(第2廃棄物貯蔵棟→第5廃棄物貯蔵棟)  別図2-(2) 管理区域、保安区域及び周辺監視区域図 (第5廃棄物貯蔵棟は追加)  別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 (第5廃棄物貯蔵棟に関する記載を追加)	①
4-71	592	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 固体廃棄物 第5廃棄物貯蔵棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 新設	No. 4-70	①
4-72	593	表ト-2-1 第2廃棄物貯蔵棟 仕様 変更内容 撤去	No. 4-69	①
4-73	593	(欠番)	(欠番)	—
4-74	594	表ト-3-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 変更内容 撤去	No. 4-69	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-86	627	<p>5. 工事の方法  工事内容を以下に示す。  a. 第5廃棄物貯蔵棟  b. 保管廃棄設備  廃棄物保管区域  c. 保管廃棄設備  廃棄物保管区域  ②保管廃棄設備  廃棄物保管区域撤去工事  d. 第2廃棄物貯蔵棟  ①第2廃棄物貯蔵棟撤去工事</p>	No. 4-69	①
4-87	626	<p>4. 工事の方法  本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。  (1) 工事上の注意事項  a. 一般事項  ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。  ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。  ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。  ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器並びに第1種管理区域における建物・構築物及び設備・機器に係る工事に伴い発生した廃材は、必要に応じて除染し、汚染の広がりを防止する措置を講じた後、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納し、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本(200Lドラム缶検算、加工事業変更許可申請書記載値)は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。  ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器並びに第2種管理区域における建物・構築物及び設備・機器に係る工事に伴い発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。  ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した(工事)作業計画を策定し、作業を実施する。  ・工事の安全対策として、溶接作業は、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。  ・工事中においても給排気設備のすべて又は一部を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する。若しくは、保安規定に基づく閉じ込めの措置を講じた上で給排気設備を停止する。また、工事に伴い給排気設備の一部又はすべてを停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。  ・閉じ込めの安全機能を有する第1種管理区域の境界(屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及びび床)の工事中において、一時的に開口部が生じる場合は、当該開口部にグリーンハウスを設置する等の対策を行い、第1種管理区域の閉じ込め機能を維持する。なお、本工事の対象範囲に第1種管理区域での工事は無い。  ・密封された核燃料物質等を一時的に非管理区域に移動させる場合等、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)第1条に定める管理区域に係る値を越えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。  ・第1種管理区域内の工事において汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ工事対象部位の除染を行うか、必要に応じてグリーンハウスを設置する。  ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象区域から、他の区域に移動させる。核燃料物質を他の設備に移動することが困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。  ・工事の実施に当たり、可能な限り放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を他の設備に移動することが困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も閉じ込めの機能を維持する。  ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。  ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。  ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。  ・本工事において臨界防止及び遮蔽に影響を及ぼす建物の工事は実施しない。</p>	No. 1-11-2、No. 1-11-6、No. 1-11-7	② ③ ②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-88	629	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	No. 1-12	③
4-89	629	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No. 1-13	③
4-90	629	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No. 1-14	③
4-91	635	図ト-d-1 個別工事フロー d. 第2廃棄物貯蔵棟 注釈 注1：第2種管理区域の使用予定のない設備・機器は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	No. 1-11-6	③
4-92	636	(4) 加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由～また、第5廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の付属設備、並びに保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室廃棄物保管区域は、本申請において適合性を確認し、その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が継続して維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。	No. 1-11-6	③
4-93	644	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1	②
4-94	644	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1	②
4-95	644	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3	②
4-96	658	一般産業用工業品の設備・機器である表チ-5-1に示す機器について、使用前事業者検査及び使用前確認で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前確認の申請は実施しないものとする。なお、当該設備・機器等の更新や交換については、保安規定に基づき更新や交換に関する手順を別途定め、実施する。	（保全計画の策定） 第62条の6 4. 各部長は、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。 (1) 建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 一 予防保全 a. 時間基準保全 b. 状態基準保全 二 事後保全	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-97	667	<p>5. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p>	No.1-11-6	③
4-98	668	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・ 作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・ 第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。</li> <li>・ 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・ 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</li> <li>・ 工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。</li> <li>・ 工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・ 第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。</li> <li>・ 核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。</li> <li>・ 核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</li> <li>・ 工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・ 工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。</li> <li>・ 工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> </ul>	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
4-99	668	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・ 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No.1-12	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-100	668	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No.1-13	③
4-101	668	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No.1-14	③
4-102	671	図チー a - 2 工事フロー ②モニタリングポスト設置工事（屋外） 注釈 （注）モニタリングポストNo.1、モニタリングポストNo.2 は、図リー 2 - 1 - 7 に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備No.1 非常用発電機及び非常用電源設備No.2 非常用発電機の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。	No.1-11-6	③
4-103	672	図チー a - 3 工事フロー ③放射線監視盤（モニタリングポスト）設置工事（第2加工棟）、④既存の設備・機器の撤去工事（屋外） 注釈 （注）放射線監視盤（モニタリングポスト）は、図リー 2 - 1 - 7 に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備No.1 非常用発電機及び非常用電源設備No.2 非常用発電機の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。	No.1-11-6	③
4-104	673	(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由 ～モニタリングポストNo.1、モニタリングポストNo.2及び放射線監視盤（モニタリングポスト）は、周辺監視区域境界付近における空間線量率を監視及び測定するための安全機能を有する。これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。	No.1-11-6	③
4-105	679	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1	②
4-106	679	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1	②
4-107	679	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3	②
4-108	683	表リ-1-2 その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容 第2加工棟 緊急設備 避難通路 新設	No.1-62	②
4-109	683	表リ-1-2 その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路 新設 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備 非常用照明 新設 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備 誘導灯 新設	No.1-62	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-110	688	～(8034)緊急設備 避難通路、(8037)緊急設備 非常用照明、(8037-2)緊急設備 誘導灯について、使用前事業者検査及び使用前確認で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前確認の申請は実施しないものとする。なお、当該設備・機器等の更新や交換については、保安規定に基づき更新や交換に関する手順を別途定め、実施する。	No. 4-96	②
4-111	690	図リ-2-1-1-1 第2加工棟 緊急設備 配置図 (1階)	No. 1-62	②
4-112	691	図リ-2-1-1-2 第2加工棟 緊急設備 配置図 (中2階)	No. 1-62	②
4-113	692	図リ-2-1-1-3 第2加工棟 緊急設備 配置図 (2階)	No. 1-62	②
4-114	693	図リ-2-1-1-4 第2加工棟 緊急設備 配置図 (3階)	No. 1-62	②
4-115	694	図リ-2-1-1-5 第2加工棟 緊急設備 配置図 (4階)	No. 1-62	②
4-116	712	図リ-2-1-6 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備等 配置図	No. 1-62	②
4-117	721	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。	No. 1-11-6	③
4-118	721	5. 工事の方法 ～工事内容を以下に示す。なお、緊急設備 防護壁及び防護柵、緊急設備 防護壁、緊急設備 コンクリート閉止部、緊急設備 堰、密閉構造扉については、ハ、成型施設の項で示す。 a. 第2加工棟の付属設備 ①緊急設備 避難通路の新設～ b. 第5廃棄物貯蔵棟の付属設備 ①緊急設備 避難通路の新設 ②通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の新設～	No. 1-62	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-l)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、lは通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-l)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-l)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-119	721	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・ 作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・ 第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。</li> <li>・ 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・ 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の順に従って廃棄する。</li> <li>・ 工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。</li> <li>・ 工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・ 第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。</li> <li>・ 核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。</li> <li>・ 核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</li> <li>・ 工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・ 工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。</li> <li>・ 工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> </ul>	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
4-120	722	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退室時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・ 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No.1-12	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-121	723	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。</li> <li>・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> </ul>	No. 1-13	③
4-122	723	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No. 1-14	③
4-123	726	<p>図リ－a－2 工事フロー 注釈</p> <p>（注1）第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。</p> <p>第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No. 1-11-6	③
4-124	726	<p>図リ－a－2 工事フロー 注釈</p> <p>（注1）第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。</p> <p>第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No. 1-11-6	③
4-125	726	<p>図チ－a－2 工事フロー 注釈</p> <p>（注2）通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の作動の検査は、～、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して通話可能な状態を確認後、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。</p> <p>（注）火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯のうち室内天井ボードに設置している一部の設備の工事に当たっては、～、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備No.1 及び非常用電源設備No.2 の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。</p>	No. 1-11-6	③
4-126	727	<p>図リ－a－3 工事フロー 注釈</p> <p>（注1）第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。</p> <p>第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No. 1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-127	727	図リ-a-3 工事フロー 注釈 (注)～通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))は、図リ-2-1-7に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備No.1及び非常用電源設備No.2の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。	No.1-11-6	③
4-128	730	図リ-b-2 工事フロー 注釈 (注)～通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、図リ-2-1-10に示すとおり、通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し、所内携帯電話機(PHSアンテナ)に付属する所内携帯電話機(PHS)を使用して、通話可能な状態を確認する。所内携帯電話機(PHS)は、事故時活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。通話可能な状態を確認後、通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。	No.1-11-6	③
4-129	731	図リ-b-3 工事フロー 注釈 (注)～火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、図リ-2-1-13に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備No.1及び非常用電源設備No.2の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。	No.1-11-6	③
4-130	732	図リ-c-1 工事フロー 注釈 (注)第2種管理区域の使用予定のない設備・機器は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6	③
4-131	743-786	保安品質保証計画書	反映済のため、省略	—
4-132	801	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。	No.1-30	①
4-133	801	また、取り扱うウランの性状を考慮して、耐震重要度分類第1類の設備に収納する燃料棒及び燃料集合体はDR=0.002、第2類及び第3類の設備に収納される燃料棒及び燃料集合体はDR=0.02、第1類相当の固縛を行ったドラム缶はDR=0.001、第1類の設備に収納される粉末保管容器はDR=0.02、第2類及び第3類の設備に収納する粉末保管容器はDR=0.2、保護容器(旧AF型輸送容器)はDR=0.002に設定した。	No.1-31	②
4-134	801	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は1段置きで取扱い時には最大高さを1m以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に10%が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取り扱う。	No.1-32	①
4-135	801	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として10%見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏えいする割合として10%見込む。	No.1-31	②
4-136	801	F3竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(n)の第3表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外のF3竜巻対策を評価上考慮しないものとしている。	No.1-34	①
4-137	802	添5ヌ(n)の第3表 F3竜巻の建物への影響 注2:第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車両の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。	No.1-35	①
4-138	802	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1とし、これ以外には飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01とする。	No.1-31	②
4-139	802	～、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。～	No.1-20	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-140	803	(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未達であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて制限する。	No. 1-96	①
4-141	803	(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。(a) ウラン粉末を受け入れる場合、受け入れる前に、材料証明書により濃縮度、化学的組成、密度及び減速条件を表す水素対ウラン原子数比（以下H/Uという。）を確認する。	No. 1-107	①
4-142	804	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。	No. 1-19	③
4-143	805	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。	No. 1-24	①
4-144	805	粉末状のウランは、バッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	No. 1-41	③
4-145	806	粉末状のウランは、バッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	No. 1-42	①②
4-146	806	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。	No. 2-58	②
4-147	806	また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下となるようにする。	No. 2-59	③
4-148	807	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。	No. 1-44	①
4-149	807	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空气中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。	No. 1-46	③
4-150	807	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を囲い式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。	No. 1-48	③
4-151	808	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	No. 1-49	②
4-152	809	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No. 1-50	②
4-153	809	空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う	No. 1-51	②
4-154	809	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。	No. 1-52	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-155	810	(i) 火災感知設備 (a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、 <u>消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6 カ月に 1 回) 及び総合点検 (1 年に 1 回) を行い、3 年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</u>	No. 1-53	②
4-156	810	初期消火活動を確実にするため、 <u>防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。</u>	No. 1-54	②
4-157	810	また、 <u>消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。</u>	No. 1-60	②
4-158	811	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) <u>消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</u> (ii) <u>消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。</u>	No. 1-56	②
4-159	811	ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、 <u>油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。</u> (a) <u>油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する</u>	No. 1-57	②
4-160	811	また、 <u>火災区画内の火災源に対しては、添 5 チ (ロ) の第 8 表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。</u>	No. 1-57	②
4-161	811	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、 <u>火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持ち込みと保管管理等について定める。</u> (a) <u>本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所に保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</u> (b) <u>加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが (約 100 g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂 (消火用) を配置する。</u> (c) <u>発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</u> (d) <u>可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設 (建物) に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</u>	No. 1-59	②
4-162	811	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、 <u>防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。</u> また、 <u>火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。</u> この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。(添付書類七 ロ (ハ) 参照)	No. 1-60	②
4-163	811	(*) <u>第 1 種管理区域内で発生する使用済みの廃油 (以下「廃油」という。) は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器 (液体用ドラム缶) に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第 5 廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</u> このため、 <u>廃油が発火したとしても第 5 廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。</u> また、 <u>第 5 廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。</u> このため、 <u>廃油は火災源として考慮しない。</u>	No. 1-100、No. 1-61	③②
4-164	816	過去に記録された最低気温 -7.5 °C (大阪管区気象台 1945 年 1 月 28 日) を踏まえ、必要に応じて、 <u>安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</u>	No. 1-11-6	③
4-165	817	敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	No. 1-63	②

(\*1) 本欄に記載の No. n-m(-1) は、n は第 n 次設工認の記載である旨を示し、m、1 は通し番号を示す。、(\*2) 本欄を No. n-m(-1) としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1) の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-166	818	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、 <u>風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。</u>	No.1-64	②
4-167	818	安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/s に対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。(b) ソフト対策 竜巻襲来時のソフト的な対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。① 体制の整備～ ② 注意喚起～ ③ 警戒態勢～	No.1-65	②
4-168	818	過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、 <u>安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</u>	No.1-11-6	③
4-169	819	本加工施設の建物の、降下火砕物の許容堆積厚さを添5ト(ホ)の第5表に示す。本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚12 cmを許容できる設計(降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して1.5 g/cm <sup>3</sup> とした。)であるが、安全側に気中の降下火砕物の状態を踏まえて <u>降下火砕物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。</u>	No.1-20	②
4-170	819	その上で、降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。	No.1-20	②
4-171	819	作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。	No.1-67	②
4-172	820	また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	No.1-68	②
4-173	820	～この堆積速度4 cm/日を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。	No.1-69	②
4-174	820	また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-21	②
4-175	820	給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-71	②
4-176	820	(e) 敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限して管理するとともに、 <u>防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。</u>	No.1-72	②
4-177	820	延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	No.1-73	②
4-178	821	③ 必要となる対策 前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。○a 敷地内の竹林の火災影響評価による危険距離は6.2 mである。竹林は火災延焼経路において下り傾斜(約30°)であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する	No.1-74	②
4-179	822	～各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。～、敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。～	No.1-75	②
4-180	822	○c 必要となる対策 ○i 燃料輸送車両 敷地内に入構する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する	No.1-72	②
4-181	822	(d) 二次的影響への対策 ① ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。② 大量の有毒ガスを取り扱う施設は、敷地の近隣にはないため、防護対象施設に対する有毒ガスの影響は考慮しない。	No.1-77	②
4-182	823	(i) 障壁等による区画 また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。	No.1-78	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-183	823	(ii) 出入管理 加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、ID カードにより加工施設の出入管理を行う。一時立入者に対しては、その身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。また、常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する	No. 1-79	②
4-184	823	(iv) 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動の防止 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の敷地内において、金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び常時監視を行う。	No. 1-80	②
4-185	823	加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込みを防止するため、加工施設敷地内において、加工施設敷地内及び敷地外に侵入する車両においては積載荷物の点検を行う。加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。	No. 1-81	②
4-186	823	(i) 外部からの不正アクセスの防止 本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。	No. 1-23	①
4-187	823	(i) 外部からの不正アクセスの防止 また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアーウォールを設置する。セキュリティをより堅牢にするために外部インターネットとの接続ファイアーウォールを二重に設置し、社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	No. 1-82	①
4-188	823	内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。	No. 1-23	①
4-189	823	情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合、又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティ計画を定める。	No. 1-85	①
4-190	824	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(i) 没水に対する安全設計 (i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	No. 1-86	②
4-191	824	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) ⑥ ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカプラー型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。	No. 1-87	②
4-192	825	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) 被水に対する安全設計(d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	No. 2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-193	825	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(iii) 蒸気に対する安全設計 (a) 蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	No. 1-88	②
4-194	825	～漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ハ)の第3表に示すとおり合計35分とした。この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・操業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業員(設備担当)が駆け付けて閉止する場合を想定。・第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。流出流量は、貫通クラックの面積、損失係数、水頭を用いて次式により求める。～	No. 1-89	①
4-195	825	本加工施設の火災の拡大防止に対しては、粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。～	No. 1-90	②
4-196	825	～各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。～	No. 1-86	②
4-197	825	安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。	No. 1-92	②
4-198	825	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状況が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。～	No. 1-93	②
4-199	825	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状況が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 ～(ii) 加工施設の状況を確認しながら操作できるように、設備・機器の近傍に操作盤を配置するとともに、弁及びバルブには開閉を表示する。	No. 3-179	②
4-200	825	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状況が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 (i) 操作員が操作すべきスイッチを間違えないように、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる措置を講じる。(iii) 異常を正確かつ迅速に把握するため、警報集中表示盤には、設備・機器の異常内容ごとに表示ランプを設ける。(iv) 保守点検における誤りを生じにくいように、設備の色を管理区域ごとに統一する、配管に流体の種類を明示する等の措置を講じる。	No. 3-180	②
4-201	826	(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。～	No. 1-94	③
4-202	827	また、本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。	No. 1-95	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-203	828	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	No. 1-96	①
4-204	828	粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の離隔距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との離隔をとる。	(臨界安全管理) 第33条 ～各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)(5)を放射線業務従事者に遵守させ、十分な対策を講じる。～ (4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。  別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 成形施設 第1ライン ペレット搬送機 運搬台車No.1 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、保管容器G型1段で取り扱う。～	③
4-205	829	可燃性物質(油類)は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	No. 1-97	②
4-206	829	第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止するため、建物は漏えいの少ない構造とし、また、給排気設備により室内が外気より負圧になるよう維持する。	No. 1-44	①
4-207	830	A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空気中のウラン濃度をダストモニタにより監視し警報を発する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。	No. 2-117	②
4-208	830	A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。	No. 1-44	①
4-209	830	B. 火災による閉じ込め機能の不全 当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。	No. 2-118	②
4-210	830	D. 排気設備停止による閉じ込め機能の不全(負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全) ① 第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。	①
4-211	830	なお、本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	No. 1-99	③
4-212	830	また、粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器については、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱う。	No. 3-243	①
4-213	831	放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。	No. 1-27	③
4-214	831	さらに、加工施設周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に、合理的に達成できる限り低減する。	No. 3-270	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-l)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、lは通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-l)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-l)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-215	832	第1 廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、廃油の焼却減容及び持出し物品の除染処理を行う。	No. 1-100	③
4-216	832	固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。	No. 1-100	③
4-217	832	保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	No. 1-102	③
4-218	832	放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。	No. 1-103	③
4-219	832	なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	No. 1-104	③
4-220	833	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	No. 1-105	②
4-221	833	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	No. 1-106	③
4-222	833	本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入に当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められたASTM (米国材料試験協会) (1)及びDOE (米国エネルギー省) (2)の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	No. 1-107	①
4-223	833	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(2) 管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。	No. 1-106	③
4-224	833	(1) 放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。、他	No. 1-110	③
4-225	834	加工施設内にガンマ線エリアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場所は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。また、設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	No. 1-111	③
4-226	834	監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計とするとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。	No. 1-112	②
4-227	834	(i) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9 第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。周辺監視区域の境界を添5 ㍊(ハ)の第1 図に示す。	No. 1-113	③
4-228	835	また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。	No. 1-114	③
4-229	835	長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7 日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。	No. 1-115	①
4-230	836	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。～	No. 1-116	②
4-231	836	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	No. 1-117	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-232	836	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	No. 1-118	②
4-233	836	事故の発生条件として、設計基準事故を超える条件で建物及び設備・機器に損傷等が発生したと想定する。具体的には、外的事象において設計基準を超える地震等の外力、内的事象においては、安全機能を有する施設における機器の複数の故障等が各工程に及ぼす影響と工程において取り扱うウランの性状を考慮し、核燃料物質等を閉じ込める機能の著しい喪失に至る可能性のあるものを、重大事故に至るおそれがある事故として選定する。	No. 3-205	②
4-234	838	火災の複数同時発生の想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	No. 1-119	②
4-235	839	重大事故に至るおそれがある事故の具体的想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。～	No. 1-120	②
4-236	839	～火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。	No. 1-121	②
4-237	840	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。～	No. 1-122	②
4-238	840	iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(p)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。～	No. 1-123	②
4-239	840	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。～	No. 1-124	②
4-240	840	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(p)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能であり～	No. 1-125	②
4-241	840	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	No. 1-126	②
4-242	841	(1) 体制の整備 体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。～	No. 1-127	②
4-243	841	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備する～	No. 1-128	②
4-244	842	(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。～	No. 1-129	②

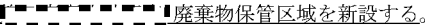
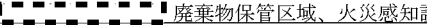
(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-245	842	(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。～	No. 1-130	②
4-246	843	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。～	No. 1-131	②
4-247	843	(4) 核燃料物質の貯蔵施設の変更 ・竜巻対策のため、第2加工棟の分析試料の貯蔵設備を新設するとともに、この新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、第2加工棟の試験開発試料の貯蔵施設の最大貯蔵能力を縮小する。	別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (3) 第2加工棟 第2分析室 0.022tonU 新たに追加 第2開発室 0.083tonU 変更	①
4-248	843	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 ・地震及び竜巻対策のため、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物を収納したドラム缶は、専用治具による連結固縛等により、転倒及び飛散を防止する。	No. 1-31	②
4-249	843	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 ・地震及び竜巻対策のため、液体廃棄物の保管廃棄設備の安全性の向上を図り、第2廃棄物貯蔵棟を撤去し代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。	No. 4-69	①
4-250	843	(8) 主要な構造の変更 ・火災対策のため、第1-3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	No. 1-74	②
4-251	844	(1) 第1加工棟の加工施設を加工施設外の施設とする変更 ・ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室)、第1部品加工室(同第1-1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同第1-4部品加工室)について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安(核規)第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	No. 2-155	①
4-252	844	(2) 核燃料物質の貯蔵施設に係る加工の方法の記載の変更 ・事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室をとして輸送物に限った貯蔵施設にする。この変更により、事業所外から受入時は、当該室に搬入し通関等の必要な手続きを行うこととし、また出荷時も搬出まで当該室にて保管するため、申請書における加工の方法の記載を見直すこととする。さらに加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力をからに削減する。	No. 2-156	①
4-253	844	(3) 核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第1-3貯蔵棟の酸化ウラン粉末、第2加工棟の酸化ウランペレット及びの燃料棒の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれからに、からに削減する。	No. 2-157	②
4-254	844	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟の燃料集合体の貯蔵設備を撤去する。	No. 2-158	①
4-255	844	・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟の試験開発設備及び貯蔵設備を撤去するとともに、第3開発室から第2-1作業支援室に部屋名称を変更する。第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。	No. 1-133	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-256	844	(5) 核的制限値の変更 ・最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ベレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コードKENO IV及び臨界計算コードKENO V.a (27 群ライブラリ) を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コードKENO V.a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。	No. 2-160	①
4-257	927	添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更> 本設工認申請 詳細設計 [11.3-B2] 第2加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。	No. 3-11	②
4-258	950-954	図添1表参2-7-1 (1/2) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更> 図添1表参2-7-1 (2/2) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更> 図添1表参2-7-2 (1/3) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更> 図添1表参2-7-2 (2/3) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更> 図添1表参2-7-2 (3/3) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更>	No. 3-11	②
4-259	977	添2別表1-2-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容 (設備・機器) 第二十条 廃棄施設 20.1-F1 (廃棄能力) 工事の内容 第二十条 廃棄施設 20.1-F1 (廃棄能力) 工事の内容 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備  廃棄物保管区域を新設する。	No. 4-69	①
4-260	977	添2別表1-2-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容 (設備・機器) その他許可で求める仕様 99-F3 (設備撤去) 工事の内容 第2廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備  廃棄物保管区域、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明を撤去する。	No. 4-69	①
4-261	977	添2別表1-2-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容 (設備・機器) その他許可で求める仕様 99-F5 (固縛) 工事の内容 一 (廃棄物ドラム缶の固縛方法を明確化したことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。)	No. 1-31	②
4-262	1005-1014	添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 2階 内壁・内部扉 内壁2-3 備考 2階 内壁・内部扉 内壁2-4 備考 2階 内壁・内部扉 内壁2-6 備考 2階 内壁・内部扉 内壁2-12 備考 2階 内壁・内部扉 内壁2-13 備考 2階 内壁・内部扉 内壁2-15 備考 2階 内壁・内部扉 内壁2-16 備考 3階 内壁・内部扉 内壁3-12 備考 火災区域細分化のため、強化せつこうボード21mm×2枚貼りの改造 (防火性能追加)	No. 3-11	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-263	1027	(核燃料物質の臨界防止) [4.1-F1] ～なお、燃料棒トレイ置台及び脱ガス設備No.1に係るウランの取扱いについては、既認可において「PWR型6段以下又はBWR型5段以下のトレイ段数で取り扱う。」としていたものを、加工事業変更許可において「トレイ段数5段以下で取り扱う。」に見直している。これは、PWR型とBWR型の燃料棒の取扱いを揃える適正化のためであり設備の構造を変更するものではないため、これらの設備から構成される単一ユニットの大きさに変更はない。	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 被覆施設 脱ガス炉 核的制限値 トレイ 燃料棒列数：18列以下 トレイ段数 <u>PWR型：6段以下</u> → 5段以下 <u>BWR型：5段以下</u> トレイ上下方向ピッチ：3.0 cm 以上	①
4-264	1028	(核燃料物質の臨界防止) 被覆施設 第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 燃料棒トレイ置台 単一ユニットに係る既認可の認可番号 脱ガス設備No.1 真空加熱炉部 単一ユニットに係る既認可の認可番号 脱ガス設備No.1 運搬台車 単一ユニットに係る既認可の認可番号 平成22・10・01原第13号(平成22年11月16日)では「PWR型：6段以下BWR型：5段以下」としていたものを、加工事業許可に基づいて、本申請において「トレイ段数：5段以下」に見直した。	No.4-263	①
4-265	1034	(核燃料物質の臨界防止) ○第2加工棟 [4.2-B1] 次表に示すとおり、本加工施設を臨界安全管理上の領域に区分する。第2加工棟の臨界安全管理上の領域は、臨界隔離壁によって核的に隔離し、各領域間には中性子相互作用がない設計とすることにより、臨界を防止する。臨界隔離壁が部分的に存在しない箇所(開口部)についても確認を行い、臨界安全管理上、影響のないことを確認している。～	No.1-19	③
4-266	1058	(外部からの衝撃による損傷の防止) (3) 極低温(凍結) [8.1-F2] ～本申請に係る工事により、消火設備 屋内消火栓に関わる仮移設した屋外消火栓配管のうち埋設部分は公共建築工事標準仕様書に従って地中埋設深さを車両道路では管の上端より600 mm以上、それ以外は300 mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置することにより、その安全機能を維持する。 ～	No.1-11-6	③
4-267	1059	(外部からの衝撃による損傷の防止) (4) 火山活動(降下火砕物) ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [8.1-B3] 第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟は、加工事業変更許可申請書に示したとおり、屋根を湿潤密度1.5 g/cm <sup>3</sup> とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える実耐力を有する設計とする。 降下火砕物に係る設計方針を付属書類5に示す。 また、降下火砕物が観測された場合の降下火砕物の除去等の措置は、保安規定に定めて管理する。	No.1-20	②
4-268	1061	(外部からの衝撃による損傷の防止) (5) 積雪 ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [8.1-B4] 第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cmの積雪に耐えられる設計とする。 積雪に係る設計方針を付属書類5に示す。 また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合における除雪等の措置は、保安規定に定めて管理する。	No.1-20	②
4-269	1061	(外部からの衝撃による損傷の防止) (6) 生物学的事象 本申請対象の施設のうち、換気に用いる給気口は第2加工棟に設置するため、第2加工棟が対象となる。第2加工棟の第1種管理区域の換気のため給気口を設け、気体廃棄設備を接続している。気体廃棄設備No.1の給気口にフィルタを設け枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。また、保安規定に基づき給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさないようにする。 なお、第2加工棟の気体廃棄設備は、次回以降の申請で適合性を確認する。	No.1-71	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-270	1063	<p>(外部からの衝撃による損傷の防止) (7) 森林火災  ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [8.1-B5]  第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟は想定する森林火災に対し、その影響を受けないように、森林との離隔距離が、危険距離以上となる設計とする。  第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟の森林火災からの防護に係る設計方針を付属書類6に示す。  なお、第5廃棄物貯蔵棟の西にある敷地内の竹林は、離隔距離が7 m 以上となるよう伐採して保安規定に定めて管理する。</p>	No.1-74	②
4-271	1067	<p>(外部からの衝撃による損傷の防止) (1) 森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災  ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [8.2-B2]  ～加工事業変更許可申請書に示したとおり、加工施設外の火災・爆発及び敷地内危険物施設の火災・爆発に対し、加工施設敷地内におけるポンベ置場(1)及び第1 高圧ガス貯蔵施設(アンモニアタンク)の移設や燃料輸送車両の構内通行ルート及び駐車位置の制限を行うことにより、安全性を確保する。～</p>	No.1-75	②
4-272	1072	<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)  ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [9.1-B1]  加工施設を設置する事業所には、加工施設の周辺に周辺監視区域を設け、周辺監視区域の境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。  侵入検知器、監視カメラ等の監視装置による集中監視を行うとともに、周辺監視区域内の定期的な監視を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を監視する。また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止設備の点検、保守を行い、その機能を維持する。  管理上の人の区分に応じて、管理区域を設定する加工施設の建物へ常時立ち入る放射線業務従事者に対してはID カードによる出入管理を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。また、常時立ち入ることがない管理区域を設定する加工施設の建物では、出入口を施錠管理する。  核燃料物質等の移動は所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の建物の  において金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び監視を行うことにより、周辺監視区域内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。  入荷車両においては積載荷物の点検を行うことにより、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。  これらの加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る措置は、保安規定に定めて管理する。</p>	No.1-79、No.1-80、No.1-81	② ② ②
4-273	1073	<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)  ○第2加工棟 [9.1-B2]  加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な操作に係る情報システム(施設運転制御系システム)は、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。  これらの不正アクセス行為の発生を防止に係る措置は、保安規定に定めて管理する。～</p>	No.1-23	①
4-274	1079	<p>(閉じ込めの機能)  ○保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 [10.1-F3]  保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域では、液体廃棄物を保安規定に基づいて、汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶に収納し密閉した状態で保管廃棄する。～</p>	No.1-103	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-275	1080	(閉じ込めの機能) ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、 <u>ウランを密封して取り扱いはず貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分して保安規定に定めて管理する。</u> 第2加工棟には第1種管理区域と第2種管理区域を設定する。 第5廃棄物貯蔵棟では液体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶に収納して密閉した状態で保管廃棄することから、汚染の発生するおそれはない。したがって、第5廃棄物貯蔵棟に汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。	No.1-103、No.1-106	③③
4-276	1086	(火災等による損傷の防止) ○第2加工棟の消火設備 [11.1-F1] ～消火設備 消火器の配置を図り-2-1-4-1～図り-2-1-4-5に示す。なお、配置については公設消防からの指導等により、変更する場合がある。消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行うとともに消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する構造のものを用いることを保安規定に定める。～	No.1-56、No.1-59	②②
4-277	1087	(火災等による損傷の防止) ○第5廃棄物貯蔵棟の消火設備 [11.1-F1] ～消火器格納箱に格納し、転倒防止策を講じて設置する。消火器の配置を図り-2-1-6に示す。 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行うとともに消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する構造のものを用いる。～	No.1-56、No.1-59	②②
4-278	1088	(火災等による損傷の防止) ○第2加工棟 [11.1-F1] 第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート <sup>2</sup> を2つ以上確保する管理とする。～	No.1-62	②
4-279	1091	(火災等による損傷の防止) ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [11.3-B2] ～第2加工棟では、核燃料物質等の取扱いの考慮などから、加工事業変更許可申請書で示した火災区域及び火災区画の境界を変更することとした。変更後の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。～	No.3-11	②
4-280	1095	(火災等による損傷の防止) ○保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 [11.3-F1] 廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれがないようにするために、保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域では、 <u>不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を行う。</u>	No.1-61	②
4-281	1096	(火災等による損傷の防止) ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [11.3-B2] 電源に接続する設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。～	No.2-105(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる)	②
4-282	1098	(火災等による損傷の防止) [11.5-B1] 第2加工棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏れ時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上換気を行う。	No.1-46(閉じ込めの管理として空気濃度限度の管理の中で実施)	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-283	1104	(加工施設内における溢水による損傷の防止) ○第2加工棟 [12.1-B2] 電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。	No.2-105(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる)	②
4-284	1104	(加工施設内における溢水による損傷の防止) ○第2加工棟に設置する設備・機器 [12.1-F3] 本申請対象のウランを取り扱う設備に接続する電気・計装盤について、設置場所及び被水のおそれの有無を次表に示す。被水のおそれのある設備・機器の電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する設計としている。 溢水による損傷の防止に係る設計方針を付属書類9に示す。	No.2-105	②
4-285	1108	(安全避難通路等) ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する。緊急設備可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する。	No.1-123	②
4-286	1112	(安全機能を有する施設) [14.2-F1] [14.2-B1] 安全機能を確保するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 また、保安規定に基づき以下の措置を講じる。 ・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。 ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。 ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。 なお、第2加工棟の附属設備のうち、消火設備 屋内消火栓、消火設備 自動式の消火設備、緊急設備 漏水検知器、緊急設備 遮水板は次回以降申請する。	No.1-1、No.1-3	②②
4-287	1116	(核燃料物質の貯蔵施設) 本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わないため、該当しない。	No.1-99	③
4-288	1119	(警報設備等) 第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は気体廃棄設備No.1の差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する設計とする。	No.1-60	②
4-289	1129	(遮蔽) ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [22.2-B1] 第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟の屋根、壁は、加工施設内の外部放射線を低減する遮蔽能力を有する。 また、管理区域内での放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するよう、ウランの取扱量が多い貯蔵設備は、コンクリートの仕切り壁に囲まれた区画に配置する設計とするとともに、必要に応じて立入時間を管理する。ここで、仕切り壁には貫通部が存在しているが、線量は有意に高くないため、特別な対策を講じる必要はない。	No.3-257	③
4-290	1130	(換気設備) ○第2加工棟 [23.1-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1により平均6回/時以上の換気を行う設計としている。	No.1-46	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (* 2)	結果 (* 3)
4-291	1131	(非常用電源設備) ～非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。非常用電源設備A 非常用発電機に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。～	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3 関係) 10. 設計想定事象の発生時 (その他) 手順書の整備 13 設備管理部長は、非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。	②
4-292	1140	(その他許可で求める仕様) ○第2 廃棄物貯蔵棟 [99-B3] 第2 廃棄物貯蔵棟を撤去する。～ ○第2 廃棄物貯蔵棟の付属設備、保管廃棄設備  廃棄物保管区域 [99-F3] 第2 廃棄物貯蔵棟の撤去に伴い、第2 廃棄物貯蔵棟内に設置していた第2 廃棄物貯蔵棟の付属設備、保管廃棄設備  廃棄物保管区域を撤去する。	No. 4-69	①
4-293	1143	(その他許可で求める仕様) ○保管廃棄設備第5 廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 [99-F5] 地震対策として、保安規定に基づき各廃棄物保管区域ごとに使用するドラム缶、金属容器の種類、段数、配置を制限し、耐震重要度分類第1 類相当の転倒防止措置を講じる。 保管廃棄設備第5 廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域で200 L ドラム缶を使用する場合の段数、配置は、以下の管理を行う。～ また、竜巻対策として、保安規定に基づき放射性廃棄物を収納したドラム缶は、竜巻 (風速92 m/s) が発生したときに飛散することのないよう空力パラメータが0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる管理を行う。	No. 1-31、No. 1-103	②③
4-294	1286	付属書類4 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止に関する基本方針書 1. 2 加工施設に大きな影響を及ぼすおそれがある竜巻に対する設計 ～また、更なる安全向上策として、安全上重要な施設の有無の評価における加工施設に大きな影響を及ぼすおそれのある竜巻 (F3 竜巻) が発生した場合に、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。～	No. 1-64	②
4-295	1300	付属書類5 外部からの衝撃 (積雪及び降下火砕物) による損傷の防止に関する基本方針書 1. 設計方針 ～また、上記対策に加えて気中の降下火砕物の状態を踏まえ、加工施設で降下火砕物が観測された時点で速やかに除去する措置を講じることで、更なる安全を確保する。また、当該措置を実施するにあたり、昇降設備のない屋根には梯子等を設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備することとする。	No. 1-20	②
4-296	1344	付属書類9 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 4. 第2加工棟における溢水に対する安全設計 4. 1 没水に対する安全設計 ～(i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1 類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止する。	No. 1-86	②
4-297	1345	付属書類9 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 4. 第2加工棟における溢水に対する安全設計 4. 2 被水に対する安全設計 (d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	No. 2-105	②
4-298	1345	付属書類9 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 5. 本申請における内部溢水対策 5. 3 電気火災の発生防止 ・ウランを取り扱う設備に接続する電気・計装盤で被水のおそれのあるものについては、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じる。	No. 2-105	②

(\* 1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\* 2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\* 3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
4-299	1350	付属書類 1 0 遮蔽に関する基本方針書 1. 設計方針 ～放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。～	No. 1-24	①
4-300	1350	付属書類 1 0 遮蔽に関する基本方針書 1. 設計方針 1. 1 周辺監視区域等の設定 管理区域の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を超えないようにする。 また、東西及び北側の敷地境界に隣接して、住友電気工業株式会社との「賃貸借契約書」により人の居住を制限する地域を設け、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における公衆の外部被ばくを合理的に達成可能な限り低くする。 周辺監視区域等の設定について、加工事業変更許可申請書に示した評価からの変更点はない。	No. 3-270	③
4-301	1350	付属書類 1 0 遮蔽に関する基本方針書 1. 設計方針 1. 2 貯蔵等の管理 周辺監視区域境界及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域において、本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。また、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするため、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置する。～	No. 1-24	①
4-302	1360	付属書類 1 1 その他許可で求める仕様（放射性廃棄物ドラム缶（200 L）転倒防止策）に関する基本方針書 1. 設計方針 廃棄物保管区域で保管廃棄に用いるドラム缶等の金属製容器は、事業変更許可申請書では、更なる安全対策として耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じている。 本設工認申請書における第5廃棄物貯蔵棟では、保管廃棄に用いる200 Lドラム缶は2段積み以下で固縛し転倒防止策を講じている。	No. 1-31	②
5-1	33	八、一部施設の先行使用について ～後半申請の施設の新規制基準への適合性の確認は令和5年度上期に完了する計画である。後半申請の加工施設では、適合性の確認を受けるまで核燃料物質を取り扱わないことを保安規定に定める。～	No. 1-11-6	③
5-2	33	八、一部施設の先行使用について ～。また、後半申請の加工施設の停止期間中の施設の運転管理、維持管理は保全計画に基づいて実施する。～	No. 1-11-6	③
5-3	44	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視、点検、定期事業者検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1	②
5-4	44	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1	②
5-5	44	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3	②
5-6	53	表ハ-1 成型施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応(1)及び既設工認との対応並びに変更内容 第2加工棟 変更内容 ⑦防火区画等の改造	No. 3-11	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-7	60	表ハ-2 P設-2-2 粉末缶搬送機No.2-1 粉末缶移載機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-8	64	表ハ-2 P設-3-1 粉末混合機No.2-1 粉末投入機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-9	68	表ハ-2 P設-3-2 粉末混合機No.2-1 粉末混合機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-10	72	表ハ-2 P設-4-1 粉末搬送機No.2-1 粉末搬送容器 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-11	75	表ハ-2 P設-5-1 粉末搬送機No.2-1 粉末搬送容器昇降リフト 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42	①②
5-12	75	表ハ-2 P設-5-1 粉末搬送機No.2-1 粉末搬送容器昇降リフト 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-13	80	表ハ-2 P設-6-1 供給瓶No.2-1 供給瓶 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-14	83	表ハ-2 P設-7-1 プレスNo.2-1 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42	①②
5-15	84	表ハ-2 P設-7-1 プレスNo.2-1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-16	87	表ハ-2 P設-8-1 焙焼炉No.2-1 研磨屑乾燥機 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42	①②
5-17	87	表ハ-2 P設-8-1 焙焼炉No.2-1 研磨屑乾燥機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-18	90	表ハ-2 P設-8-2 焙焼炉No.2-1 破碎装置 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42	①②
5-19	91	表ハ-2 P設-8-2 焙焼炉No.2-1 破碎装置 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-20	94	表ハ-2 P設-8-3 焙焼炉No.2-1 粉末取扱フード 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42	①②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-21	97	表ハ-2 P設-9-1 焙焼炉No.2-1 粉末取扱機 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42	①②
5-22	97	表ハ-2 P設-9-1 焙焼炉No.2-1 粉末取扱機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-23	101	表ハ-2 P設-9-2 焙焼炉No.2-1 焙焼炉 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42	①②
5-24	101	表ハ-2 P設-9-2 焙焼炉No.2-1 焙焼炉 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-25	106	表ハ-2 P設-11-1 焼結炉搬送機No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-26	109	表ハ-2 P設-11-2 焼結炉搬送機No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-27	112	表ハ-2 P設-11-3 焼結炉搬送機No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-28	115	表ハ-2 P設-1 1-4 焼結炉搬送機No.2-1 ポート搬送装置 ポート搬送装置部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-29	118	表ハ-2 P設-1 1-5 焼結炉搬送機No.2-1 ポート搬送装置 段積装置部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-30	121	表ハ-2 P設-1 2-1 有軌道搬送装置 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-31	131	表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉No.2-1 仕様 火災等による損傷の防止 [11.5-F1] ～○緊急設備 手動閉止弁震度5弱相当の地震が発生した際に緊急遮断弁の自動閉止に加えて更に緊急遮断弁のガス供給側にある下記手動閉止弁を閉止する措置を講じる。～	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 17 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。	②
5-32	132	表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉No.2-1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-33	133	表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉No.2-1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F4] ～また、第2加工棟における溢水量抑制及び被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止するため、当該設備の近傍を流れる循環冷却水(連続焼結炉)配管に{8059}緊急設備 緊急遮断弁(冷却水)を設け、溢水が発生した際に本緊急遮断弁を手動閉止する措置を講じる。	No.1-86	②
5-34	136	表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉No.2-1 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F3] 後半申請の施設が前半申請の施設に波及的影響を与えないように <u>撤去又は閉止措置を講じる</u> 。～	No.1-11-6	③
5-35	147	表ハ-2 P設-1 4-2 焼結ポート置台 焼結ポート解体部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-36	150	表ハ-2 P設-1 5-1 ベレット搬送設備No.2-1 ベレット移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-37	153	表ハ-2 P設-1 5-2 ベレット搬送設備No.2-1 SUSトレイ搬送部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-38	159	表ハ-2 P設-1 6-1 センタレス研削装置No.2-1 ベレット供給機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-39	162	表ハ-2 P設-1 6-2 センタレス研削装置No.2-1 センタレス研削盤 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] <u>囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。</u> また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、 <u>囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。</u>	No.1-42	①②
5-40	163	表ハ-2 P設-1 6-2 センタレス研削装置No.2-1 センタレス研削盤 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-41	166	表ハ-2 P設-1 6-3 センタレス研削装置No.2-1 ベレット乾燥機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-42	168	表ハ-2 P設-1 7-1 ベレット搬送設備No.2-2 ベレット移載装置 ベレット検査台部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-43	171	表ハ-2 P設-1 7-2 ペレット搬送設備No.2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-44	174	表ハ-2 P設-1 7-3 ペレット搬送設備No.2-2 ペレット移載装置 ペレット採取部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-45	177	表ハ-2 P設-1 8-1 ペレット搬送設備No.2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベアNo.1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-46	180	表ハ-2 P設-1 8-2 ペレット搬送設備No.2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベアNo.2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-47	183	表ハ-2 P設-1 8-3 ペレット搬送設備No.2-2 ペレット搬送装置 目視検査部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-48	186	表ハ-2 P設-1 8-4 ペレット搬送設備No.2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-49	189	表ハ-2 P設-1 8-5 ペレット搬送設備No.2-2 波板移載装置 波板移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-50	193	表ハ-2 P設-1 9-1 センタレス研削装置No.2-1 研磨屑回収装置、センタレス研削装置No.2-1 研削液タンク 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水の原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-51	203	表ハ-2 P設-2 2-1 焙焼炉No.2-1 運搬台車 仕様 核燃料物質の臨界防止 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 核的に隔離されている第2-2 領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。 ウランの移動範囲を図ハ-2 P設-1 (66) に示す。	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 成形施設 第2ライン 焙焼炉 運搬台車 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、研磨屑回収装置から回収した研磨屑回収釜1 個 (センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数 (61000 個以下) に達するまで) で酸化ウラン研磨屑を取り扱う。	①
5-52	205	表ハ-2 P設-2 3-1 スクラップ保管ラックF型運搬台車 仕様 核燃料物質の臨界防止 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 核的に隔離されている第2-2 領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。 ウランの移動範囲を図ハ-2 P設-1 (66) に示す。	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 貯蔵施設 スクラップ保管ラックF型 運搬台車 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、保管容器G型1 段で取り扱う。	③
5-53	207	表ハ-2 P設-2 4-1 ペレット運搬台車No.3 仕様 核燃料物質の臨界防止 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 核的に隔離されている第2-2 領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。 ウランの移動範囲を図ハ-2 P設-1 (66) に示す。	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 その他加工設備の附属施設 ペレット運搬台車No.3 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、保管容器G型1 段で取り扱う。	③
5-54	210	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 変更内容 ⑦防火区画等の改造 (仕様を別表ハ-2-1-7 に示す。)	No.3-11	②
5-55	216	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域を設定する加工施設の建物へのID カードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第2加工棟は、別表ハ-2-1-9 に示す材料を用いて、図ハ-2-1-1-5 4～図ハ-2-1-1-6 1 に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ハ-2-1-1-5-7 に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。	No.1-79、No.1-80、No.1-81	② ② ②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-56	216	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、 ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそう でない区域（第1種管理区域）とに区分する。 第2加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7に示す。	No.1-40	③
5-57	217	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、{6048-5}～{6048-8} 気体廃棄設備No.1 により室内の圧力を外 気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する。 {6048-5}～{6048-8} 気体廃棄設備No.1 の仕様を表ト-2 P設-2-1～表ト-2 P設-2-4に示 す。	No.1-44	①
5-58	218	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.1-F2] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法 施行規則第二十四条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-11}火災感 知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50 m 以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第 二十一条第2項の規定以上に細分化する。	No.4-10	②
5-59	221	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.3-B2] ～第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置す る火災区画は、2 P-1と2 P-7 (I)になる。	No.3-11	②
5-60	224	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 安全避難通路等 [13.1-F1] 第2加工棟には、容易に識別できる{8027}緊急設備 避難通路を設置する。{8027}緊急設備 避難通路 は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8027}緊急設備 避難通路には避難用の照明とし て、建築基準法施行令第二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8029}緊急設 備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物に は{8029-4}緊急設備 誘導灯を設置する。	No.1-62	②
5-61	224	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 安全避難通路等 [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となる ように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。 {8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 {8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様を表リ-他-5に示す。	No.1-60	②
5-62	225	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 警報設備等 [18.1-F1] ～第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}～{6048-4} 気体廃棄設備No.1 差圧計によつて 監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。 気体廃棄設備No.1 の{6048}～{6048-4} 差圧計の仕様を表ト-2 P設-2-1～表ト-2 P設-2- 4に示す。	No.1-44	①
5-63	229	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 その他許可で求める仕様 [99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第2加工棟の全ての屋根にアクセス可能 とする。 全ての屋根へのアクセスルートを、図ハ-2-1-1-2 4～図ハ-2-1-1-2 8に示す。	No.4-15	②
5-64	339	図ハ-2 P設-1 (6 6) 第2-2 領域における運搬台車の使用の範囲	No.5-51、No.5-52、No.5-53	①①①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-65	521	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6	③
5-66	521	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。 ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
5-67	522	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	No.1-12	③
5-68	522	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No.1-13	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-69	522	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No. 1-14	③
5-70	523	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。</li> <li>・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることではない。</li> <li>・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。</li> <li>・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。</li> <li>・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。</li> </ul> <p>気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合には、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。</li> <li>・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。</li> <li>・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。</li> </ul>	No. 1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-71	546	<p>7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針  ～(1) 調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次のa)号及びb)号に示すような管理の方法及び程度を定める。(「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)</p> <p>a) 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</p> <p>b) 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</p> <p>(2) 調達物品等に関する情報に、一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項を含める。</p>	<p>(調達プロセス) 第12条の8</p> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。(「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</li> <li>・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</li> </ul> <p>6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p>	②
5-72	550	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1	②
5-73	550	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1	②
5-74	550	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3	②
5-75	596	<p>追第4次表ニ-2-2 ペレット編成挿入機No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止  [12.1-F3]  被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105	②
5-76	598	<p>追第4次表ニ-2-3 ペレット編成挿入機No.1 波板移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止  [12.1-F3]  被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105	②
5-77	600	<p>追第4次表ニ-2-4 ペレット編成挿入機No.1 ペレット編成挿入部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止  [12.1-F3]  被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-78	602	追第4次 表ニ-3-1 燃料棒解体装置No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-79	604	追第4次 表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-80	606	追第4次 表ニ-5-1 脱ガス設備No.1 真空加熱炉部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-81	608	追第4次 表ニ-5-2 脱ガス設備No.1 運搬台車 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-82	610	追第4次 表ニ-6-1 第二端栓溶接設備No.1 燃料棒搬送No.1-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-83	612	追第4次 表ニ-6-2 第二端栓溶接設備No.1 第二端栓溶接No.1-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-84	614	追第4次 表ニ-6-3 第二端栓溶接設備No.1 第二端栓溶接No.1-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-85	616	追第4次 表ニ-6-4 第二端栓溶接設備No.1 燃料棒搬送No.1-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-86	618	追第4次 表ニ-7-1 燃料棒搬送設備No.1 燃料棒移載(1) 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-87	620	追第4次 表ニ-7-2 燃料棒搬送設備No.1 被覆管コンベア部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-88	622	追第4次 表ニ-7-3 燃料棒搬送設備No.1 除染コンベア部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-89	624	追第4次 表ニ-7-4 燃料棒搬送設備No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-90	626	追第4次 表ニ-8-1 燃料棒搬送設備No.2 燃料棒移送装置(A) 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-91	628	追第4次 表ニ-9-1 燃料棒搬送設備No.3 燃料棒移載装置(2) 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-92	630	追第4次 表ニ-1 0-1 ペレット検査台No.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-93	632	追第4次 表ニ-1 1-1 燃料棒搬送設備No.8 被覆管コンベアNo.8-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-94	634	追第4次 表ニ-1 1-2 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-95	636	追第4次 表ニ-1 1-3 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-96	652	追第4次 表ニ-1 8-1 燃料棒搬送設備No.9 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-97	709	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No. 1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-l)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、lは通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-l)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-l)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-98	709	<p>5. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・ 作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・ 工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。</li> <li>・ 工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・ 工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。</li> <li>・ 工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> </ul>	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
5-99	709	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・ 第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。</li> <li>・ 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No.1-12	③
5-100	710	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。</li> <li>・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> </ul>	No.1-13	③
5-101	710	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No.1-14	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-102	711	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。</li> <li>・ 本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。</li> <li>・ 加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。</li> <li>・ 工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。</li> <li>・ 工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合には、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。</li> <li>・ 第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。</li> </ul>	No. 1-11-6	③
5-103	712	<p>図ニ－a－1 工事フロー 注釈 (注2) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No. 1-11-6	③
5-104	722	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1	②
5-105	722	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1	②
5-106	722	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3	②
5-107	727	<p>表ホ－2 P設－2－1 組立機No.1 燃料棒挿入装置(1) 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No. 2-105	②
5-108	729	<p>表ホ－2 P設－2－2 組立機No.2 燃料棒挿入装置(1) 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No. 2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-109	739	表ホ-2 P設-5-1 燃料集合体取扱機No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-110	742	表ホ-2 P設-6-1 堅型定盤No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-111	745	表ホ-2 P設-7-1 燃料集合体外観検査装置No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-112	748	表ホ-2 P設-8-1 立会検査定盤No.1 燃料棒移送 (D) 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-113	752	表ホ-2 P設-8-3 立会検査定盤No.1 燃料棒移送 (E) 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-114	754	表ホ-2 P設-9-1 2 ton 天井クレーンNo.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-115	757	表ホ-2 P設-10-1 2.8 ton 天井クレーン 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-116	780	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6	③
5-117	780	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・ 工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・ 工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・ 作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・ 工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。 ・ 工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・ 工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・ 工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・ 工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
5-118	780	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・ 管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・ 第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。 ・ 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	No.1-12	③
5-119	781	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No.1-13	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-120	781	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No. 1-14	③
5-121	782	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。</li> <li>・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。</li> <li>・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。</li> <li>・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。</li> <li>・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合には、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。</li> <li>・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廢材は、保安規定に基づく放射性廢棄物でない廢棄物（NR）に係る措置の手順に従って廢棄する、又は有効利用する。</li> </ul>	No. 1-11-6	③
5-122	783	<p>図ホー a - 1 工事フロー 注釈 （注2）第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廢材は、保安規定に基づく放射性廢棄物でない廢棄物（NR）に係る措置の手順に従って廢棄する。</p>	No. 1-11-6	③
5-123	793	<p>(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	No. 1-1	②
5-124	793	<p>(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</p>	No. 1-1	②
5-125	793	<p>(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	No. 1-3	②
5-126	796	<p>表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容 第2加工棟 第2開発室 {5062}開発試料保管棚 変更内容 改造 竜巻対策のため、開発試料保管棚を防護壁内に新たに設置し、既設の試料保管棚を撤去する。 耐震補強を行う。 分析試料保管棚の新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、開発試料保管棚の最大貯蔵能力を変更する。</p>	No. 4-247	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-127	797	表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容 第1加工棟 第1加工棟 変更内容 改造 ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 ②第1-2資材保管室の撤去 ③鉄骨補強 ④杭・基礎の追加 ⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去 ⑥外部扉の改造、外部シャッタの鋼製扉への改造 ⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 ⑧防火区画の新設及び改造 ⑨屋根への梯子の追加設置 ⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造 ⑪建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更	No.3-9、No.3-11、No.3-4	① ② ①
5-128	816	表へー2 P設-6-1 ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-129	818	表へー2 P設-6-2 ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-130	821	表へー2 P設-6-3 ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-131	824	表へー2 P設-7-1 ペレット搬送設備No.4 ペレットリフター 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②
5-132	827	表へー2 P設-7-2 ペレット搬送設備No.4 ペレット保管箱受台 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-133	831	表へ-2 P設-9-1 第2-2燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を■■■■■とする。 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (注1) 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。 (注16) 第2梱包室の第2-2燃料集合体保管区域では、最大貯蔵能力を10.5 ton-Uとする。	③
5-134	831	表へ-2 P設-9-1 第2-2燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F4] 第2-2燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	No.3-243	①
5-135	831	表へ-2 P設-9-1 第2-2燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 第2-2燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置きとする。	No.1-34	①
5-136	833	表へ-2 P設-9-2 第2-3燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を■■■■■とする。 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (注1) 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。 (注19) 第2梱包室の第2-3燃料集合体保管区域では、最大貯蔵能力を4.8 ton-Uとする。	③
5-137	833	表へ-2 P設-9-2 第2-3燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F4] 第2-3燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	No.3-243	①
5-138	833	表へ-2 P設-9-2 第2-3燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 第2-3燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置きとする。	No.1-34	①
5-139	835	表へ-2 P設-9-3 第2-1燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を■■■■■とする。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (注22) 第2輸送容器保管室の第2-1燃料集合体保管区域では、最大貯蔵能力を9.6 ton-Uとする。	③
5-140	835	表へ-2 P設-9-3 第2-1燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F4] 第2-1燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	No.3-243	①
5-141	835	表へ-2 P設-9-3 第2-1燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 第2-1燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置き又は2段積みとする。～	No.1-34	①
5-142	837	表へ-2 P設-9-4 第2-4燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を■■■■■とする。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (注25) 第2輸送容器保管室の第2-4燃料集合体保管区域では、最大貯蔵能力を9.6 ton-Uとする。	③
5-143	837	表へ-2 P設-9-4 第2-4燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F4] 第2-4燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	No.3-243	①
5-144	837	表へ-2 P設-9-4 第2-4燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 第2-4燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置き又は2段積みとする。～	No.1-34	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (* 2)	結果 (* 3)
5-145	838	表へー2 P設-1 0-1 5 ton 天井クレーン 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を 確認した輸送容器に密閉して取り扱う。	No. 3-243	①
5-146	838	表へー2 P設-1 0-1 5 ton 天井クレーン 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想 定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電 遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、 溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-147	839	表へー2 P設-1 0-1 5 ton 天井クレーン 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F4] 5 ton 天井クレーンは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送 物を取り扱うことで臨界防止する。	No. 3-243	①
5-148	842	表へー2 P設-1 1-1 分析試料保管棚 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [ ] とする。	No. 4-247	①
5-149	844	表へー2 P設-1 2-1 開発試料保管棚 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [ ] とする。	No. 4-247	①
5-150	851	(追表は、先行申請において「次回以降の申請で確認する」としていた箇所を明確にした部分、及び 先行申請からの追加記載部分を確認) 追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。・立入制限区域として <u>周辺監視区域</u> を設け、所定の 出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。	No. 1-113	③
5-151	969	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加 工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に 関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計 画を策定する。	No. 1-11-6	③

(\* 1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\* 2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\* 3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-152	969	<p>5. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・ 作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・ 工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。</li> <li>・ 工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</li> <li>・ 工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。</li> <li>・ 工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> </ul>	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②
5-153	970	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・ 第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。</li> <li>・ 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No.1-12	③
5-154	970	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。</li> <li>・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> </ul>	No.1-13	③
5-155	970	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No.1-14	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-156	971	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設置、廃棄物の仕分け及び解体減容に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。</li> <li>・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間線量は事業許可における評価値を上回ることはない。</li> <li>・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。</li> <li>・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。</li> <li>・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。</li> <li>・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合には、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。</li> <li>・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。又は有効利用する。</li> <li>・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。</li> <li>・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。</li> </ul>	No.1-11-6	③
5-157	990	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1	②
5-158	990	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1	②
5-159	990	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3	②
5-160	1016	表ト-2P設-2-1 気体廃棄設備No.1（系統I、系統II、系統V、給気系統）仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa（2mm水柱）以上の負圧を維持するように給排気のパランスをとる。	No.1-44	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-161	1016	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43	③
5-162	1016	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 第1種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持する。	No.1-42	①②
5-163	1017	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 火災等による損傷の防止 [11.5-F1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.1 の排風機により換気を行う。	No.1-46	③
5-164	1019	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。なお、系統I (部屋排気系統) においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部室内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。	No.1-43	③
5-165	1020	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 換気設備 [23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46	③
5-166	1020	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F3] 後半申請の施設が前半申請の施設に波及的影響を与えないように撤去又は閉止措置を講じる。	No.1-11-6	③
5-167	1020	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F7] F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置しているダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界に設けている防火ダンパーを手動で閉止する措置を講じる。	No.4-210	①
5-168	1029	表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備No.1 (系統III、系統VI、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。	No.1-44	①
5-169	1029	表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備No.1 (系統III、系統VI、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-170	1029	表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 第1種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持する。	No.1-42	①②
5-171	1032	表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口 (地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43	③
5-172	1032	表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様 換気設備 [23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46	③
5-173	1040	表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備No.1 (系統Ⅳ、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm水柱) 以上の負圧を維持するように給排気バランスをとる。	No.1-44	①
5-174	1040	表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備No.1 (系統Ⅳ、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口 (地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43	③
5-175	1042	表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備No.1 (系統Ⅳ、給気系統) 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口 (地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43	③
5-176	1043	表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備No.1 (系統Ⅳ、給気系統) 仕様 換気設備 [23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46	③
5-177	1050	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm水柱) 以上の負圧を維持するように給排気バランスをとる。	No.1-44	①
5-178	1050	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口 (地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43	③
5-179	1050	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 第1種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持する。	No.1-42	①②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-180	1051	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様 火災等による損傷の防止 [11.5-F1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46	③
5-181	1053	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m)から屋外に放出する。なお、系統I(部屋排気系統)においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部室内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。	No.1-43	③
5-182	1053	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様 換気設備 [23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46	③
5-183	1060	表ト-2 P設-3-1 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-184	1063	表ト-2 P設-3-2 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-185	1066	表ト-2 P設-3-3 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽No.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-186	1069	表ト-2 P設-3-4 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽No.4 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-187	1072	表ト-2 P設-3-5 第1廃液処理設備 遠心分離機No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-188	1074	表ト-2 P設-3-6 第1廃液処理設備 遠心分離機No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-189	1076	表ト-2 P設-3-7 第1廃液処理設備 遠心分離機No.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-190	1078	表ト-2 P設-3-8 第1 廃液処理設備 遠心分離機No.4 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-191	1080	表ト-2 P設-3-9 第1 廃液処理設備 遠心ろ過機No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-192	1082	表ト-2 P設-3-10 第1 廃液処理設備 遠心ろ過機No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-193	1084	表ト-2 P設-3-11 第1 廃液処理設備 ろ過水槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-194	1087	表ト-2 P設-3-12 第1 廃液処理設備 ろ過水槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-195	1090	表ト-2 P設-3-13 第1 廃液処理設備 処理水槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-196	1093	表ト-2 P設-3-14 第1 廃液処理設備 処理水槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-197	1096	表ト-2 P設-3-15 第1 廃液処理設備 処理水槽No.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-198	1099	表ト-2 P設-3-16 第1 廃液処理設備 処理水槽No.4 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-199	1102	表ト-2 P設-3-17 第1 廃液処理設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-200	1102	表ト-2 P設-3-1 7 第1 廃液処理設備 配管 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F3] 地震による損傷の防止及び溢水による損傷の防止のため後半申請の施設である {2039} センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置と接続している配管を切り離して閉止し、閉止部から {2039} センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置までの区間を撤去する。～	No.1-11-6	③
5-201	1104	表ト-2 P設-4-1 分析廃液処理設備 反応槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びびろ過によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-202	1107	表ト-2 P設-4-2 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びびろ過によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-203	1110	表ト-2 P設-4-3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。	(放射性固体廃棄物) 第7 3 条 各部長は、放射性固体廃棄物 (焼却等による処理後の廃棄物を含む) を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。	③
5-204	1112	表ト-2 P設-4-4 分析廃液処理設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びびろ過によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-205	1114	表ト-2 P設-5-1 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-206	1117	表ト-2 P設-5-2 開発室廃液処理設備 遠心分離機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-207	1119	表ト-2 P設-5-3 開発室廃液処理設備 貯槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-208	1122	表ト-2 P設-5-4 開発室廃液処理設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。	No.1-27	③
5-209	1124	表ト-2 P設-6-1 第2 廃液処理設備 集水槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びびろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-210	1127	表ト-2 P設-6-2 第2廃液処理設備 集水槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-211	1130	表ト-2 P設-6-3 第2廃液処理設備 凝集槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-212	1133	表ト-2 P設-6-4 第2廃液処理設備 沈殿槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-213	1135	表ト-2 P設-6-5 第2廃液処理設備 タンクNo.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-214	1138	表ト-2 P設-6-6 第2廃液処理設備 沈殿槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-215	1140	表ト-2 P設-6-7 第2廃液処理設備 タンクNo.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-216	1143	表ト-2 P設-6-8 第2廃液処理設備 加圧脱水機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-217	1145	表ト-2 P設-6-9 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。	No.5-203	③
5-218	1147	表ト-2 P設-6-10 第2廃液処理設備 ろ過装置No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-219	1149	表ト-2 P設-6-1 1 第2 廃液処理設備 ろ過装置No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-220	1151	表ト-2 P設-6-1 2 第2 廃液処理設備 受水槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-221	1154	表ト-2 P設-6-1 3 第2 廃液処理設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-222	1156	表ト-2 P設-7-1 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-223	1159	表ト-2 P設-7-2 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-224	1162	表ト-2 P設-7-3 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽No.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-225	1165	表ト-2 P設-7-4 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽No.4 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-226	1168	表ト-2 P設-7-5 第2 廃液処理設備貯留設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-227	1175	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、 <u>周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。</u> <u>管理区域を設定する加工施設の建物へのIDカードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。</u> <u>所定の手順に基づき承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。</u> <u>周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。</u> 第1廃棄物貯蔵棟は、別表ト-W1建-1-5に示す材料を用いて、図ト-W1建-23に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ト-W1建-6に示す管理区域入口において、 <u>管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。</u>	No.1-79、No.1-80、No.1-81	② ② ②
5-228	1175	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-B1] <u>線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。</u> 第1廃棄物貯蔵棟の管理区域区分を図ト-W1建-6に示す。	No.1-40	③
5-229	1176	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.1-F1] {8031}緊急設備 避難通路を、消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、{8010-2}消火設備 消火器を使用した手動による初期消火活動を行う。{8031}緊急設備 避難通路を図リー他-1（7）、図リー他-1（8）に示す。	No.2-118	②
5-230	1178	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.5-B1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6080-2}気体廃棄設備No.2により平均6回/時以上換気を行う。	No.1-46(閉じ込めの管理として空気濃度限度の管理の中で実施)	③
5-231	1181	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 換気設備 [23.1-B1] 第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6080-2}気体廃棄設備No.2により平均6回/時以上換気を行う。	No.1-46	③
5-232	1183	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 その他許可で求める仕様 [99-B1] <u>積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第1廃棄物貯蔵棟の屋根にアクセス可能とする。</u> <u>屋根へのアクセスルートを、図ト-W1建-14に示す。</u>	No.4-15	②
5-233	1199	表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 外部からの衝撃による損傷の防止 (極低温(凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する緊急遮断弁(冷却水)は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう保温材を設置する。	No.1-11-6	③
5-234	1200	表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、 <u>第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2mm水柱)以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</u>	No.1-44	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-235	1200	表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 第1種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持する。	No.1-42	①②
5-236	1201	表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 火災等による損傷の防止 [11.5-F1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6080-2} 気体廃棄設備No.2 の排風機により換気を行う。	No.1-46	③
5-237	1201	表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F4] ～また、更なる溢水防止対策のため、当該設備の近傍を流れる循環冷却水（焼却炉）の配管系統に{8059-2}緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）を設け、被水が発生した際に本緊急遮断弁を手動閉止する措置を講じる。	No.1-86	②
5-238	1203	表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第1 廃棄物貯蔵棟屋上の排気口(地上高 約17 m)から屋外に放出する。	No.1-43	③
5-239	1203	表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 換気設備 [23.1-F1] 第1 廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6080-2} 気体廃棄設備No.2 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46	③
5-240	1214	表ト-W1 設-3-1 W1 廃液処理設備 蒸発乾固装置 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-241	1216	表ト-W1 設-3-2 W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-242	1219	表ト-W1 設-3-3 W1 廃液処理設備 タンクNo.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-243	1221	表ト-W1 設-3-4 W1 廃液処理設備 タンクNo.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-244	1223	表ト-W1設-3-5 W1廃液処理設備 タンクNo.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-245	1226	表ト-W1設-3-6 W1廃液処理設備 ろ過機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-246	1228	表ト-W1設-3-7 W1廃液処理設備 圧搾脱水機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-247	1230	表ト-W1設-3-8 W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。	No.5-203	③
5-248	1232	表ト-W1設-3-9 W1廃液処理設備 受水槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-249	1235	表ト-W1設-3-10 W1廃液処理設備 貯留槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-250	1238	表ト-W1設-3-11 W1廃液処理設備 貯留槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-251	1241	表ト-W1設-3-12 W1廃液処理設備 貯留槽No.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③
5-252	1244	表ト-W1設-3-13 W1廃液処理設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-253	1245	表ト-W1 設-4-1 保管廃棄設備 [10.1-F3] 廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。	No. 3-16	③
5-254	1246	表ト-W1 設-4-1 保管廃棄設備 [20.1-F1] 廃棄物保管区域 仕様 廃棄施設 保管廃棄設備 [20.1-F2] 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備第1 廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。	No. 4-69	①
5-255	1246	表ト-W1 設-4-1 保管廃棄設備 [99-F5] 廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1 類相当の転倒防止策を講じる。 200 L ドラム缶は、F3 竜巻によって飛散することのないよう空力パラメータが0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる。	No. 1-31	②
5-256	1250	表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-257	1257	表ト-W1 設-5-2 焼却設備 バグフィルタ 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-258	1259	表ト-W1 設-5-3 焼却設備 投入プッシャ 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-259	1261	表ト-W1 設-5-4 焼却設備 前処理フード 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-260	1263	表ト-W1 設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-261	1265	表ト-W1 設-5-6 焼却設備 投入リフタ 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-262	1269	表ト-W1 設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-263	1271	表ト-W1 設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-264	1274	表ト-W1 設-7-1 乾式除染機 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-265	1283	表ト-W3 建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、 <u>周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、</u> 所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、 <u>加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。</u> <u>管理区域を設定する加工施設の建物へのID カードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。</u> 所定の手順に基づき承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第3廃棄物貯蔵棟は、別表ト-W3 建-1-4に示す材料を用いて、図ト-W3 建-1 5に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ト-W3 建-5に示す管理区域入口において、 <u>管理区域を設置する加工施設の建物への人の出入りを監視する。</u>	No. 1-79、No. 1-80、No. 1-81	② ② ②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-266	1283	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、 <u>ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。</u> 第3廃棄物貯蔵棟には、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。 第3廃棄物貯蔵棟の管理区域区分を図ト-W3建-5に示す。	No.1-40	③
5-267	1284	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.1-F2] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50 m以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は消防法施行令第二十一条第2項の規定に従い設定する。	No.4-10	②
5-268	1284	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.3-B2] 第3廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1つの火災区域として設定する(14)。また、 <u>火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。</u>	No.3-11	②
5-269	1285	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 安全避難通路等 [13.1-F1] 第3廃棄物貯蔵棟には、容易に識別できる{8033}緊急設備 避難通路を設置する。{8033}緊急設備 避難通路は非常口を含み、床面への表示等により、屋外へ避難できるよう誘導する。床面の表示は、容易に剥離しない標識を設置する。{8033}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8036}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8036-2}緊急設備誘導灯を設置する。	No.1-62	②
5-270	1288	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 その他許可で求める仕様 [99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第3廃棄物貯蔵棟の屋根にアクセス可能とする。 <u>屋根へのアクセスルート</u> を、図ト-W3建-13に示す。	No.4-15	②
5-271	1294	表ト-W3設-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。	No.3-16	③
5-272	1295	表ト-W3設-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域では、  の保管廃棄能力を有する。 [20.1-F2] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。	No.4-69	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-273	1295	表ト-W3設-1 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。 200 L ドラム缶は、F3 竜巻によって飛散することのないよう空力パラメータが0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる。	No.1-31	②
5-274	1533	図ト-1-1-1 敷地内における主要な加工施設の位置	No.2-155、No.3-4、No.3-8、No.3-9、No.3-10	①①① ①①
5-275	1539	図ト-W1建-6 第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図	No.1-133	①
5-276	1566	図ト-W1建-18 敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置	No.1-72	②
5-277	1793	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6	③
5-278	1793	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。 ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-279	1794	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。</li> <li>・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No. 1-12	③
5-280	1794	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。</li> <li>・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。</li> <li>・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> </ul>	No. 1-13	③
5-281	1794	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No. 1-14	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-282	1796	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設置、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。</li> <li>・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間線量は事業許可における評価値を上回ることはない。</li> <li>・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。</li> <li>・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。</li> <li>・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。</li> <li>・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。</li> <li>・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。又は有効利用する。</li> <li>・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。</li> <li>・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。</li> </ul>	No.1-11-6	③
5-283	1799	<p>図ト-a-1-1 個別工事フロー 注釈 注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No.1-11-6	③
5-284	1801	<p>図ト-a-1-3 個別工事フロー 注釈 注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No.1-11-6	③
5-285	1802	<p>図ト-a-1-4 個別工事フロー 注釈 注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No.1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-286	1804	図ト-b-1-1 個別工事フロー 注釈 注1：第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6	③
5-287	1807	図ト-c-1 工事フロー 注釈 （注2）第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6	③
5-288	1839	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1	②
5-289	1839	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1	②
5-290	1839	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3	②
5-291	1913	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6	③
5-292	1913	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・ 工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害の防止に努める。 ・ 工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・ 作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・ 工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。 ・ 工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。 ・ 工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・ 工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・ 工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No.1-11-2、No.1-11-6、No.1-11-7	② ③ ②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (* 2)	結果 (* 3)
5-293	1913	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。</li> <li>核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No. 1-12	③
5-294	1914	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。</li> <li>作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。</li> <li>火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> </ul>	No. 1-13	③
5-295	1914	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No. 1-14	③

(\* 1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\* 2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\* 3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-296	1915	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設置、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。</li> <li>・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間線量は事業許可における評価値を上回ることはない。</li> <li>・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。</li> <li>・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。</li> <li>・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。</li> <li>・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。</li> <li>・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。又は有効利用する。</li> <li>・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。</li> <li>・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。</li> </ul>	No.1-11-6	③
5-297	1917	<p>図チー a - 1 工事フロー 注釈 (注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No.1-11-6	③
5-298	1927	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1	②
5-299	1927	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1	②
5-300	1927	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-301	1, 946	表リー建-1 発電機・ポンプ棟 仕様 その他許可で求める仕様 [99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために発電機・ポンプ棟の屋根にアクセス可能とする。 屋根へのアクセスルートを、図リー建-1-12に示す。	No. 4-15	②
5-302	1983	表リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フードNo.1 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-303	1985	表リー設-3-2 分析設備 粉末取扱フードNo.2 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-304	1987	表リー設-3-3 分析設備 粉末取扱フードNo.3 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-305	1990	表リー設-3-4 分析設備 ドラフトチャンバNo.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-306	1993	表リー設-3-5 分析設備 ドラフトチャンバNo.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-307	1996	表リー設-3-6 分析設備 ドラフトチャンバNo.3 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-308	1998	表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-309	1999	表リ-設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-310	2002	表リ-設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] <u>囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する</u> 。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、 <u>透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする</u> 。	No. 1-42	①②
5-311	2002	表リ-設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-312	2005	表リ-設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フードNo.1 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] <u>囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する</u> 。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、 <u>透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする</u> 。	No. 1-42	①②
5-313	2006	表リ-設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フードNo.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-314	2008	表リ-設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フードNo.2 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] <u>囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧に維持する</u> 。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、 <u>透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする</u> 。	No. 1-42	①②
5-315	2009	表リ-設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フードNo.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-316	2011	表リ一設一4-5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-317	2014	表リ一設一4-6 燃料開発設備 プレス 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42	①②
5-318	2014	表リ一設一4-6 燃料開発設備 プレス 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-319	2022	表リ一設一4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-320	2033	表リ一設一4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105	②
5-321	2037	表リ一設一5-1 分析設備 計量設備架台 No.12 撤去	(変更前から保安規定上に現れていない)	—
5-322	2038	表リ一設一5-2 試験検査設備 計量設備架台 No.13 撤去	(変更前から保安規定上に現れていない)	—
5-323	2039	表リ一設一5-3 試験検査設備 計量設備架台 No.14 撤去	(変更前から保安規定上に現れていない)	—
5-324	2,075	表リ一他一13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F4] 第2加工棟における溢水量抑制のため、第2加工棟へ上水及び循環冷却水を供給する配管に(8061-2)緊急設備 溢水時手動閉止弁を設け、溢水が発生した際に溢水の発生位置に応じて本手動閉止弁を閉止する措置を講じる。	No. 1-86	②
5-325	2308	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。	No. 1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-326	2309	<p>5. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>・ 作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</li> <li>・ 工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。</li> <li>・ 工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。</li> <li>・ 工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。</li> <li>・ 工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</li> </ul>	No. 1-11-2、No. 1-11-6、No. 1-11-7	② ③ ②
5-327	2310	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> <li>・ 第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。</li> <li>・ 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</li> </ul>	No. 1-12	③
5-328	2310	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。</li> <li>・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> </ul>	No. 1-13	③
5-329	2310	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。</li> <li>・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	No. 1-14	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-330	2314	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設置、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講ずることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。</li> <li>・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間線量は事業許可における評価値を上回ることはない。</li> <li>・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講ずる。</li> <li>・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講ずることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。</li> <li>・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。</li> <li>・気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。</li> <li>・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合には、代替措置を講ずることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。</li> <li>・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。</li> <li>・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。又は有効利用する。</li> <li>・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。</li> <li>・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。</li> </ul>	No.1-11-6	③
5-331	2320	<p>図リ-c-1 工事フロー 注釈 (注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No.1-11-6	③
5-332	2322	<p>図リ-e-1 工事フロー 注釈 (注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No.1-11-6	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-333	2327	図リ-g-2 工事フロー 注釈 (注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6	③
5-334	2328	図リ-g-3 工事フロー 注釈 (注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6	③
5-335	2330	図リ-h-2 工事フロー 注釈 (注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6	③
5-336	2331	図リ-h-3 工事フロー 注釈 (注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6	③
5-337	2336	図リ-1-1 工事フロー 注釈 (注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6	③
5-338	2523	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。	No.1-30	①
5-339	2524	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は1段置きで取扱い時には最大高さを1m以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に10%が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取り扱う。	No.1-32	①
5-340	2524	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として10%見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏えいする割合として10%見込む。	No.1-31	②
5-341	2524	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(n)の第3表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外のF3 竜巻対策を評価上考慮しないものとしている。	No.1-34	①
5-342	2524	添5ヌ(n)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注2：第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車両の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。	No.1-35	①
5-343	2524	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1とし、これ以外は飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01とする。	No.1-31	②
5-344	2525	～、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。～	No.1-20	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-345	2526	(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて制限する。	No.1-96	①
5-346	2526	(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。(a) ウラン粉末を受け入れる場合、受け入れる前に、材料証明書により濃縮度、化学的組成、密度及び減速条件を表す水素対ウラン原子数比(以下H/Uという。)を確認する。	No.1-107	①
5-347	2527	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。	No.1-19	③
5-348	2528	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。	No.1-24	①
5-349	2530	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	No.1-106	③
5-350	2530	加工施設内にガンマ線エリアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場所は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。また、設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	No.1-111	③
5-351	2530	(i) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。	No.1-113	③
5-352	2530	本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入れに当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められたASTM(米国材料試験協会)(1)及びDOE(米国エネルギー省)(2)の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	No.1-107	①
5-353	2530	粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	No.1-41	③
5-354	2531	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。	No.2-58	②
5-355	2531	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。	No.1-44	①
5-356	2532	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。	No.1-46	③
5-357	2532	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を囲い式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。	No.1-48	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-358	2533	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	No.1-49	②
5-359	2535	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No.1-50	②
5-360	2535	空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う	No.1-51	②
5-361	2535	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持込みと保管管理等について定める。(a) 本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。(b) 加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100 g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。(c) 発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。(d) 可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No.1-59	②
5-362	2535	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。	No.1-52	②
5-363	2536	(i) 火災感知設備 (a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	No.1-53	②
5-364	2536	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	No.1-54	②
5-365	2536	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。また、火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。(添付書類七 ロ(ハ)参照	No.1-60	②
5-366	2537	また、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。	No.1-60	②
5-367	2537	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	No.1-56	②
5-368	2538	ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する	No.1-57	②
5-369	2538	また、火災区画内の火災源に対しては、添5チ(ロ)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。	No.1-57	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-370	2538	(*) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油(以下「廃油」という。)は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。このため、廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。また、第5廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。このため、廃油は火災源として考慮しない。	No.1-100、No.1-61	③②
5-371	2544	過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-11-6	③
5-372	2545	敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	No.1-63	②
5-373	2546	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	No.1-64	②
5-374	2547	安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。(b)ソフト対策 竜巻襲来時のソフト的な対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。①体制の整備～②注意喚起～③警戒態勢～	No.1-65	②
5-375	2547	過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-11-6	③
5-376	2548	本加工施設の建物の、降下火砕物の許容堆積厚さを添5ト(ホ)の第5表に示す。本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚12cmを許容できる設計(降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して1.5g/cm <sup>3</sup> とした。)であるが、安全側に気中の降下火砕物の状態を踏まえて降下火砕物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。	No.1-20	②
5-377	2548	その上で、降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。	No.1-20	②
5-378	2548	作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。	No.1-67	②
5-379	2548	また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	No.1-68	②
5-380	2549	～この堆積速度4cm/日を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。	No.1-69	②
5-381	2549	また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-21	②
5-382	2549	給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-71	②
5-383	2549	(e)敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限して管理するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。	No.1-72	②
5-384	2549	延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	No.1-73	②
5-385	2550	③必要となる対策 前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。○a敷地内の竹林の火災影響評価による危険距離は6.2mである。竹林は火災延焼経路において下り傾斜(約30°)であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する	No.1-74	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (* 2)	結果 (* 3)
5-386	2551	～各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。～、敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。～	No. 1-75	②
5-387	2552	○ c 必要となる対策 ○ i 燃料輸送車両 敷地内に入構する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する	No. 1-72	②
5-388	2552	(d) 二次的影響への対策 ① ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。② 大量の有毒ガスを取り扱う施設は、敷地の近隣にはないため、防護対象施設に対する有毒ガスの影響は考慮しない。	No. 1-77	②
5-389	2553	(i) 障壁等による区画 また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。	No. 1-78	②
5-390	2553	(ii) 出入管理 加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、ID カードにより加工施設の出入管理を行う。一時立ち入者に対しては、その身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。また、常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する	No. 1-79	②
5-391	2553	(iv) 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動の防止 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設において、金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び常時監視を行う。	No. 1-80	②
5-392	2553	加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込みを防止するため、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。	No. 1-81	②
5-393	2553	(i) 外部からの不正アクセスの防止 本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。	No. 1-23	①
5-394	2553	(i) 外部からの不正アクセスの防止 また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアーウォールを設置する。セキュリティをより堅牢にするために外部インターネットとの接続ファイアーウォールを二重に設置し、社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	No. 1-82	①
5-395	2553	内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。	No. 1-23	①
5-396	2553	情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合、又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティ計画を定める。	No. 1-85	①
5-397	2555	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(i) 没水に対する安全設計 (i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	No. 1-86	②

(\* 1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\* 2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\* 3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-398	2556	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) ⑥ ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカプラー型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。	No. 1-87	②
5-399	2558	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) 被水に対する安全設計(d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	No. 2-105	②
5-400	2558	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(iii) 蒸気に対する安全設計(a) 蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	No. 1-88	②
5-401	2559	～漏水箇所の隔離時間は、 <u>溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ハ)の第3表に示すとおり合計35分とした。</u> この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・ <u>操業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業員(設備担当)が駆け付けて閉止する場合は想定。</u> ・ <u>第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。</u> 流出流量は、貫通クラックの面積、損失係数、水頭を用いて次式により求める。～	No. 1-89	①
5-402	2559	本加工施設の火災の拡大防止に対しては、 <u>粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。</u> ～	No. 1-90	②
5-403	2559	～各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、 <u>保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。</u> ～	No. 1-86	②
5-404	2559	安全機能を有する施設は、 <u>誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるように設計する。</u>	No. 1-92	②
5-405	2559	(1) <u>誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状況が正確かつ迅速に把握できるように留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。</u> ～	No. 1-93	②
5-406	2559	(1) <u>誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状況が正確かつ迅速に把握できるように留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。</u> ～(ii) <u>加工施設の状況を確認しながら操作できるように、設備・機器の近傍に操作盤を配置するとともに、弁及びバルブには開閉を表示する。</u>	No. 3-179	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-407	2559	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 (i) 操作員が操作すべきスイッチを間違えないように、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる措置を講じる。(iii) 異常を正確かつ迅速に把握するため、警報集中表示盤には、設備・機器の異常内容ごとに表示ランプを設ける。(iv) 保守点検における誤りを生じにくいように、設備の色を管理区域ごとに統一する、配管に流体の種類を明示する等の措置を講じる。	No. 3-180	②
5-408	2559	(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。～	No. 1-94	③
5-409	2561	また、本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。	No. 1-95	①
5-410	2564	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	No. 1-96	①
5-411	2564	粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の隔離距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との隔離をとる。	(臨界安全管理) 第33条 ～各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。～ (4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。  別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 成形施設 スクラップ保管ラックF 型運搬台車 第2加工棟 成形施設 ペレット運搬台車No. 3 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、保管容器G型1段で取り扱う。	③
5-412	2564	可燃性物質(油類)は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	No. 1-97	②
5-413	2566	第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止するため、建物は漏えいの少ない構造とし、また、給排気設備により室内が外気より負圧になるよう維持する。	No. 1-44	①
5-414	2566	A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空気中のウラン濃度をダストモニタにより監視し警報を発する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。	No. 2-117	②
5-415	2566	A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。	No. 1-44	①
5-416	2566	B. 火災による閉じ込め機能の不全 当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。	No. 2-118	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-417	2566	D. 排気設備停止による閉じ込め機能の不全(負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全) ① 第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とし、 <u>防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、 <u>防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</u>	①
5-418	2567	なお、本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	No. 1-99	③
5-419	2567	また、粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器については、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱う。	No. 3-243	①
5-420	2568	放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、 <u>廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。</u>	No. 1-27	③
5-421	2568	放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、 <u>焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。</u>	No. 1-103	③
5-422	2568	さらに、加工施設周辺の公衆に対する線量については、「 <u>発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針</u> 」を参考に、合理的に達成できる限り低減する。	No. 3-270	③
5-423	2569	第1 廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、 <u>廃油の焼却減容及び持出し物品の除染処理を行う。</u>	No. 1-100	③
5-424	2569	固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、 <u>汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。</u>	No. 1-100	③
5-425	2569	保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を <u>確認し管理する。</u>	No. 1-102	③
5-426	2569	なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、 <u>金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。</u>	No. 1-104	③
5-427	2570	管理区域における空間線量、 <u>空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。</u>	No. 1-105	②
5-428	2570	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(2) <u>管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。</u>	No. 1-106	③
5-429	2570	(1) <u>放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。、他</u>	No. 1-110	③
5-430	2571	監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計とするとともに、 <u>緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</u>	No. 1-112	②
5-431	2571	また、 <u>気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。</u>	No. 1-114	③
5-432	2572	長期にわたって給電の必要が生じた場合、 <u>必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。</u>	No. 1-115	①
5-433	2573	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、 <u>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。～</u>	No. 1-116	②
5-434	2573	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して <u>具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。</u>	No. 1-117	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-435	2573	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	No. 1-118	②
5-436	2573	事故の発生条件として、設計基準事故を超える条件で建物及び設備・機器に損傷等が発生したと想定する。具体的には、外的事象において設計基準を超える地震等の外力、内的事象においては、安全機能を有する施設における機器の複数の故障等が各工程に及ぼす影響と工程において取り扱うウランの性状を考慮し、核燃料物質等を閉じ込める機能の著しい喪失に至る可能性のあるものを、重大事故に至るおそれがある事故として選定する。	No. 3-205	②
5-437	2575	火災の複数同時発生の想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	No. 1-119	②
5-438	2576	重大事故に至るおそれがある事故の具体的想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。～	No. 1-120	②
5-439	2576	～火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。	No. 1-121	②
5-440	2577	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。～	No. 1-122	②
5-441	2577	iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(p)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。～	No. 1-123	②
5-442	2578	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。～	No. 1-124	②
5-443	2578	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(p)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能であり～	No. 1-125	②
5-444	2578	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	No. 1-126	②
5-445	2578	(1) 体制の整備 体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。～	No. 1-127	②
5-446	2579	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備する～	No. 1-128	②
5-447	2579	(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。～	No. 1-129	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-448	2579	(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。～	No. 1-130	②
5-449	2580	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。～	No. 1-131	②
5-450	2580	(4) 核燃料物質の貯蔵施設の変更 ・竜巻対策のため、第2加工棟[ ]に分析試料の貯蔵設備を新設するとともに、この新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、第2加工棟[ ]の試験開発試料の貯蔵施設の最大貯蔵能力を縮小する。	別表1 5 核燃料物質の最大貯蔵数量 (第70 条関係) (3) 第2加工棟 第2分析室 0.022tonU (新たに追加) 第2開発室 0.083tonU (変更)	①
5-451	2580	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 ・地震及び竜巻対策のため、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物を収納したドラム缶は、専用治具による連結固縛等により、転倒及び飛散を防止する。	No. 1-31	②
5-452	2580	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 ・地震及び竜巻対策のため、液体廃棄物の保管廃棄設備の安全性の向上を図り、第2廃棄物貯蔵棟を撤去し代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。	No. 4-69	①
5-453	2581	(8) 主要な構造の変更 ・火災対策のため、第1-3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	No. 1-74	②
5-454	2581	(1) 第1加工棟の加工施設を加工施設外の施設とする変更 ・ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室)、第1部品加工室(同第1-1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同第1-4部品加工室)について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安(核規)第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	No. 2-155	①
5-455	2581	(2) 核燃料物質の貯蔵施設に係る加工の方法の記載の変更 ・事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟[ ]の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室を[ ]として輸送物に限った貯蔵施設にする。この変更により、事業所外から受入時は、当該室に搬入し通関等の必要な手続きを行うこととし、また出荷時も搬出まで当該室にて保管するため、申請書における加工の方法の記載を見直すこととする。さらに加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力を[ ]から[ ]に削減する。	No. 2-156	①
5-456	2581	(3) 核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第1-3貯蔵棟の[ ]の酸化ウラン粉末、第2加工棟の[ ]の酸化ウランペレット及び[ ]の燃料棒の貯蔵施設の最大貯蔵能力を[ ]から[ ]に、[ ]から[ ]に、[ ]から[ ]に削減する。	No. 2-157	②
5-457	2581	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟[ ]の燃料集合体の貯蔵設備(最大貯蔵能力[ ])を撤去する。	No. 2-158	①
5-458	2581	・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟[ ]の試験開発設備及び貯蔵設備(最大貯蔵能力[ ])を撤去するとともに、第3開発室から第2-1作業支援室に部屋名称を変更する。第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。	No. 1-133	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み



No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-459	2581	(5) 核的制限値の変更 ・最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ベレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コードKENO IV及び臨界計算コードKENO V.a (27 群ライブラリ) を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コードKENO V.a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。	No. 2-160	①
5-460	2826	(外部からの衝撃による損傷の防止) (5) 積雪 ○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟 [8.1-B4] 第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、大阪府建築基準法施行細則に定める29cmの積雪に耐えられる設計とする。 積雪に係る設計方針を付属書類5に示す。また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合における除雪等の措置は、保安規定に定める。	No. 1-20	②
5-461	2827	(外部からの衝撃による損傷の防止) (6) 生物学的事象 ○第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備 [8.1-F4] 第2加工棟の第1種管理区域の換気のため、給気口を設けて気体廃棄設備No.1を接続する。気体廃棄設備No.1の給気口にはフィルタを設けることにより枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。また、第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の換気のため、給気口を設けて気体廃棄設備No.2を接続する。気体廃棄設備No.2の給気口にはフィルタを設けることにより枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。 保安規定に基づき、給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口のフィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合は、フィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさないようにする。	No. 1-71	②
5-462	2831	(外部からの衝撃による損傷の防止) (1) 森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災 ○第1廃棄物貯蔵棟(緊急設備 防護壁又は防護柵(W1防護壁)含む。)、第3廃棄物貯蔵棟(緊急設備 防護壁又は防護柵(W3防護壁)含む。) [8.2-B2] ～加工事業変更許可申請書に示したとおり、加工施設外の火災・爆発及び敷地内危険物施設の火災・爆発に対し、加工施設敷地内におけるボンベ置場(1)及び第1高圧ガス貯蔵施設(アンモニアタンク)の移設や燃料輸送車両の構内通行ルート及び駐車位置の制限を行うことにより、安全性を確保する。～	No. 1-75	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-463	2839	<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟 [9.1-B1]</p> <p>加工施設を設置する事業所には、加工施設の周辺に周辺監視区域を設け、周辺監視区域の境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。</p> <p>侵入検知器、監視カメラ等の監視装置による集中監視を行うとともに、周辺監視区域内の定期的な監視を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を監視する。また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止設備の点検、保守を行い、その機能を維持する。</p> <p>管理上の人の区分に応じて、管理区域を設定する加工施設の建物へ常時立ち入る放射線業務従事者に対してはIDカードによる出入管理を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。また、常時立ち入ることがない管理区域を設定する加工施設の建物では、出入口を施錠管理する。</p> <p>核燃料物質等の移動は所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の建物の敷地内において金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び監視を行うことにより、周辺監視区域内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。</p> <p>入構車両においては積載荷物の点検を行うことにより、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。</p> <p>これらの加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る措置は、保安規定に定めて管理する。</p>	No.1-79、No.1-80、No.1-81	② ② ②
5-464	2847	<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟 [10.1-B1]</p> <p>線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分して保安規定に定めて管理する。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟には第1種管理区域と第2種管理区域を設定し、第3廃棄物貯蔵棟には汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。</p> <p>なお、発電機・ポンプ棟は核燃料物質等を収納しないことから、管理区域の設定は行わない。</p>	No.1-103、No.1-106	③③
5-465	2868	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>○消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓、消火設備 可搬消防ポンプ、消火設備消火器、消火設備 自動式の消火設備 [11.1-F1]</p> <p>～消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行うとともに消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する構造のものを用いることを保安規定に定める。～</p>	No.1-56、No.1-59	②②
5-466	2869	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>○第1加工棟の屋外消火栓、第2加工棟の屋内消火栓に関わるアクセスルート [11.1-F1]</p> <p>第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p> <p>第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p>	No.1-62	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-467	2877	(火災等による損傷の防止) ○第1 廃棄物貯蔵棟 [11.3-B2] 電源に接続する設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。～	No.2-105(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる)	②
5-468	2883	(火災等による損傷の防止) ○第1 廃棄物貯蔵棟 [11.5-B1] 第1 廃棄物貯蔵棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.2 により平均6 回/時以上換気を行う。  ○気体廃棄設備No.1、気体廃棄設備No.2 [11.5-F1] 第2 加工棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.1 により平均6 回/時以上の換気を行う。 第1 廃棄物貯蔵棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.2 により平均6 回/時以上の換気を行う。	No.1-46(閉じ込めの管理として空気濃度限度の管理の中で実施)	③
5-469	2910	(加工施設内における溢水による損傷の防止) ○第1 廃棄物貯蔵棟 [12.1-B2] 電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。	No.2-105(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる)	②
5-470	2910	(加工施設内における溢水による損傷の防止) ○第2 加工棟に設置する設備・機器 [12.1-F3] 本申請対象のウランを取り扱う設備に接続する電気・計装盤について、設置場所及び被水のおそれの有無を次表に示す。被水のおそれのある設備・機器の電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する設計としている。 溢水による損傷の防止に係る設計方針を付属書類9-1に示す。	No.2-105	②
5-471	2928	(安全機能を有する施設) ○全ての安全機能を有する施設 [14.2-F1] [14.2-B1] 以下の設計の基本方針に基づいて、安全機能を確保するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所(必要な配置、空間及びアクセス性を備えた場所)に設置する。 ・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。 ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。 ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-1、No.1-3	②②
5-472	2936	(核燃料物質の貯蔵施設) 本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わないため、該当しない。	No.1-99	③

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-473	2995	(換気設備) ○第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、気体廃棄設備No.1、気体廃棄設備No.2 [23.1-B1][23.1-F1] 気体廃棄設備を設置する第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備により平均6回/時以上の換気を行う設計とする。	No.1-46	③
5-474	2999	(非常用電源設備) ○非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機、非常用電源設備A 非常用発電機 [24.1-F1] ～非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。	No.4-291	②
5-475	3014	(その他許可で求める仕様) ○保管廃棄設備第1廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域、保管廃棄設備第3廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 [99-F5] 地震対策として、保安規定に基づき各廃棄物保管区域ごとに使用するドラム缶、金属容器の種類、段数、配置を制限し、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止措置を講じる。 200Lドラム缶を使用する場合の段数、配置は、以下の管理を行う。～ また、竜巻対策として、保安規定に基づき放射性廃棄物を収納したドラム缶は、竜巻(風速92m/s)が発生したときに飛散することのないよう空力パラメータが0.0032以下となるように固縛する措置を講じる管理を行う。	No.1-31、No.1-103	②③
5-476	3077	添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更> 本設工認申請 詳細設計 [11.3-B2] 第2加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。	No.3-11	②
5-477	3494	付属書類4 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止に関する基本方針書 1. 2 加工施設に大きな影響を及ぼすおそれがある竜巻に対する設計 ～また、更なる安全向上策として、F3 竜巻が発生した場合に建物が損傷したとしても、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行うとしている。～	No.1-64	②
5-478	3514	付属書類5 外部からの衝撃(積雪及び降下火砕物)による損傷の防止に関する基本方針書 1. 設計方針 ～また、上記対策に加えて気中の降下火砕物の状態を踏まえ、加工施設で降下火砕物が観測された時点で速やかに除去する措置を講じることで、更なる安全を確保する。また、当該措置を実施するにあたり、昇降設備のない屋根には梯子等を設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備することとする。	No.1-20	②
5-479	3665	付属書類9-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 4. 第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟における溢水に対する安全設計 4. 2 被水に対する安全設計 (d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	No.2-105	②
5-480	3666	付属書類9-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 5. 本申請における内部溢水対策 5. 3 電気火災の発生防止 ・ウランを取り扱う設備に接続する電気・計装盤で被水のおそれのあるものについては、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じる。	No.2-105	②

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項と同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み

No. (*1)	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 (*2)	結果 (*3)
5-481	3720	付属書類 1 1 遮蔽に関する基本方針書 1. 設計方針 1. 1 周辺監視区域等の設定 管理区域の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を超えないようにする。 また、東西及び北側の敷地境界に隣接して、住友電気工業株式会社との「賃貸借契約書」により人の居住を制限する地域を設け、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における公衆の外部被ばくを合理的に達成可能な限り低くする。 周辺監視区域等の設定について、加工事業変更許可申請書に示した評価からの変更点はない。	No. 3-270	③
5-482	3720	付属書類 1 1 遮蔽に関する基本方針書 1. 設計方針 1. 2 貯蔵等の管理 周辺監視区域境界及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域において、本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。また、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするため、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置する。～	No. 1-24	①
5-483	3740	付属書類 1 3 その他許可で求める仕様（放射性廃棄物ドラム缶）の転倒防止策に関する基本方針書 1. 設計方針 廃棄物保管区域で保管廃棄に用いるドラム缶等の金属製容器は、事業変更許可申請書では、更なる安全対策として耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じている。 本設工認申請書における第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟では保管廃棄に用いる200Lドラム缶は3段積み以下で固縛し転倒防止策を講じる。	No. 1-31	②
5-484	3750	付属書類 1 4 適合性確認を先送りする施設の先行使用する施設への波及的影響に関する説明書 2. 後半申請の施設に対する保安措置及び前半申請の施設への波及的影響有無の確認 ・前半申請の施設である{5025}原料搬送設備No.2 粉末缶台車（第1次設工認にて認可）は、 <del>にわたって設置している設備であるが、後半申請の施設を設置しているに核燃料物質を搬送することがないように電源を遮断する措置を保安規定に定めて管理する。</del>	添付 4 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項（第65条の3 関係） 3. 第2加工棟内における後半申請の加工施設に対する保安に関する措置（続き） 搬送設備 【管理項目】後半申請の加工施設では、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物及び放射性廃棄物の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わない。 【管理項目】原料搬送設備No.2 粉末缶台車、ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車は、それぞれ <del>に設備の一部を設置しているが、に核燃料物質を搬送しないよう電源を遮断する措置を講じる。</del>	①
5-485	3750	付属書類 1 4 適合性確認を先送りする施設の先行使用する施設への波及的影響に関する説明書 2. 後半申請の施設に対する保安措置及び前半申請の施設への波及的影響有無の確認 ・前半申請の施設である{5042}ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車（第5次設工認にて申請）は、 <del>にわたって設置している設備であるが、後半申請の施設を設置しているに核燃料物質を搬送することがないように電源を遮断する措置を保安規定に定めて管理する。</del>	No. 5-484	①
5-486	3750	付属書類 1 4 適合性確認を先送りする施設の先行使用する施設への波及的影響に関する説明書 2. 後半申請の施設に対する保安措置及び前半申請の施設への波及的影響有無の確認 ・後半申請の施設では、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物及び放射性廃棄物の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないことを保安規定に定める。	No. 5-484	①

(\*1) 本欄に記載のNo. n-m(-1)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、1は通し番号を示す。、(\*2) 本欄をNo. n-m(-1)としている設工認記載の保安規定関係条項は、No. n-m(-1)の保安規定関係条項に同じ。

(\*3) ① 今回の保安規定変更申請で反映、② 新規制基準対応の段階的反映の中で変更済み、③ ②以前に規定済み